

第5次 吉野町総合計画 後期基本計画

The 5th Yoshino Town Comprehensive Plan:
Latter Half Basic Plan

第5次吉野町総合計画 後期基本計画



奈良県吉野町

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1
電話番号:0746-32-3081 ファックス:0746-32-8855



ひと・地域・多世代が紡ぎ合い 未来を創造する吉野へ

第5次吉野町総合計画の策定から5年が経過し、この間、町を取り巻く社会環境は大きく変化しました。コロナ禍の収束とともに、新しい生活様式が定着し、人口減少や高齢化の進行、生活のデジタル化、物価上昇、地域経済の変化など、私たちの暮らしは日々新しい課題に向き合っています。一方で、地域活動の再開や住民同士のつながりの再生、外部人材との協働・交流拡大など、吉野町には確かな希望の芽も生まれています。

本町がこれまで大切にしてきた「ひと」を主役とするまちづくりは、今こそその真価が問われています。互いを支え合い、学び合い、地域の魅力を創り出していく力こそが、将来世代へ引き継ぐべき町の財産であると考えています。

この度、後期基本計画を策定し、これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、これからの5年間に向けた方向性を新たに示しました。本計画では「現在」を的確に捉え、「過去」から受け継いだ資源と知恵を磨き、「未来」へつながる吉野町の姿を、町民の皆さまとともに描くことを目指しております。

誰一人取り残さず、誰もが希望をもって暮らし続けられるまちを実現するため、住民同士のつながり、地域内外の協働、そして町政の確かな推進により、「感動」が生まれる吉野町をつくり上げたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力をいただいた委員の皆さま、町民の皆さま、関係各位に深く感謝申し上げます。今後も町政へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

吉野町長 中井 章太

目次

■第5次吉野町総合計画 序論	1	■政策2 循環 循環と発展をめざす吉野町	67
第1章 計画の概要	2	9 自然環境及び生活環境の保全・保護	68
1.計画策定の趣旨	2	10 一般廃棄物の適正な処理	70
2.計画の構成と目標年次	2	11 農林漁業の振興	72
3.計画策定の基本的な考え方	3	12 商工業の振興	74
第2章 吉野町の特徴	4	13 木材関連産業の振興	76
1.吉野町の概況	4	14 魅力あふれる観光の振興	78
2.吉野町の魅力	6	15 世界遺産等文化財の保全と活用	80
第3章 吉野町の現状	7	16 関係人口の創出と移住定住の促進	82
1.前期基本計画の振り返り	7	17 利便性の高い公共交通システムの構築	84
2.町民の意向	10	■政策3 安心 安心できる吉野町	87
3.人口の推移	17	18 健康づくりの推進	88
4.財政状況の推移	18	19 地域医療の充実	90
第4章 社会的潮流とまちづくりの課題	20	20 高齢者の自立支援の推進	92
■第5次吉野町総合計画 基本構想	22	21 障がい者の自立支援の推進	94
第1章 基本理念・基本原則	23	22 包括的で重層的な支援体制の構築	96
1.まちづくりの基本理念	23	23 社会保障制度の円滑な運営	98
2.まちづくりの基本原則	23	24 地域防災力の向上	100
第2章 まちの将来像	24	25 消防・救急体制の充実	102
第3章 まちづくりの方向性(政策の方向性)	26	26 交通安全・防犯対策の推進	104
1.人を育む吉野町	27	27 安全で快適な道路・河川の整備	106
2.循環と発展をめざす吉野町	28	28 安全で安心な上下水道の整備	108
3.安心できる吉野町	29	29 安全で快適な居住環境の整備	110
4.持続可能な吉野町	30	30 地域特性を活かした土地利用の推進	112
第4章 土地利用の方向性	31	■政策4 行財政 持続可能な吉野町	115
1.土地利用の全体像	31	31 情報通信技術等を活用したデジタル化の推進	116
2.地域課題解決・地域力の向上のための7つの区域	36	32 財政健全化と行財政改革の推進	118
3.道路ネットワークの方向性	37	33 広報広聴の充実	120
第5章 将来像実現のための施策体系(施策の大綱)	40	34 効果的で効率的な行政経営の推進	122
■第5次吉野町総合計画 後期基本計画	43	■SDGs(持続可能な開発目標)とは?	124
第1章 基本計画の概要	44	■資料編	125
1.後期基本計画策定の趣旨と計画期間	44	1.第5次吉野町総合計画 後期基本計画策定の経緯	126
2.後期基本計画の構成	44	2.吉野町総合計画策定審議会条例	127
3.4つの重点プロジェクト(基本目標)の設定	44	3.総合計画策定審議会 委員名簿	128
4.今後の財政見通し	46	4.総合計画策定体制図	129
5.人口見通しと目標人口の設定	47	5.総合計画策定審議会 諮問・答申	130
第2章 分野別計画	48	6.まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	132
■政策1 ひと 人を育む吉野町	49	7.吉野町まちづくり基本条例	134
1 子育て支援の充実	50	8.各政策に関連する主な施設等一覧(令和8年3月時点)	142
2 学校教育の充実	52		
3 地域ぐるみの健全育成	54		
4 社会教育と生涯学習の推進	56		
5 社会体育と生涯スポーツの推進	58		
6 人権が尊重されるまちづくり	60		
7 協働のまちづくりの推進	62		
8 職員の人材育成	64		

第5次 吉野町総合計画 序論

Introduction to the 5th Yoshino Town
Comprehensive Plan

1 計画策定の趣旨

本町では、2021(令和3)年に「第5次吉野町総合計画」を策定し、目標年次を10年後の2030(令和12)年に設定し、まちづくりの目標や町の施策方針をまとめ、取組を進めています。

近年、少子化・人口減少、自然災害の激甚化、インフラの老朽化、町民の価値観やライフスタイルの変化など、町を取り巻く社会環境の変化が著しくなっています。総合計画では、このような社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、前期基本計画(5年間)と後期基本計画(5年間)にわけています。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画における課題等を踏まえて、時代・環境の変化や町民ニーズに的確に対応した具体的な施策や取組を計画します。基本構想で掲げたまちの将来像を目指し、町民と共に進めるまちづくりを着実に進めていきます。

2 計画の構成と目標年次

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、基本構想と基本計画で構成します。

1 基本構想(2021(令和3)年度～2030(令和12)年度)

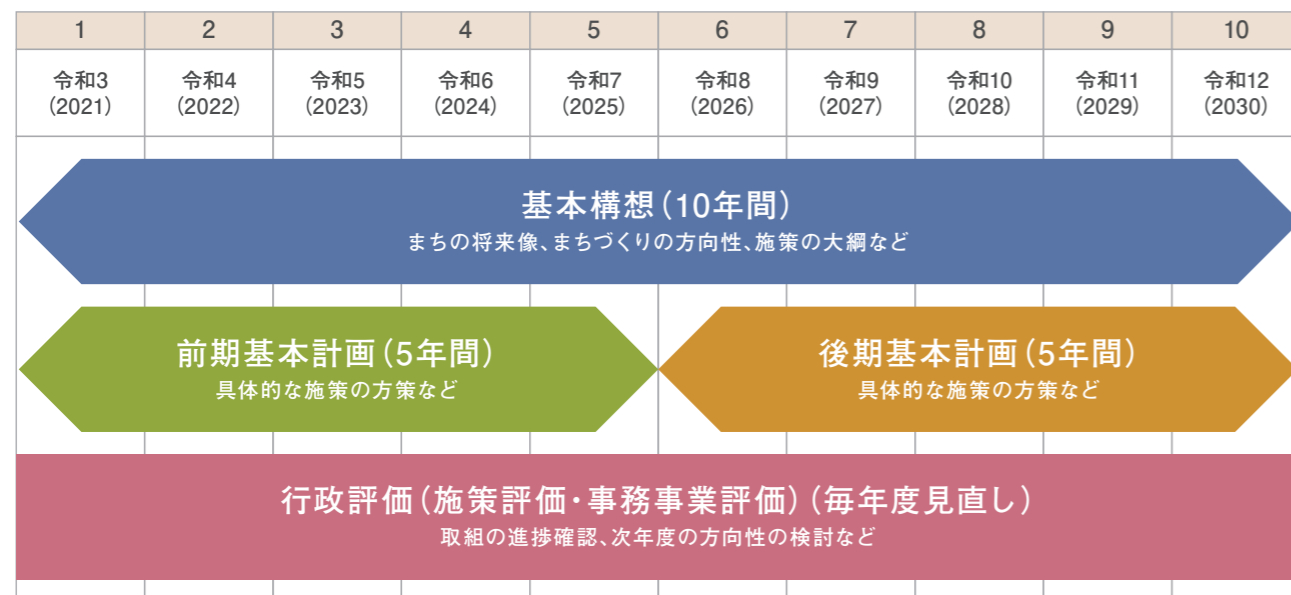
本町の目指すまちの将来像を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにし、町政が進むべき方向性を示します。長期的な視点からまちづくりを進めていくため、基本構想の計画期間は10年間とします。

2 基本計画(前期:2021(令和3)年度～2025(令和7)年度、後期:2026(令和8)年度～2030(令和12)年度)

基本構想に掲げるまちの将来像を実現するために必要な施策を大綱に沿ってまとめ、目的や方針、具体的な取組内容を明らかにします。中期的な観点から基本構想の実現を図るため、計画期間は前期5年間、後期5年間とします。

3 行政評価(施策評価・事務事業評価)に基づいた毎年度予算(編成)

基本計画で示された各施策をより効果的・効率的に推進するため、各施策の進捗状況を確認し、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。



3 計画策定の基本的な考え方

1 人口減少・高齢化の進展

生産年齢人口の減少と少子化により、今後、行政運営が厳しい人口構造になると予測されています。これにより、深刻な労働力不足、商店や医療機関の減少といった生活基盤の維持困難化などの問題への対応が求められることになると考えられます。本町では、このような日本全国の人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化よりも速いスピードで進んでいくため、労働力不足の解消や生活基盤の維持など、より一層スピード感を持ったまちづくりを進めていく必要があります。

2 災害に強いまち・ひとづくり

能登半島地震をはじめとした地震災害、頻発する豪雨災害、猛暑による異常気象など、日本を取り巻く自然災害は激甚化しています。

本町では災害に強いまちづくりを推進するため、自助・共助・公助の視点を踏まえた、避難支援への対応、インフラ老朽化への対応、防災訓練の強化に加えて、広域連携の仕組み・強化を計画的に進めていきます。

3 官民連携を通じた地域活性化

多様化する町民ニーズに対し、質の高い町民サービスを提供するため、行政だけではなく、民間企業の知見やノウハウなどの活用が重要となります。具体的には、近鉄吉野線沿線の発展的な活用や旧吉野小学校学校跡地の活用などに民間活力を導入することで地域の活性化を進めていくことが求められています。

限られた資産を有効活用し、官民連携・共創によるまちづくりを推進することができる計画を目指します。

4 多文化共生社会の実現

現在、多くの外国人が本町で居住しており、まちづくりを担う町民として重要な存在となっています。また、今後人口減少が加速すると見込まれる中で、地域の生活者として外国人の重要性が増すと考えられます。

本町では「吉野つながる日本語教室」^{※1}や日本語に不慣れな人々が理解しやすいよう工夫された「やさしい日本語」の取組をはじめとして、外国人の日本語教育や生活環境改善に加え、お互いの国の文化や生活習慣などの相互理解を深める取組を進めており、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する計画を目指します。

●用語説明

※1 吉野つながる日本語教室
 外国につながるの方が、生活者としての日本語(地域日本語)を学ぶと同時に、日本人もお互いの国の文化や生活習慣を学ぶなど、互いの学び合いや気づきの中で多文化共理解を深め合い、支え合う居場所となることを目的とする吉野町地域日本語教室の名称。

1 吉野町の概況

1 位置・地勢

本町は、奈良県のほぼ中央に位置し、北に大和平野をひかえ、北部の竜門山地と南部の吉野山地などに囲まれ、その間を西流する吉野川の中流域に位置する面積95.65km²のまちです。



吉野町

2 吉野町町章

吉野町町章は、吉野町の頭文字の「よ」を図案化し、「よしの」の三文字を一文字に表現したものです。また、円は、たゆみなき将来の発展を意義づけ、両端の軸は和を基盤とし崇高な理想と自由及び幸福追求を表現したものです。



3 吉野町民憲章

町民憲章は、町民の心構えや自主的行動の規範として、郷土愛・道徳・生活規範についての町民の心のよりどころとして位置づけ制定しています。

わたしたちの先人は、森と水を大切に守り伝え、吉野の山河の美しさ、清らかさ、厳しさのなかで、暮らしを営み豊かな文化を育んできました。わたしたちは、これを受け継ぎ、未来に向けて持続し発展するまちをつくることを誓い、ここに吉野町民憲章を定めます。

わたしたち吉野町民は

1. 互いを敬い、支え合い、みんな生き生きと安心して暮らせるまちをつくりまします。
2. 一人ひとりが、まちの担い手として力を合わせ公正で開かれた町民主体のまちをつくりまします。
3. 自然を守り、歴史文化に親しみ心豊かなひとを育むまちをつくりまします。
4. ふるさとを愛し、地域の宝を活かし誇りに思う未来に希望あるまちをつくりまします。
5. 人々を温かく迎え、人と人がつながる明るく活気あふれるまちをつくりまします。

4 吉野町まちのシンボル

本町では、まちのシンボルとして、町の花・町の木・町の鳥・町の魚を制定しています。



町の花

「シロヤマザクラ」

「シロヤマザクラ」は、我が国の桜の古来種の中でもっとも代表的な花で、古くから詩歌に詠まれ親しまれてきました。吉野山の桜は、蔵王権現のご神木として奇進植樹されてきたもので、ふるさとの歴史文化を物語る花です。



町の木

「吉野杉」

「吉野杉」は、日本三大人工美林に数えられ、恵まれた気候風土と伝統的な集約技術によって育てられ、古くから良質材としてその名が知られてきました。吉野材の集積市場として発達した本町にとって、ふるさとの先人と自然が合い生み出した暮らしを支える恵みの木です。



町の鳥

「うぐいす」

「うぐいす」は、平地にて鳴き始める季節が早春であることから春告鳥とも呼ばれています。吉野の里山に響き渡るさえずりで、穏やかな春の訪れを知らせてくれる、誰もが親しみのある鳥です。



町の魚

「桜鮎」

鮎は、姿の美しさ、にがみをもった風味と香りから日本では川魚の王ともいわれています。特に吉野川の鮎は、吉野の桜に由来した伝承も伴い、「桜鮎」の名がつけられ親しまれています。青葉若葉の美しくなる季節のふるさと吉野を代表する魚です。

5 吉野町まちの歌

本町では、吉野町民憲章を踏まえて、まちの歌を制定しています。

吉野町まちの歌
『いにしえびとのおくりもの』

一 山里の 季節のうつろい うつくしく
朝霧けむる 山々に
シロヤマザクラ 咲き誇る
風のささやき 木立のかおり
時にやさしく 時にたのしく
わたしたちの山に いま残る
いにしえびとからおくれた
ふるさと吉野の たからもの

二 山里の 暮らしのうつろい うるわしく
緑の山に こだまする
みなびとたちの 高き声
歴史にまなび 歴史をつくる
ふるさと愛し ふるさと思う
わたしたちの空に いま響く
いにしえびとからおくれた
ふるさと吉野の たからもの

三 山里の 時間のうつろい たえまなく
夕焼け空に 染まる山
川面に映る 陽のひかり
希望にみちた 明日にむかい
時におだやか 時にほがらか
わたしたちの川に いま思う
いにしえびとからおくれた
ふるさと吉野の たからもの

第3章 | 吉野町の現状

2 吉野町の魅力

本町は、奈良県の中央部、吉野郡の北部にあって、町の中央部を東から西に吉野川が流れています。町域の一部は吉野熊野国立公園、吉野川・津風呂県立自然公園に指定されており、全国的には吉野山の桜で有名です。春には豪華絢爛で気品に富む桜が咲き乱れ、人々の心を魅了します。

i. 吉野町の伝統、歴史・文化

古来、吉野は都の近くにありながら、都のある奈良盆地からはひと山隔てた、豊かな自然、そして幾重にも重なる山々に抱かれた場所でした。その立地が影響したのか、吉野町域は古くから多くの人々が訪れ、神秘的な場所として文学の世界や宗教の世界でも注目を集めてきました。

例えば、吉野を訪れた人物の中には、天武天皇、持統天皇、藤原道長、源義経、護良親王、後醍醐天皇、豊臣秀吉など、歴史上の著名な人物も少なくありません。また、柿本人麻呂や大伴旅人、西行法師、松尾芭蕉らは吉野の豊かな山・川・雪・桜の世界を多くの歌の中で詠みあげ、その歌は『万葉集』をはじめとする歌集におさめられました。そして、『今昔物語集』をはじめとする説話集などは、吉野を神や妖や仙人が住む神秘の世界として紹介し、役行者をはじめとする多くの宗教者たちは信仰の聖地として吉野に集い続けてきました。

こうした状況は今も変わらず、谷崎潤一郎、松本清張、司馬遼太郎、恩田陸などの著名な作者たちが吉野を作品の舞台として取り上げており、能・歌舞伎・落語などの古典芸能、漫画などでも吉野が舞台となっている作品を数多く見つけることができます。

そして、町内ではこれら歴史・文学・信仰にまつわる遺跡、景色、文物、技術、営み、言い伝えなどが今も大切に守られてきています。なかでも、世界遺産に登録されている史跡大峯奥駈道と史跡名勝吉野山、1300年前の離宮の遺跡として注目を集める史跡宮滝遺跡、仙人が修行したという県史跡龍門寺塔跡、国栖の紙漉き技術、樽丸をはじめとする吉野林業などは本町が誇る歴史の証拠と言えます。

このように本町は、先人によって積み重ねられてきた魅力が数多く残る場所です。

ii. 吉野町の産業

最高級材質を誇る吉野杉・桧は、恵まれた気候風土と卓越した伝統的な集約技術によって育てられ、古くから良質材としてその名を知られてきました。

本町はその地理的条件から吉野材の集積市場として発達し、吉野材の製材業が盛んに行われるようになり、様々な建築用部材が製材され、良質な吉野材を全国各地に供給してきました。また、吉野材の原木の中央部を建築材として加工した後に残る端材を利用した製箸業も盛んに行われています。良質な吉野材から作られる吉野割箸は、高級割箸として珍重されています。

このように豊かな自然の恵みと先人たちの叡智によって生み出されてきた吉野材を大切に手塩にかけて育てる林業、高級建築材として加工する製材業、その端々までを利用する製箸業などの木材関連産業が町の基幹産業となっています。

その他にも、吉野は古くから紙漉きの里としてもその名が知られています。今もなお昔ながらの手作業で、1枚1枚丹念に漉きあげられる和紙の特徴は、紙自身が持つ独特の粘りにあり、また反りが少なく日焼けもしません。このような特徴から文化財の修復や高級掛け軸、書道用などに珍重されています。

1 前期基本計画の振り返り

本町では、毎年、各施策の成果指標の進捗状況を確認し、目標値の見直しを行うことで、次年度の予算編成に役立てています。後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画期間の5年間にわたる取組状況を分析し、各担当が進捗状況を整理しました。

各施策の担当課による5年間の進捗状況を総括した結果は以下のとおりです。なお、施策の進捗状況の評価は、

A: 順調、B: 概ね順調、C: やや遅延、D: 遅延の4段階で実施した結果です。

■ 進捗状況の評価ランク

	政策 1	政策 2	政策 3	政策 4
順調	A	A	A	A
概ね順調	B	B	B	B
やや遅延	C	C	C	C
遅延	D	D	D	D

政策1 人を育む吉野町

政策1について、子育て支援や学校教育などに関する取組は、前期基本計画で重点プロジェクトに定めて優先的に取組を進めていたこともあり、A評価となっています。後期基本計画では、D評価となっている「職員の人材育成」について、職員のスキルアップにつながる研修や職場環境の整備に取り組む必要があります。

分野	施策名	評価
子どもの教育・健全育成	1 子育て支援の充実	A
	2 学校教育の充実	A
	3 地域ぐるみの健全育成	B
社会教育・社会体育・人権	4 社会教育と生涯学習の推進	B
	5 社会体育と生涯スポーツの推進	B
	6 人権が尊重されるまちづくり	B
官民協働・人材育成	7 協働のまちづくりの推進	B
	8 職員の人材育成	D

政策2 循環と発展をめざす吉野町

政策2について、「一般廃棄物の適切な処理」は、前期基本計画期間に町のごみ処理体制が大きく変更となり、優先的に取り組んだことから、A評価となっています。後期基本計画では、C評価となっている「農林漁業の振興」について、地域農業の活性化や生産意欲の向上が必要です。

分野	施策名	評価
自然環境・廃棄物対策	9 自然環境及び生活環境の保全・保護	B
	10 一般廃棄物の適正な処理	A
産業	11 農林漁業の振興	C
	12 商工業の振興	B
	13 木材関連産業の振興	B
観光・交流・文化財	14 魅力あふれる観光の振興	B
	15 世界遺産等文化財の保全と活用	B
関係人口・移住定住公共交通	16 関係人口の創出と移住定住の促進	B
	17 利便性の高い公共交通システムの構築	B

政策3 安心できる吉野町

政策3について、前期基本計画で重点プロジェクトとして「安心な暮らしプロジェクト」を定め、地域の安全確保・整備に積極的に取り組んできました。後期基本計画では、地域医療体制の維持・充実を重点プロジェクトの一部に設定し、D評価となっている「地域医療の充実」に取り組む必要があります。

分野	施策名	評価
健康・福祉・医療	18 健康づくりの推進	B
	19 地域医療の充実	D
	20 高齢者の自立支援の推進	B
	21 障がい者の自立支援の推進	B
	22 包括的で重層的な支援体制の構築	B
	23 社会保障制度の円滑な運営	B
	24 地域防災力の向上	C
防災・消防救急・防犯・安全	25 消防・救急体制の充実	B
	26 交通安全・防犯対策の推進	B
	27 安全で快適な道路・河川の整備	B
都市基盤	28 安全で安心な上下水道の整備	B
	29 安全で快適な居住環境の整備	B
	30 地域特性を活かした土地利用の推進	B

政策4 持続可能な吉野町

政策4について、後期基本計画期間では、施策8「職員の人材育成」などの取組と連動し、デジタル社会を支える人材の確保と養成に取り組むとともに、職場環境の改善と業務効率化による生産性向上に努め、より豊かで快適な地域社会の実現を目指します。

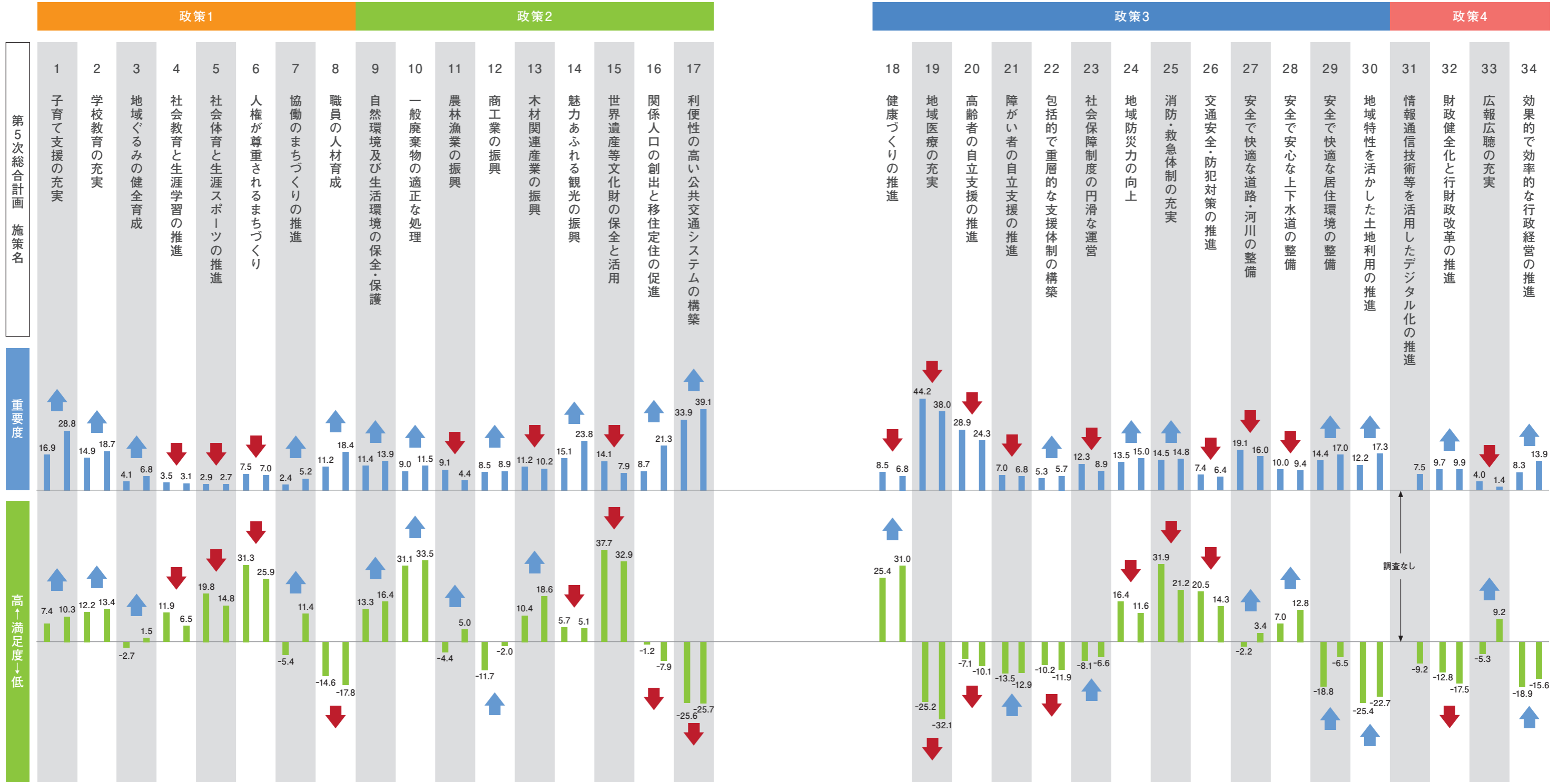
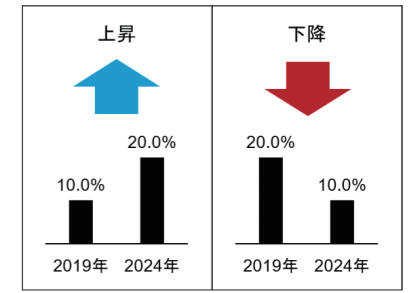
分野	施策名	評価
行財政運営	31 情報通信技術等を活用したデジタル化の推進	C
	32 財政健全化と行財政改革の推進	B
	33 広報広聴の充実	B
	34 効果的で効率的な行政経営の推進	C

2 町民の意向

1 本町の取組に対する重要度と満足度

本町の取組に対する重要度と満足度の結果から、「職員の人材育成」「関係人口の創出と移住定住の促進」「利便性の高い公共交通システムの構築」「地域医療の充実」「高齢者の自立支援の推進」「安全で快適な居住環境の整備」「地域特性を活かした土地利用の推進」「効果的で効率的な行政運営の推進」の8つが、他の取組と比べて、重要度が高く、満足度が低い(現在の取組内容や方法を見直し、町民の満足度を高めることが必要である)取組となっています。

2019(令和元)年度実施の前回調査と比べると、「子育て支援の充実」の満足度が高まっている一方で、「協働のまちづくりの推進」の満足度が低下しています。また、「子育て支援の充実」は満足度が高まっているだけでなく、重要度も前回調査と比べて高まっています。



重要度 2019(令和元)年 **12.2%** ▶ 2024(令和6)年 **13.3%** ↑ **1.1%増加**

満足度 2019(令和元)年 **2.1%** ▶ 2024(令和6)年 **3.0%** ↑ **0.9%増加**

※2024(令和6)年は34施策、2019(令和元)年は33施策の平均値を算出しています。

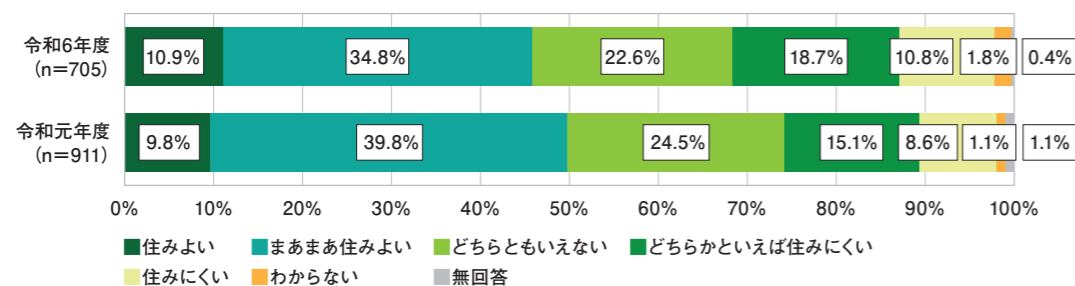
2 本町の住みよさ

2024(令和6)年度と2019(令和元)年度の町民アンケートの調査結果を比較すると、住みよい(「住みよい」「まあまあ住みよい」の合計)と回答した割合は、5年間で3.9%減少しています。一方で、中学生アンケートの調査結果を比較すると、住みよいと回答した割合は、5年間で11.3%の増加となっています。

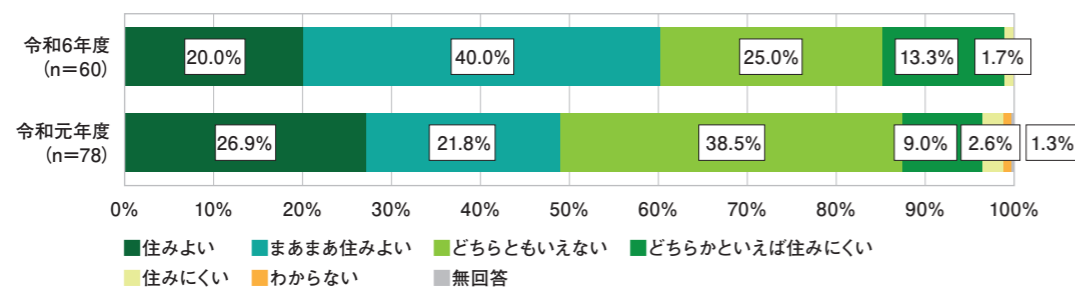
また、2024(令和6)年度と2019(令和元)年度の町民アンケートの年代別住みよさの調査結果を比較すると、20～29歳で住みよい(「住みよい」「まあまあ住みよい」の合計)と回答した割合は、5年間で7.3%の増加となっています。一方、60～69歳で住みよいと回答した割合は、5年間で8.6%減少しています。

地域のつながり強化や本町の魅力を伝えるふるさと教育により、本町に対する郷土愛や愛着心が芽生えたことで、中学生や20～29歳の住みよさが高くなったと考えられます。

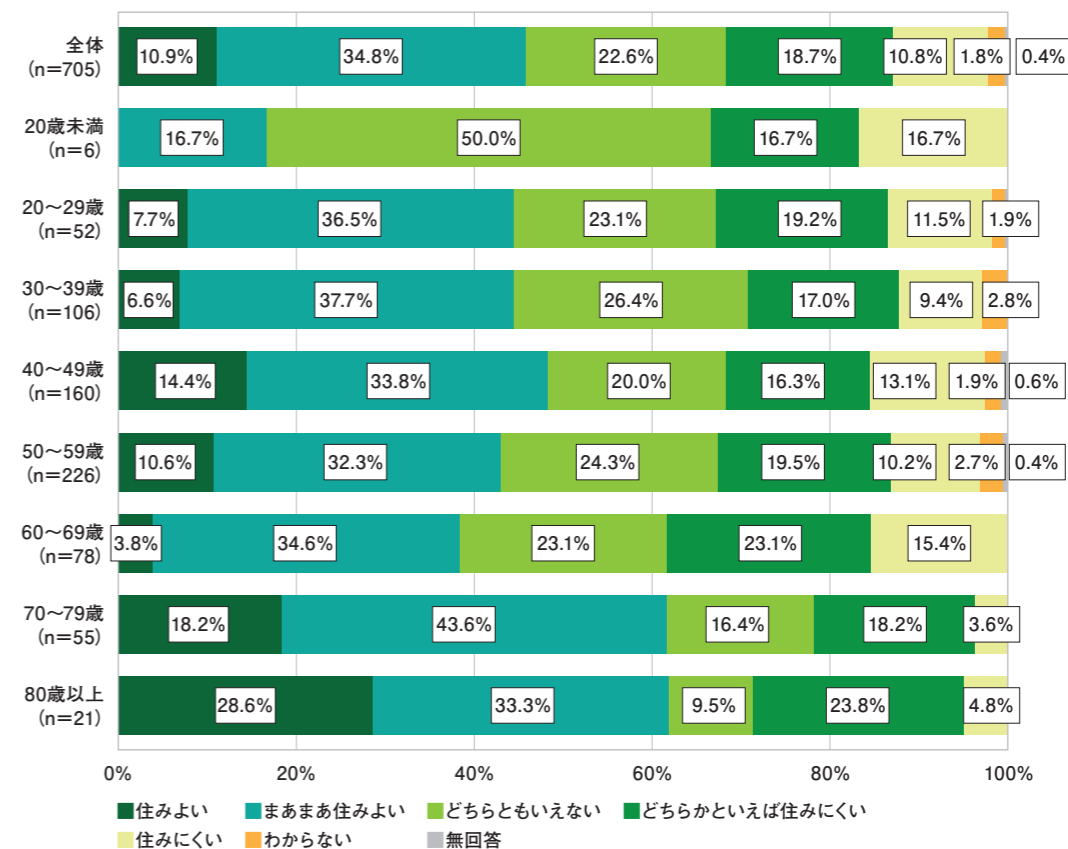
■ 本町の住みよさ(町民アンケート結果)



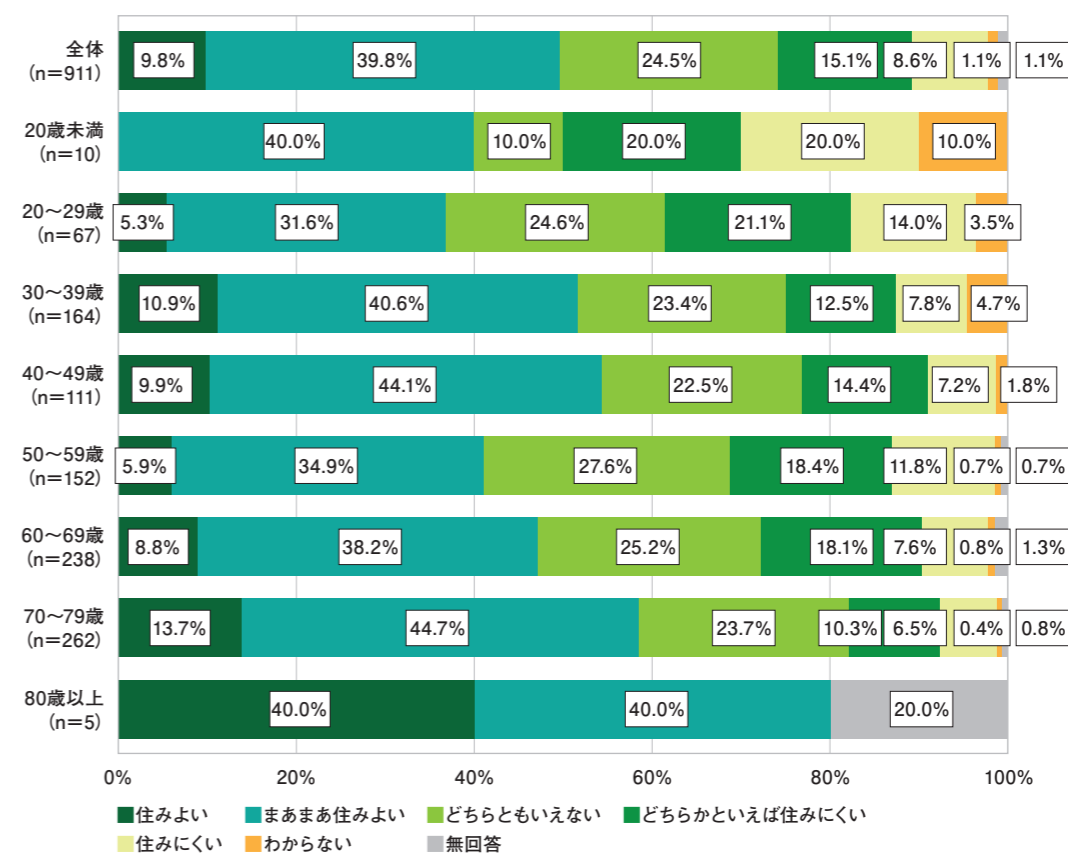
■ 本町の住みよさ(中学生アンケート結果)



■ 年代別本町の住みよさ(令和6年度町民アンケート結果)



■ 年代別本町の住みよさ(令和元年度町民アンケート結果)



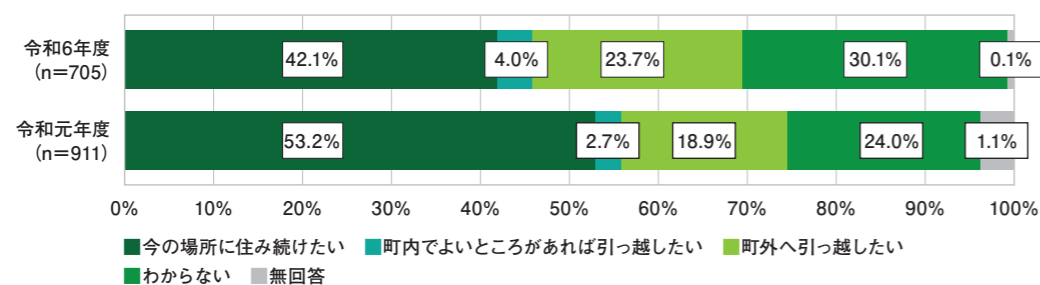
3 本町での定住意向

2024(令和6)年度と2019(令和元)年度の町民アンケートの調査結果を比較すると、住み続けたい(「今の場所に住み続けたい」「町内でよいところがあれば引っ越したい」の合計)と回答した割合は、5年間で9.8%減少しています。一方で、中学生アンケートの調査結果を比較すると、住み続けたいと回答した割合は、5年間で4.6%の増加となっています。

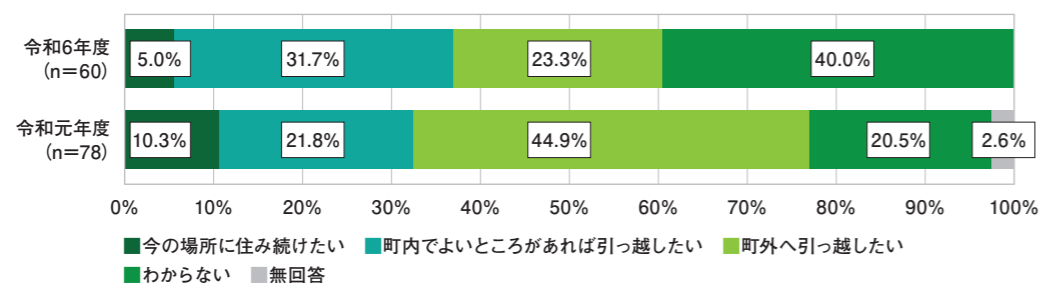
また、2024(令和6)年度と2019(令和元)年度の、町民アンケートの年代別定住意向の調査結果を比較すると、20～29歳で住み続けたい(「今の場所に住み続けたい」「町内でよいところがあれば引っ越したい」の合計)と回答した割合は、5年間で2.3%の増加となっています。一方、30～39歳で住み続けたいと回答した割合は、5年間で9.2%減少しています。

子育てや医療の支援・環境の充実により、生涯にわたり本町で生活し子育てしたいと考える若い世代が増加したことで、中学生や20～29歳の定住意向が高くなったと考えられます。

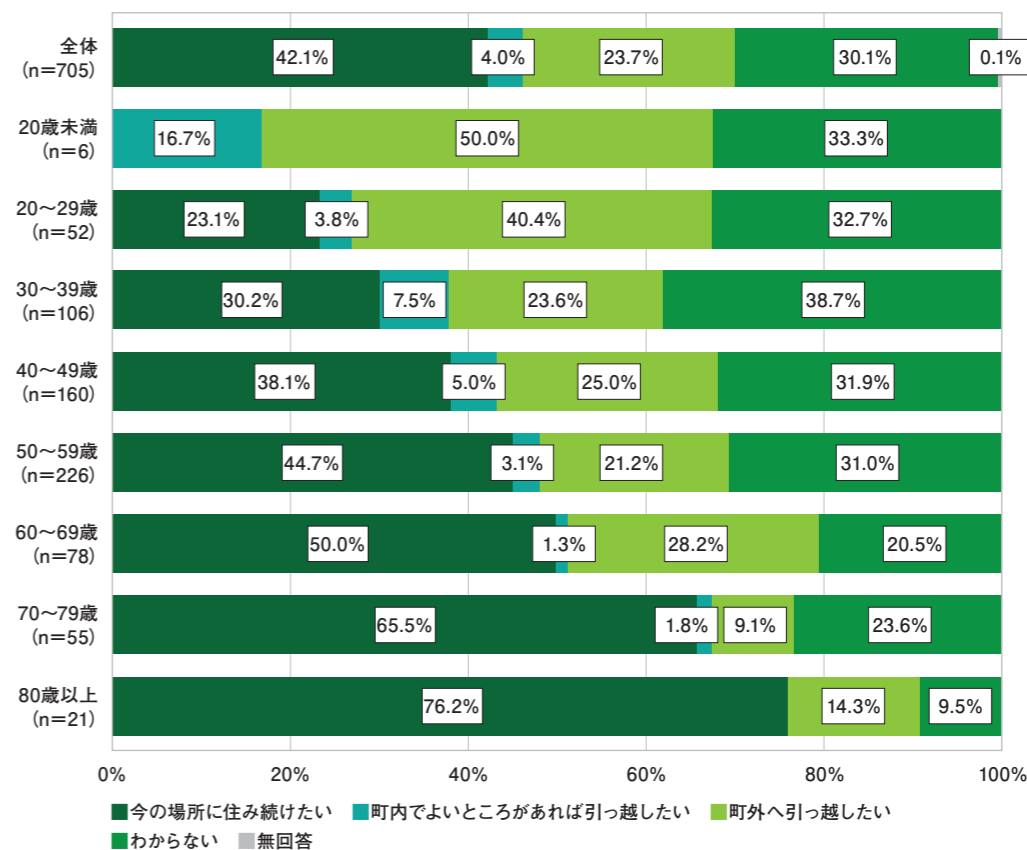
■ 本町での定住意向(町民アンケート結果)



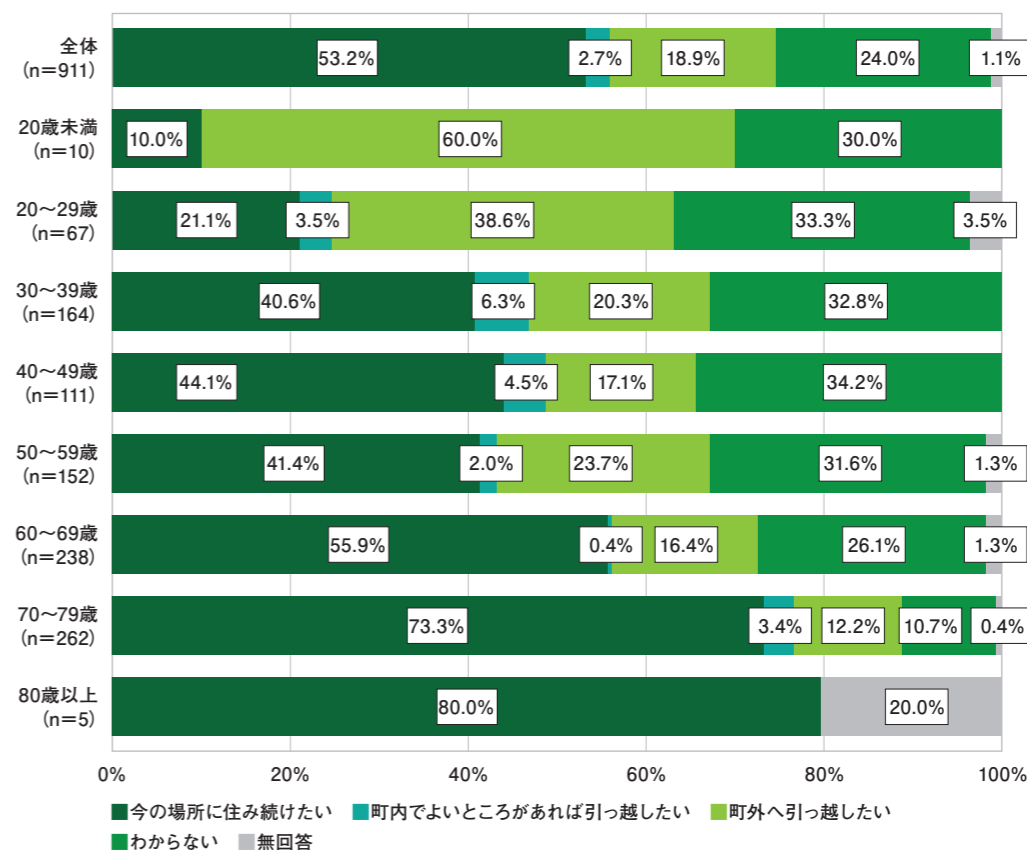
■ 本町での定住意向(中学生アンケート結果)



■ 年代別本町の定住意向(令和6年度町民アンケート結果)



■ 年代別本町の定住意向(令和元年度町民アンケート結果)



4 重点的に取り組んでほしい分野

2025(令和7)年度に公式ホームページと公式LINEで実施した「令和7年度吉野町まちづくりに関するアンケート」の結果から、本町に重点的に取り組んでほしい分野は、「関係人口・移住定住・公共交通」が27.2%と最も多くなっています。次いで、「健康・福祉・医療」が14.9%、「産業」が11.4%、「行財政運営」が10.5%となっています。

■本町に重点的に取り組んでほしい分野

分野	選択数	割合
関係人口・移住定住・公共交通	31	27.2%
健康・福祉・医療	17	14.9%
産業	13	11.4%
行財政運営	12	10.5%
観光・交流・文化財	11	9.6%
防災・消防救急・防犯・安全	9	7.9%
子どもの教育・健全育成	8	7.0%
官民協働・人材育成	5	4.4%
自然環境・廃棄物対策	4	3.5%
都市基盤	3	2.6%
社会教育・社会体育・人権	1	0.9%

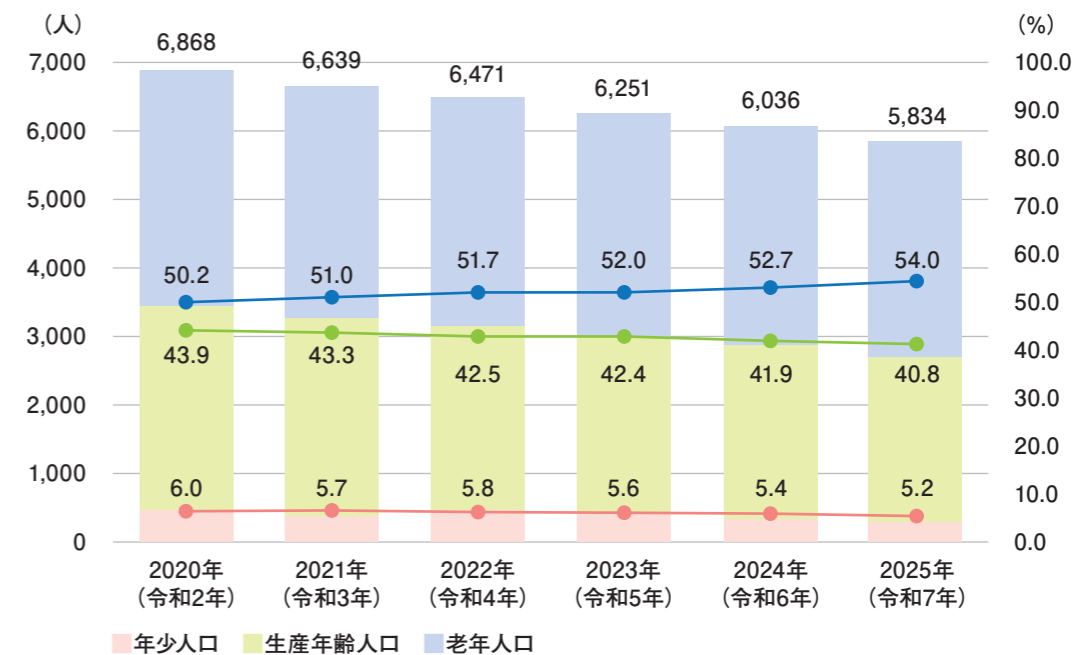
3 人口の推移

「第5次吉野町総合計画前期基本計画」では、分野横断的に取り組む重点プロジェクトとして、子育て支援をはじめとした人口減少のスピードの抑制や少子高齢化対策のほか、流入人口の増加を目的として、様々な組織や団体との連携を通じた地域経済の活性化と持続可能な経済成長を目指してきました。

しかしながら、2025(令和7)年1月時点の住民基本台帳人口によると、総人口は6,000人を下回り、直近5年間で約1,000人減少していることから、依然として人口減少が進んでいることがわかります。

年齢区分人口を見ると、老年人口比率は年々増加し、生産年齢人口と年少人口は年々減少しています。国や奈良県の人口構成(人口3区分)と比較すると、年少人口比率は6%程度、生産年齢人口比率は15~20%程度低くなっており、老年人口比率は20~25%程度高くなっています。これらから、全国及び県よりも少子高齢化が進んでいることがわかります。

■本町の人口推移(各年1月1日時点)



	2020年(令和2年)	2021年(令和3年)	2022年(令和4年)	2023年(令和5年)	2024年(令和6年)	2025年(令和7年)
合計	6,868	6,639	6,471	6,251	6,036	5,834
老年人口	3,447	3,385	3,345	3,252	3,182	3,151
生産年齢人口	3,012	2,873	2,748	2,648	2,530	2,380
年少人口	409	381	378	351	324	303
老年人口比率	50.2%	51.0%	51.7%	52.0%	52.7%	54.0%
生産年齢人口比率	43.9%	43.3%	42.5%	42.4%	41.9%	40.8%
年少人口比率	6.0%	5.7%	5.8%	5.6%	5.4%	5.2%

(参考) 全国

老年人口比率	27.9%	28.2%	28.5%	28.6%	28.8%	28.9%
生産年齢人口比率	59.9%	59.7%	59.5%	59.6%	59.7%	59.8%
年少人口比率	12.2%	12.1%	11.9%	11.7%	11.5%	11.3%

(参考) 奈良県

老年人口比率	30.8%	31.2%	31.6%	31.8%	32.1%	32.4%
生産年齢人口比率	57.4%	57.0%	56.8%	56.8%	56.7%	56.6%
年少人口比率	11.8%	11.7%	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%

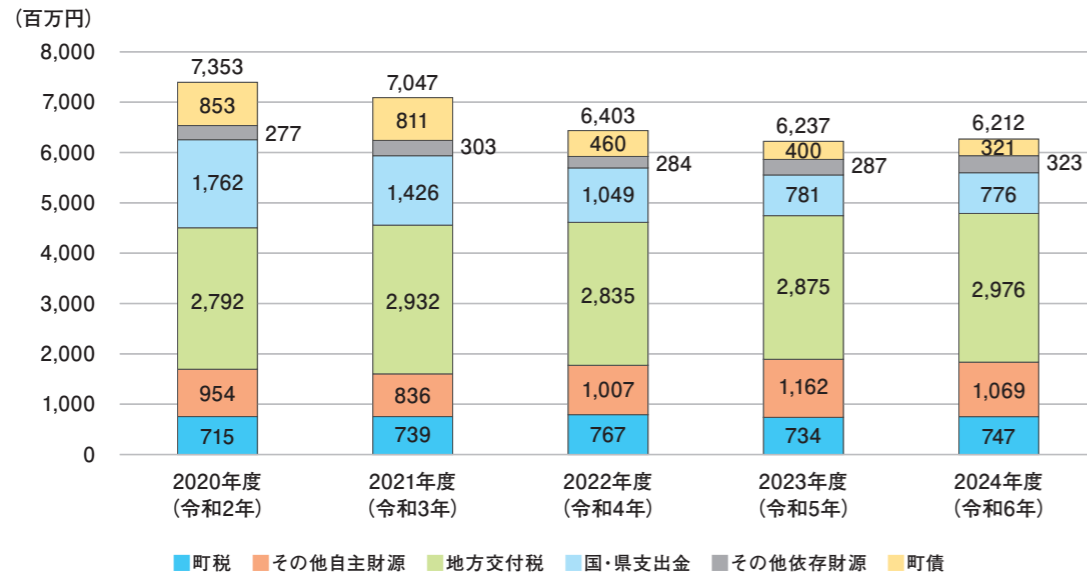
出典: 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

4 財政状況の推移

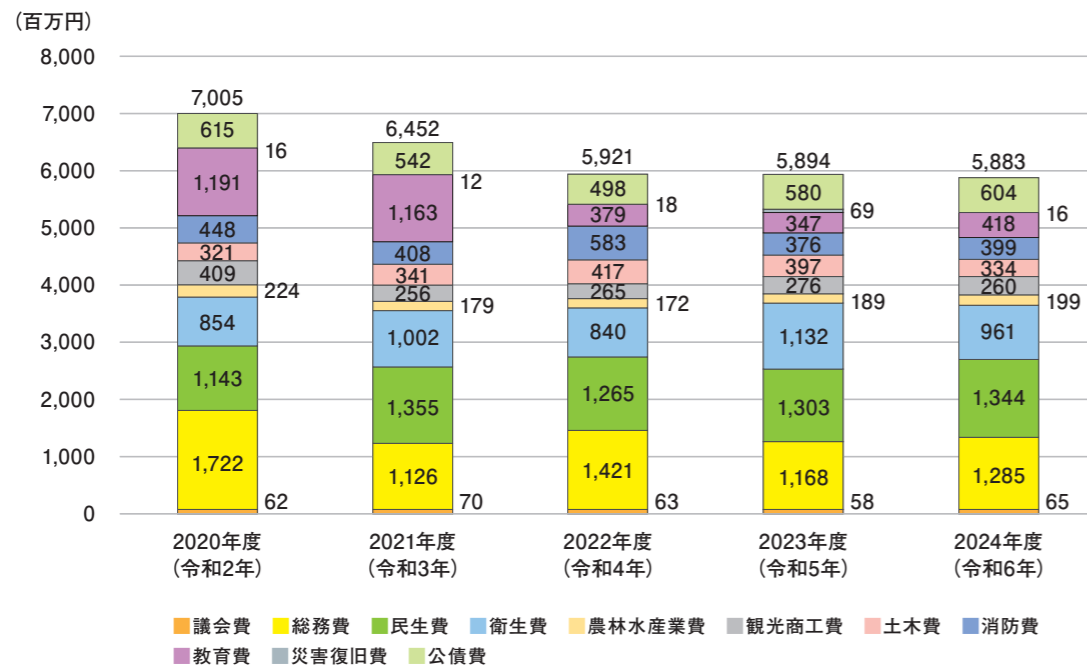
1 歳入・歳出の推移

直近5年間の歳入及び歳出は、2020(令和2)年度以降、右肩下がり推移しています。歳入の内訳は、自主財源が約3割、依存財源が約7割となっており、国や県からの補助金や交付金に頼っています。また、歳出の内訳は、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)が約3割となっています。

■ 歳入の推移



■ 歳出の推移



出典:「吉野町普通会計決算の概況」
 ※1 普通会計を対象としています。
 ※2 その他自主財源は、分担金、負担金、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入が含まれます。
 ※3 その他依存財源は、地方譲与税、各種交付金が含まれます。
 ※4 単位未満を四捨五入しているため、合計値と各数値の合計が一致しない場合があります。

2 財政指標の推移

直近5年間の財政指標(①経常収支比率、②将来負担比率、③実質公債費比率)の推移は以下のとおりです。

i. 経常収支比率

経常収支比率は、町税などの経常的な収入から人件費や公債費などの経常的な経費に充てられている割合のことであり、100%を超えると経常的な経費を一般財源に賄えない状況となります。この指標は、100%を下回っていますが、高い水準で推移しています。

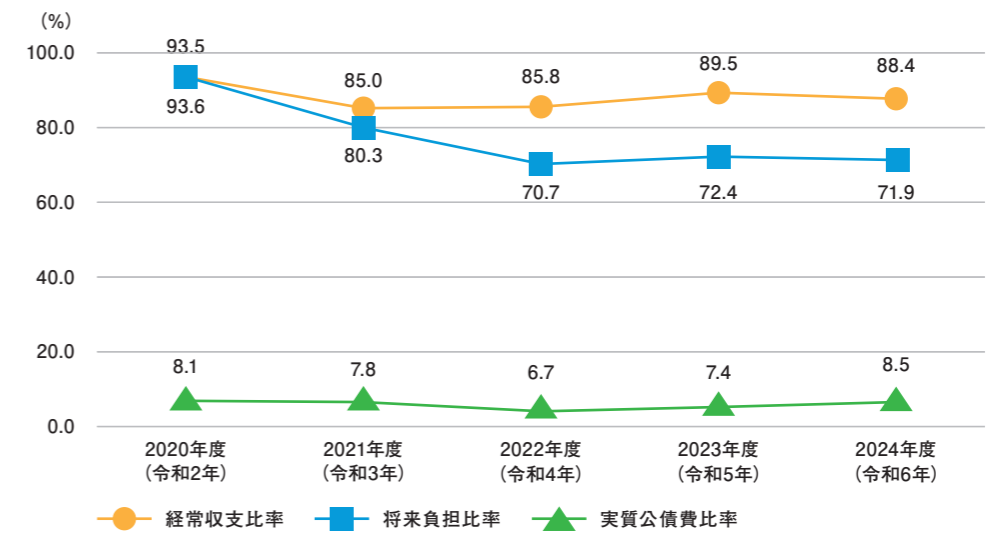
ii. 将来負担比率

将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき負債総額の標準財政規模に対する割合のことであり、350%を超えると早期健全化団体となります。この指標は近年減少傾向にあり、70%前後で推移しています。

iii. 実質公債費比率

実質公債費比率は、普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する割合のことであり、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となります。この指標は、10%以下で推移しています。

■ 財政指標の推移



出典:「吉野町普通会計決算の概況」

● 用語説明

- ※2 普通会計
地方公共団体の会計のうち公営事業会計(下水道、病院、下水道、介護サービス等の公営企業会計など)を除く会計のこと。
- ※3 標準財政規模
地方公共団体の標準的な状態で通常収入とされるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税と臨時財政対策債を加算した額。

第4章 | 社会的潮流とまちづくりの課題

第5次吉野町総合計画前期基本計画期間(2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間)における社会情勢の変化は以下の5つに整理できます。

1 町の主要産業と働き方の変化	
●全国の動向	
一次・二次産業の衰退と外国人労働者の増加	全国的に第一次・第二次産業は従事者の高齢化と新規就労者の減少が問題となっています。一方、外国人労働者や外国人雇用事業所は増加傾向にあることから、外国人材の就業促進や言語研修、雇用管理指導の取組が必要とされています。
観光産業と働き方の変化	訪日外国人観光客数は2024年に過去最高を記録し、奈良県でも回復傾向にあります。また、リニア中央新幹線 ^{※4} 新駅設置や働き方の変化などにより、今後も国内外からの観光客が増加すると見込まれるとともに、移住者の増加につながる事が想定されます。
●本町の主な課題	
基幹産業の継承と外国人労働者の雇用	本町の地域資源を活用した産業において、高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。この課題解決のために、外国人労働者への支援施策や、後継者の育成、雇用環境の改善などの取組が必要です。
新たなニーズに対応した観光産業	言語や文化の壁を解消する取組やプロモーション活動を通じて、外国人観光客が快適に滞在できる環境を整備することが求められます。加えて、日本人の働き方の変化により、新たな観光需要や移住・定住ニーズの増加に対応する取組が必要です。

2 協働のまちづくりの推進	
●全国の動向	
協働による持続可能な行政サービスの維持と提供	少子高齢化や災害の激甚化により町民ニーズが多様化する中、自治会やNPO法人等を中心とした地域コミュニティの活性化が重要です。地域活動のデジタル化や資源・人材の協働活用を進めることで、防災や福祉分野をはじめとした課題解決が必要とされています。
●本町の主な課題	
多様な主体の連携と協働のまちづくり推進	町民、団体、事業者など多様な主体が連携して、地域コミュニティの整備・維持を図ることが重要で、行政による積極的な支援が求められています。また、効率的な行政運営のため、近隣自治体との広域連携の可能性を検討する必要があります。

●用語説明

※4 リニア中央新幹線
全国新幹線鉄道整備法に基づいて計画された、東京都を起点、大阪市を終点とする超電導磁気浮上方式(超電導リニア)の新幹線鉄道のこと。

3 少子高齢化や人口減少社会の進行	
●全国の動向	
少子高齢化に伴う人口減少の状況	全国の総人口は減少傾向にあり、今後も減少し続けることが予想されています。また、出生数も例年のように過去最低を更新しており、今後更なる少子高齢化になるとされています。奈良県では、全国より速いスピードで少子高齢化が進行すると予測され、労働力不足や経済規模の縮小など、社会全体に様々な影響が及ぶ状況です。
●本町の主な課題	
加速する高齢化への対応	本町の総人口は減少傾向にあり、高齢化率は2025(令和7)年1月時点で54.0%と非常に高くなっています。高齢化の進行に伴い、福祉サービスの需要・コストの増加、地域活動の担い手の不足などが懸念されます。高齢者が健康で積極的に地域活動に参加し、地域全体で支え合う仕組みづくりを検討しています。
少子化・生産年齢人口減少への対応	本町の出生数も減少傾向にあり、近年は年間15人前後となっています。また、本町では若年層が都市部に転出する傾向にあり、少子化と生産年齢人口の減少が進行しています。近年の社会変化により地方での生活が注目されており、若年層が本町での生活に魅力を感じられるようなプロモーション活動が必要です。

4 社会変化と安全・安心への意識の高まり	
●全国の動向	
気象災害、高齢者の事件・事故被害の増加	気候変動による気象災害の激甚化や南海トラフ地震の切迫を受け、広域的な災害対策の強化が求められています。また、高齢者が関与する交通事故や特殊詐欺被害の増加が懸念される中、広報・啓発活動や地域のつながりを活用した防犯対策の推進が重要です。
●本町の主な課題	
災害に対する協働と高齢者の安全・安心	本町では、自然災害に強いまちづくりを推進し、自主防災組織をはじめとした自助・共助の取組を強化しています。また、高齢者が関与する交通事故や特殊詐欺被害への対策として安全教室や意識啓発、地域のつながり強化を進めています。

5 高度情報化と効率的な行財政運営	
●全国の動向	
デジタルと協働による持続可能な地域づくり	政府は地方の人口減少に対し、デジタル技術を最大限に活用した公共サービスの維持・強化や地域経済の活性化を図っています。また、より効果的な行財政運営を進めるため、官民連携事業の取組も求められています。
●本町の主な課題	
高度情報化した行財政運営の推進	財政負担の軽減と公共サービスの維持・向上を目指すために、官民の連携やノウハウの共有が行える環境の整備が必要です。また、町民課題の解決に役立つシステムの導入など、デジタル技術を活用した行財政改革を推進することも重要です。

本町では、自治の「基本理念」とまちづくりの「基本原則」を明らかにし、町民と町の役割および責務を明らかにするとともに、自治の確立と豊かな地域社会を創造することを目的として、まちづくりに関する基本的な事項を定めた「吉野町まちづくり基本条例」を策定しました。第5次吉野町総合計画では「吉野町まちづくり基本条例」の基本理念と基本原則を踏まえて策定する分野別計画に基づいて、まちづくりを進めていきます。

吉野町まちづくり基本条例

1 まちづくりの基本理念

- 1 町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、障がいのあるなしその他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくります。
- 2 町民、議会、行政がそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で開かれた町民主体の町政を行います。
- 3 先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を次世代に引き継ぎ、世界遺産等を活かしたまちをつくります。
- 4 町内外の交流を図り、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合うまちをつくります。

2 まちづくりの基本原則

1 参画と協働の原則

町民は、自治の主体として町政に参画するとともに、公共的課題の解決にあたっては、町民及び町が協働して取り組みます。

2 情報の公開と共有の原則

町が持つ町政情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たします。

3 健全な行政経営の原則

町は、計画と検証及び評価に基づいた健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進します。

4 補完性の原則

町民と町は、課題の解決にあたり、より身近なところでの取り組みを基本に、近隣、町、県、国と順次補完して取り組みます。

5 環境との共生の原則

町民と町は、町の歴史や自然を大切にし、環境との共生を図ります。

6 多様性尊重の原則

町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めます。

第5次 吉野町総合計画 基本構想

The 5th Yoshino Town Comprehensive Plan
Basic Concept

2021(令和3)年度から概ね10年後を目標年度とする、本計画の「まちの将来像」については、本町の中学生をはじめ幅広い町民意見を基に検討を行いました。

それを踏まえて「まちの将来像」を以下のとおり定めます。

「ひと」がつながり
「ひと」が輝き
「ひと」が潤う
感動生まれる 吉野町

まちづくりの主役は「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりにより無限の「輝き」や「感動」が生まれ、みんなの心が豊かになる＝「潤う」という未来のまちの姿をイメージしています。また、本町にかかわるあらゆる「ひと」が、このまちの未来が明るく希望に満ちあふれていると実感し「ワクワクドキドキ」できるようなまちづくりを進めていきたいという想いを込めています。

それぞれの語句に込めた想い

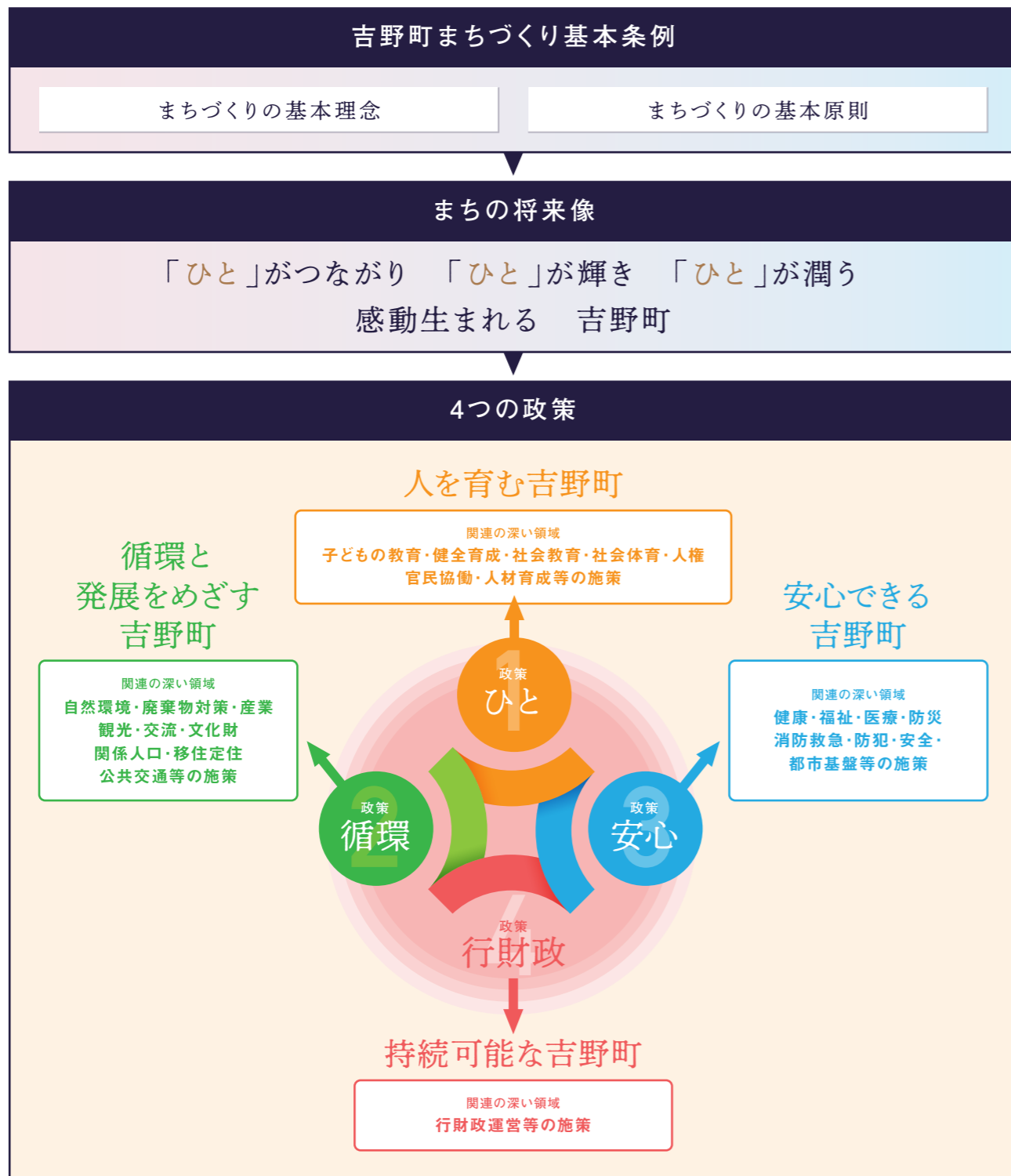


- ひと あらゆることの基軸(根本・中心・基準)は「ひと」であり、今をつくり、未来をつくる「ひと」を中心にまちづくりが成り立つ。
- 潤う 地域内の経済が循環することで経済的に豊かになることだけではなく、心が満たされ感情が豊かになる。
- つながり 歴史・文化・伝統だけではなく、先人から受け継いだあらゆる財産を未来につなぐ。個人がつながり、地域がつながり、まちがつながり、まちが持続的に発展していく。
- 感動 気持ちが高ぶるような感動を味わうことでまちに笑顔があふれ、その感動や笑顔が、まち全体へ、日本中へ、世界中へと波及する。
- 輝き 自らが輝く「ひと」となるだけでなく、周りにいるだれかを輝かせることができる「ひと」となる。
- 生まれる まちのあらゆるところで小さな感動が生まれ、そこに生まれた感動を別のだれかに与え、感動が連鎖していくまちの未来を担う子どもがたくさん生まれ育ち、まちで暮らすすべての「ひと」がいきいきと輝く。
- ワクワクドキドキ 子どもも大人も、まちで暮らす「ひと」も、まちを訪れる「ひと」も…まちにかかわるあらゆる「ひと」が、このまちの未来が明るく、楽しく、希望に満ちあふれていると感じるように願いを込めている。子どもからお年寄りまで、幅広い世代みんなで共有・共感するため、まちの将来像を連想するサブテーマとして、「ワクワクドキドキ」という補足キーワードを設定している。

第3章 | まちづくりの方向性(政策の方向性)

前述の基本理念・基本原則に基づいたまちの将来像「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う感動生まれる吉野町を実現するため、前述の社会的潮流とまちの課題で整理した課題解決に必要な政策の方向性を「人を育む吉野町(政策1)」「循環と発展をめざす吉野町(政策2)」「安心できる吉野町(政策3)」と定め、さらに、この3つの政策達成のためには安定した財政基盤が必要であり「持続可能な吉野町(政策4)」が支えることから、以下のような概念図となります。

なお、この「人を育む」「循環と発展」「安心」という3つのまちづくりの要素は、本町すべての施策を進める上で重要な要素であり、かつ相互に影響し合い、関連し合っていることから、政策が重なるように表現していますが、基本計画の掲載上は「人を育む」「循環と発展」「安心」の最も関係性の深い領域(政策)に、各施策を位置づけ、基本計画において具体的な取組内容を示していきます。



1 人を育む吉野町

政策設定のねらいや政策を取り巻く状況

将来像で示したとおり、本町全体で、人が育ち、人が輝けるようなまちづくりが必要であり、「人」が本町の原点です。政策の1つ目の柱は「人」づくりに焦点をあてています。

政策を取り巻く状況については、児童・生徒の減少、出生数の減少など、まちづくりに際して、さまざまな課題が大きくなっています。こうしたなかで、オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際的な大型イベントが多く、これらを契機として各種施策の取組に反映させていく必要があります。

また、本町は人口減少や少子高齢化のなか、自治会をはじめとしたコミュニティの力が弱くなりつつありますが、一部の地域では、自治協議会を立ち上げ地域の課題解決に向け、住民自治の動きが進んでいます。

政策の方向性

本町のまちづくりのなかで、もっとも重要なのは人です。本町全体で、それぞれの人の権利が守られ、人が育ち、人が輝けるまちの実現を目指します。

まず、子どもの教育・健全育成については、子育てしやすい環境を整え、出生率の向上につながるまちづくりを目指します。具体的には、地域ぐるみでの子どもの見守り活動を推進するほか、妊娠期からの継続した切れ目のない子育て環境を整備するとともに、町の産業・自然・歴史文化など豊富な資源を活用した「ふるさと吉野」への愛着心と生きる力を育む小中一貫教育を実現します。これに際しては、教育環境の向上や新しい生活様式への対応も視野に入れ、ICT(情報通信技術)を活用した環境整備を推進します。

また、町民一人ひとりが生涯に渡って学習できる環境づくり、文化・芸術活動に親しめる環境づくりを進めるとともに、オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズの開催を契機とし、生涯スポーツへの関心を高めます。

さらに、人口減少や少子高齢化等に伴い地域課題の解決が困難となるなか、町民、行政が共に手を取り合い、地域を支える人材の育成を行うことで、地域力の向上を推進します。また、職員の意識改革やスキルアップを進めることで、行政サービスの質の向上につなげます。

関係する施策

- 子どもの教育・健全育成に係る施策
- 社会教育・社会体育・人権に係る施策
- 官民協働・人材育成等に係る施策

2 循環と発展をめざす吉野町

政策設定のねらいや政策を取り巻く状況

町民意見として特に多いものが「つながり」「活力」「にぎわい」「発展」などでした。町内の人と人とのつながり、本町と町外の人とのつながりのほか、産業と人とのつながり、自然と人とのつながり、あらゆる世代間のつながりなど、つながりを求める意見がたくさん出されました。そこで、2つ目の政策の柱は「循環」と「発展」としました。

政策を取り巻く状況については、2015(平成27)年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」に関する国際的な目標が採択されました。SDGsへの理解を町民全体に浸透させるとともに、本町においては、豊かな自然を保全するため、自然環境保護の取組や持続可能なごみ処理の仕組み構築等が急務となっています。

また、労働力人口の減少や、産業構造の変化が進んでおり、本町においても農林漁業、商工業など各産業における状況は依然として厳しい状況です。観光面では、近年、インバウンド需要が急速に伸びていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、今後のインバウンド需要の見通しがかめられない状況となっています。

さらに、高齢化の進展により今後も町民の移動手段確保のための地域交通体系の維持はますます重要となり、車両の維持費や運行経費などの財政面でも大きな課題があります。今後の新型コロナウイルスの感染拡大の動向を適時に踏まえ、各種施策を迅速に具体化するとともに、観光をはじめとした産業施策の抜本的な見直しを進める必要があります。

政策の方向性

豊かな自然環境や歴史・文化のほか長い歴史をもつ手漉き和紙産業や地域を支えてきた地場産業等、本町では悠久の歴史のなかで培ってきた多数の魅力ある資源があります。これらの資源を再認識し、それぞれを関係づけ、循環させることで、新たな価値を創出し、発展するまちを目指します。

まず、本町の大きな資源である美しい自然環境を後世に残すため、自然環境保護の取組を進めます。その他、環境に配慮したごみ減量化の意識を醸成するとともに、ごみ処理については、本町の一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能なごみ処理の仕組みを構築します。

各産業の振興にあたっては、産業間の連携と人づくりが重要です。事業の創出や、継承のための人材育成を進め、本町の特徴である割り箸産業、手漉き和紙産業などの地域資源を活かした産業は、需要拡大や生産性向上のほか、市場の開拓を進めます。

観光産業については、世界遺産のある吉野山を軸に、宮滝周辺、国栖地区や津風呂湖周辺を連携させ、歴史や自然、地場産業の体験等を活かし、観桜期集中型から通年型観光地への転換を目指します。また、従来からの観光戦略に加えて、観光客が安心して来訪できるよう安全対策を講じ、県内市町村と連携したマイクロツーリズムの推進等県内各地を周遊させる滞在型観光の仕組みを構築するとともに、「木の文化」を再確認し、新しい価値観・新たな循環を創出することで、観光産業の振興を目指します。公共交通については、町民等の移動ニーズの変化と新たな生活様式に対応した地域交通体系の整備を進めます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、人々の暮らし方や価値観、働き方、生き方等が大きく変化しています。これら新しい価値観にも対応していくことで、関係人口を増加させ、本町の持続可能な発展を目指します。

関係する施策

- 自然環境・廃棄物対策に係る施策
- 産業に係る施策
- 観光・交流・文化財に係る施策
- 関係人口・移住定住・公共交通等に係る施策

3 安心できる吉野町

政策設定のねらいや政策を取り巻く状況

町民意見として、生活する上で欠くことのできない「安心」を求める声も多くありました。住んでいる場所としての日常的な安心、何かあった時の備えとしての安心は、すべての町民の願いです。そこで、3つ目の政策の柱は、「安心」のまちづくりとしました。

政策を取り巻く状況については、全国的に平均寿命の延伸が続くなか、日常生活を地域で安心して送るため、医療と介護の連携や安全面に配慮したインフラ(道路、上下水道、公共施設など)の維持管理が必要となっています。高齢者の認知機能低下に起因する事故の増加など、高齢化に伴う課題も社会問題化しています。

また、複雑化、高度化する犯罪への対応など防犯意識が高まっているほか、自然災害(地震、台風、ゲリラ豪雨など)の増加や南海トラフ地震への対応など、防災対策が急務となっています。さらに、従来までの防犯や防災だけでなく、感染症対策など、これまでの想定を超える危機管理体制の構築が求められています。

政策の方向性

経済環境の不透明感や高齢化の進展、地域コミュニティの機能が低下するなか、防災・防犯対策のほか、医療や福祉環境、社会保障等、日常生活の安全や安心に対するニーズが高まっています。「安心できるまち」=「人が暮らし続けられるまち」であるため、住み慣れた地域で、安心して日常生活を過ごすことができるまちを目指します。

まず、健康維持は安心した日常生活の基盤となるため、かかりつけ医をもち、町民自ら疾病予防や主体的に健康づくりに取り組める環境を整備します。また、知識、技術、経験がある高齢者が活躍できる仕組みを構築するとともに、ボランティア人材の育成を推進します。さらに、地域課題の発見、把握ができ、安心して住み続けられる地域包括ケアシステムを充実させるほか、高齢者や障がいのある方等、多様な世代が集うことのできる地域交流の場の創出や拠点の整備を行います。

町内および周辺の医療機関のほか、南奈良総合医療センターとの連携を一層図るとともに、病院への交通手段の確保等、安心して医療を受けられる体制を整備します。このように、町民の健康寿命の向上と社会保障制度の維持の両立を目指します。

また、避難所の確保や防災機能の充実など公助だけでなく、町民一人ひとりが防災・防犯・交通安全等も含めた意識啓発を高めることや各地域での防災体制の整備等、自助・共助についても推進します。大規模災害が多発する昨今において、リスク分散や防災機能の充実の観点から行政機能の継続性を担保できるよう、庁舎機能の充実を進めます。

その他、国土強靱化地域計画に基づき、安全・安心を基軸にした災害にも強い土地利用を進めるとともに、道路、橋梁、上下水道等については、維持管理を計画的に予防保全の観点から進めることで町民の安全を確保します。

関係する施策

- 健康・福祉・医療に係る施策
- 防災・消防救急・防犯・安全に係る施策
- 都市基盤等に係る施策

4 持続可能な吉野町

政策設定のねらいや政策を取り巻く状況

持続可能なまちづくりに向けては、中長期的な財政見通しや行政のマネジメント体制の構築が必要です。そこで4つ目の政策の柱は、持続可能なまちづくりとしました。

政策を取り巻く状況について、本町では、人件費や補助費の増加による経常収支比率の高止まりや基金残高の減少等、依然として厳しい財政状況となっています。

公共施設等の維持管理や大規模改修のほか、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等により将来の財政負担も大きくなることが予想されています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、社会環境が大きく変化しており、公共サービスのあり方も大きな変革が求められています。今後、人口が減少し、町職員数の減少が見込まれるなか、公共サービスのニーズの多様化や新しい生活様式への対応も必要であり、更なる業務の効率化や改善が求められています。

政策の方向性

町民が安心して暮らし続けることができるよう、将来世代に負担を先送りせず、財政の健全化を進めることで、持続可能なまちを目指します。

まず、事業の「選択と集中」を図り、デジタル技術等の活用によって、業務効率の改善と経常経費の抑制に努めるとともに、「中期財政計画の策定」と「行政評価制度の効果的な運用」を行うことで、庁内のマネジメント体制を確立します。

また、町民ニーズの多様化や新しい生活様式に対応した非対面化、リモート等による新たな行政サービスの展開を検討するとともに、行政情報の積極的な開示や行政情報を的確に発信することで、開かれた町政を推進します。

さらに、社会潮流の変化が激しく、SDGsやSociety 5.0など、行政として対応すべき政策課題が数多くあります。情報通信技術等を活用したデジタル化を推進し、これらに迅速、適切に対応した施策や事業を立案するとともに、町民の利便性等の向上につながる事業・施策を展開していきます。

関係する施策

- 行財政運営等に係る施策

第4章 | 土地利用の方向性

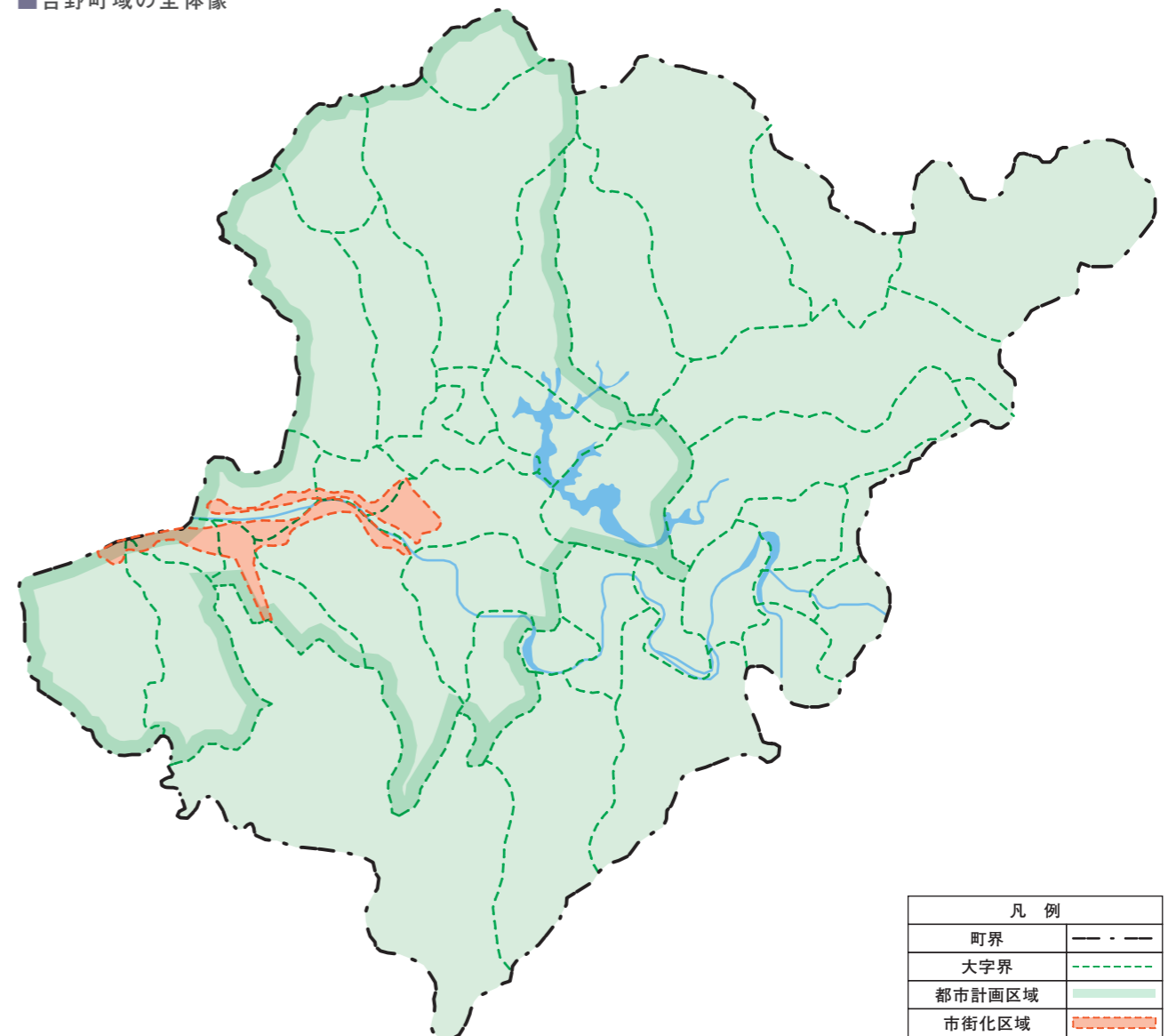
1 土地利用の全体像

今後のまちづくりにおいて、本町の豊かな自然、1300年以上前から脈々と受け継がれてきた歴史・文化との調和を図りながら、市街地・集落地を維持・形成していく必要があります。

第5次吉野町総合計画においては、まちの将来像の実現に向けて、本章の土地利用に関する基本的な考え方にに基づき、まちづくりを進めていきます。なお、土地利用の方向性については、今後の土地利用の状況を注視し、用途の変更も含めた見直しを検討します。

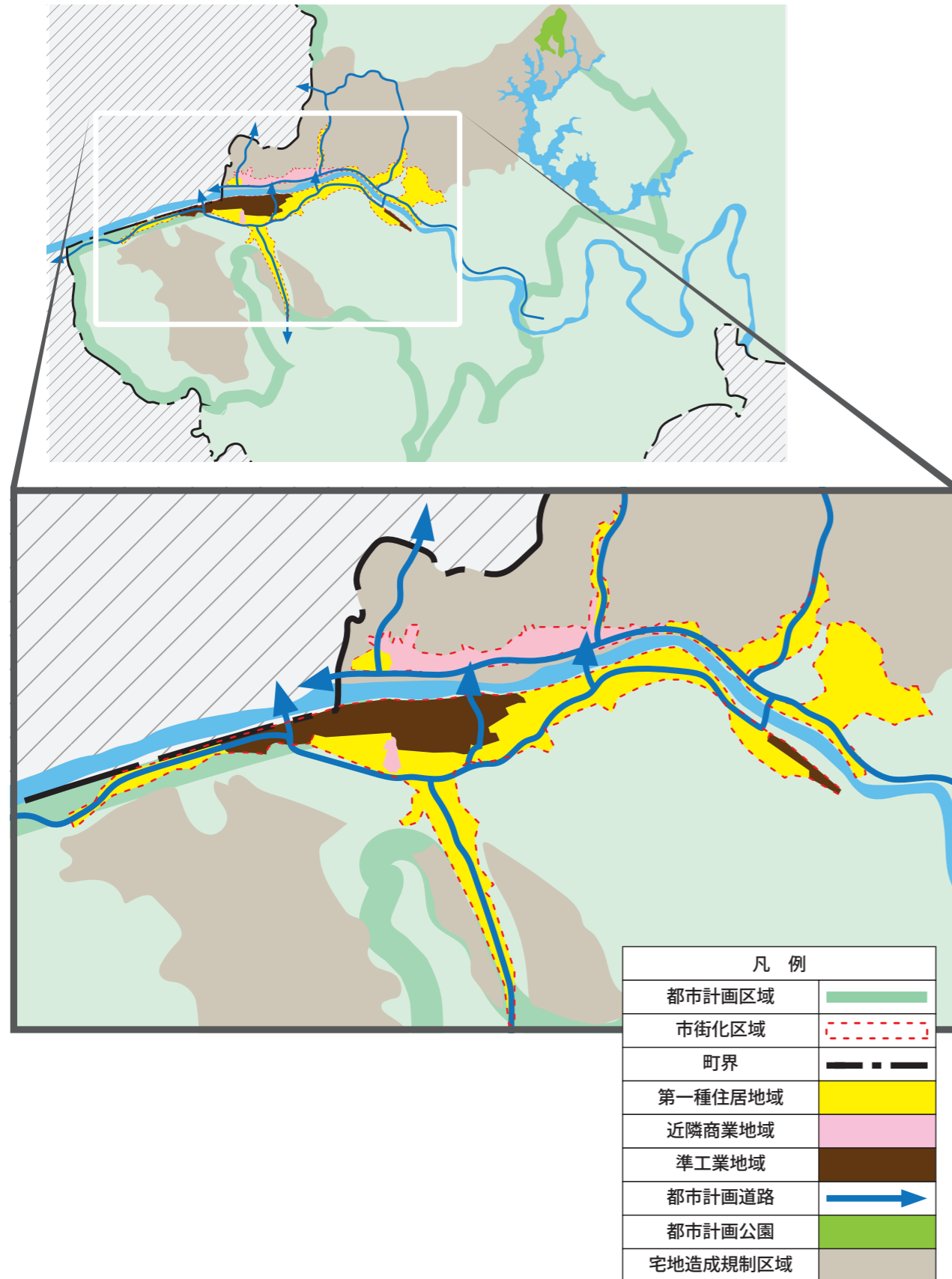
まず、以下については、町界や大字界のほか、都市計画区域や市街化区域といった基本的な事項について、吉野町域の全体像を示しています。

■ 吉野町域の全体像



特に都市計画区域内の用途については以下のように設定しており、本町の行政機能、商業機能などが集積する上市地区や吉野地区を中心に、第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域を設定し、住宅等の誘導を図っています。

■都市計画区域内および市街化区域内の詳細



以上を踏まえ、都市計画区域外も含めた本町全体における土地の利活用の方向性は以下のように設定し、まちづくりを進めていきます。

- 1 まちの賑わい創出地区**

近隣商業地域に位置づけられる大和上市駅周辺から立野周辺までと、吉野神宮駅周辺を「まちの賑わい創出地区」と位置づけます。鉄道駅もあり、本町の玄関口に位置する立地を活かし、人と人との交流によるまちの活性化を図ります。さらに、この地区内では空き家の利活用をモデル的に推進する地区に位置づけ、移住施策としてだけでなく、町内外から人々が集い、交流し、楽しめる機能の育成を図り、まちの交流拠点として賑わいを創出します。
- 2 木材関連産業振興地区**

準工業地域に位置する橋屋、丹治、飯貝地区の川沿いの製材団地一体を、「木材関連産業振興地区」と位置づけ、町の基幹産業である木材関連産業の振興を図ります。
- 3 一般住宅地区**

市街化区域の第一種住居地域に位置する地区を「一般住宅地区」と位置づけ、地区内の農地等の宅地化とあわせて、道路、水路、下水道の整備など居住環境の向上に努めます。
- 4 地域活力創造地区**

旧吉野小学校と旧吉野北小学校については、小中一貫教育校の開校に合わせて閉校となったことから、当該施設および周辺の利活用が課題となります。この2施設周辺については、町内外の人との交流拠点や地域の防災・安全の創出など、地域活力を創造・創出する地区として位置づけます。また、利活用方針の決定にあたっては、町民の意見を聴取するとともに、民間活力を活用するなど、効果的・効率的な運営を目指します。
- 5 田園集落地区**

市街化調整区域の集落周辺は、無秩序な宅地化を防止しつつ、周辺の農業環境と調和のとれた住宅地を形成します。
都市計画区域外の集落周辺は、農業環境や周辺の森林環境の保全と調和を図りつつ、居住環境の維持および改善を進めます。
- 6 民間活力導入地区**

西谷地区の一部を民間企業と連携し、産業振興を図る地区と位置づけ、自然環境に配慮し、地域と連携した事業を展開しています。

7 レクリエーション地区

津風呂湖周辺は遊覧船や貸しボート等のレジャーのほか、コイ、ヘラブナ、わかさぎ釣りのほか、ブラックバスについては関西有数の釣りどころとして有名です。これら従来からの観光振興に加え、周辺地の豊かな自然景観を活かした環境整備など、観光周遊を促進する地域に位置づけます。
また、吉野運動公園周辺を基軸としたスポーツ振興を図るとともに、スポーツツーリズムとしての展開を進めます。

8 森林地区

町内の山林を「森林地区」とし、地滑りや急傾斜地の崩壊防止対策など、治山治水対策の推進、自然林の適切な保全・活用を図るとともに、先人たちから受け継いだ杉・檜などによる創生林の維持・活用を図り、緑豊かな環境を育み、産業基盤ともなる山林の健全な育成に努めます。

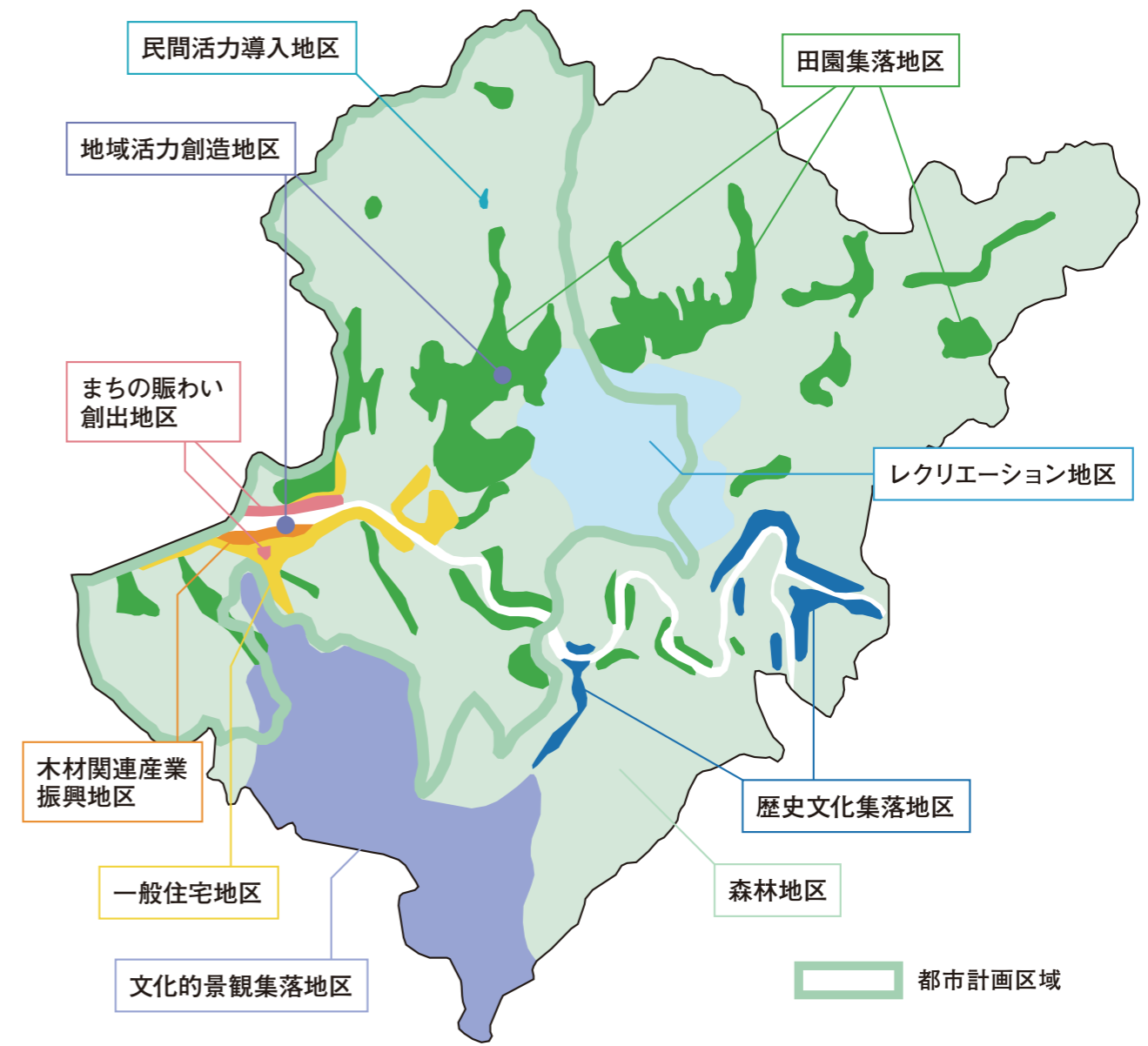
9 文化的景観集落地区

吉野山地区は古代から山岳信仰の聖地であり、多くの参詣者を集めてきました。源義経・弁慶・静御前が身を隠し、後醍醐天皇が南朝をひらいた場所として、数々の歴史の舞台として吉野山は登場します。こうした歴史や桜が評価され、2004(平成16)年には『紀伊山地の霊場と参詣道』として世界遺産登録を受けました。
修験の文化、風情を残す吉野山のまちなみ、吉野山の桜も含めた「文化的景観」を次世代に継承するため、世界遺産および桜の保全を推進するとともに、吉野山のまち全体でのおもてなし、歓迎を演出するまちなみづくりを推進します。

10 歴史文化集落地区

宮滝～喜佐谷周辺は万葉集等にも度々登場する歴史が深く風光明媚な地域です。宮滝遺跡とその周辺の整備をはじめ、歴史文化を後世に継承しながら、まちなみを保全します。さらには、風景を活かした観光地としての環境整備を進めるとともに、都市部の子どものための野外活動等の拠点としての活用についても民間企業等と連携した取組を進めます。
また、古くは古事記、日本書紀にまで遡る歴史ある国栖地区においては「ものづくりの里」として手漉き和紙や割り箸などの地場産業が今なお継承される地域です。これら地場産業の継承を支援し、振興を図ることで、産業体験と豊かな歴史文化を活かした観光ツーリズムへの展開につなげるとともに、景観保全を推進します。

■本町の土地利用の全体像(ゾーニングイメージ)



行政区域	都市計画		区域区分		土地利用区分		凡例
	区域	区域外	市街化区域	市街化調整区域			
行政区域	●		●		商業地	まちの賑わい創出地区	
	●		●		工業地	木材関連産業振興地区	
	●		●		住宅地	一般住宅地区	
	●		●	●	交流・防災拠点	地域活力創造地区	
	●	●		●	集落+農地	田園集落地区	
	●			●	工業地	民間活力導入地区	
	●	●		●	レクリエーション他	レクリエーション地区	
	●	●		●	山林	森林地区	
	●	●		●	歴史文化+観光+集落+創生林	文化的景観集落地区	
		●			歴史文化+観光+集落	歴史文化集落地区	

2 地域課題解決・地域力の向上のための7つの区域

本町では、各地区の地域課題を解決し、地域力を高めることを目的に「吉野町まちづくり基本条例」を定めています。本計画の基本構想のなかでも、以下のような原則7つの地区を基本的な生活の区域として位置づけ、それぞれが相互に結びつきを深めることで、本町全体のまちづくりを進めていきます。

なお、各区域内における施設整備等については、施設の利活用について各地域住民が十分に協議し、先を見据えた方針を整理することを基本とします。その上で、方針の妥当性・効率性・持続可能性などを精査し、ゾーニングプラン(地域の詳細な土地利用計画)の策定や施設整備を進めることとします。

■本町の地域課題解決・地域力の向上のポイント

- 生活上のつながりの深い、以下の7つの地区を原則として、基本的な生活の区域として位置づける
- エリア間につながり、連携を考え、本町全体のまちづくりを推進する
- 施設等の整備については、その利活用を各地域住民が十分に協議し、先を見据えた方針を整理することを基本とする

■7つの区域



3 道路ネットワークの方向性

道路は、生活の利便性を高め、地域振興を図る上で重要な役割を担うとともに、街区を形成し、災害発生時の避難・救助のほか、物資供給等の応急活動のための緊急車両の通行確保等、多様な機能が期待されます。本町では、道路の性格を「主要幹線道路」「幹線道路・補助幹線道路」「生活道路、林道、橋梁等」に区分し、各々の性格に応じた機能の充実を促進します。

特に、災害発生時の緊急輸送道路として奈良県では、国道169号、国道370号のほか、主要地方道五條吉野線、主要地方道桜井明日香吉野線、桜井吉野線、吉野室生寺針線、吉野東吉野線を位置づけ、道路の改修や橋梁の耐震化を優先的に進めます。

なお、本町における都市計画道路については、全国的な人口減少や自動車交通量の変化、また国道や県道の整備状況等、社会環境が変化していることから、今後その必要性について検証を行い計画の見直し等の検討を進めます。

1 主要幹線道路

主要都市や広域生活圏を結び、その骨格となる道路を主要幹線道路とし、本町では、国道169号、国道370号を位置づけます。これらは、本町の諸活動の中心となり、走行性が高く、集落地周辺においては景観や安全性にも配慮した道路として整備を促進します。

2 幹線道路

主要幹線道路と共に、本町と周辺地域を結び、町域の骨格となる道路を幹線道路とします。本町では、主要地方道五條吉野線、並びに主要地方道桜井明日香吉野線、桜井吉野線、吉野室生寺針線、吉野東吉野線を主要幹線道路に準じた走行性の高い道路とし、沿道各地区の特性に配慮して道路機能の拡充を促進します。

3 補助幹線道路

幹線道路等を補完して町内各地区の骨格となる道路を補助幹線道路とし、本町では、主要地方道桜井明日香吉野線(吉野山周辺の区間)、県道吉野神宮停車場線、県道才谷吉野山線、県道入野河原屋線、国栖大滝線を位置づけ、道路機能の拡充を促進します。また、集落間をつなぐ主要な町道についても補助幹線道路として位置づけ整備を進めます。

なお、これらのうち、主要地方道桜井明日香吉野線など、歩行者交通を多く受け止める路線や区間については、歩道の確保や舗装の美装化など、沿道の環境とも調和を図った快適な道路として改善・整備を促進します。

4 生活道路、林道、橋梁等

市街地や集落地を構成する道路は生活道路とし、各地区の状況に応じて必要な整備・改善を推進します。林道についても、本来の設置目的である林業の振興とともに、集落周辺における生活道路やハイキングコース等としての効用も発揮することから、多様な機能をもつ道路として整備・改善を推進します。橋梁やトンネルについては点検を進め、優先順位をつけながら適切な予防保全型の維持管理を進めます。



主要幹線道路 (一般国道)	169 169号線		補助幹線道路 (一般県道)	147 吉野神宮停車場線	
	370 370号線			255 寺前千股線	
幹線道路 (主要地方道)	15 桜井明日香吉野線		256 入野河原屋線		
	16 吉野東吉野線		257 才谷吉野山線		
	28 吉野室生寺針線		262 国栖大滝線		
	37 桜井吉野線				
	39 五條吉野線		町界		

政策	分野	施策
1 ひと 人を育む吉野町	子どもの教育・健全育成	1 子育て支援の充実 ▶ P50～P51
	社会教育・社会体育・人権	2 学校教育の充実 ▶ P52～P53
	官民協働・人材育成	3 地域ぐるみの健全育成 ▶ P54～P55
2 循環 循環と発展をめざす吉野町	自然環境・廃棄物対策	4 社会教育と生涯学習の推進 ▶ P56～P57
	産業	5 社会体育と生涯スポーツの推進 ▶ P58～P59
	観光・交流・文化財	6 人権が尊重されるまちづくり ▶ P60～P61
	関係人口・移住定住・公共交通	7 協働のまちづくりの推進 ▶ P62～P63
		8 職員の人材育成 ▶ P64～P65
		9 自然環境及び生活環境の保全・保護 ▶ P68～P69
		10 一般廃棄物の適正な処理 ▶ P70～P71
3 安心 安心できる吉野町	健康・福祉・医療	11 農林漁業の振興 ▶ P72～P73
	防災・消防救急・防犯・安全	12 商工業の振興 ▶ P74～P75
	都市基盤	13 木材関連産業の振興 ▶ P76～P77
		14 魅力あふれる観光の振興 ▶ P78～P79
		15 世界遺産等文化財の保全と活用 ▶ P80～P81
		16 関係人口の創出と移住定住の促進 ▶ P82～P83
		17 利便性の高い公共交通システムの構築 ▶ P84～P85
		18 健康づくりの推進 ▶ P88～P89
		19 地域医療の充実 ▶ P90～P91
		20 高齢者の自立支援の推進 ▶ P92～P93
4 行財政 持続可能な吉野町	行財政運営	21 障がい者の自立支援の推進 ▶ P94～P95
		22 包括的で重層的な支援体制の構築 ▶ P96～P97
		23 社会保障制度の円滑な運営 ▶ P98～P99
		24 地域防災力の向上 ▶ P100～P101
		25 消防・救急体制の充実 ▶ P102～P103
		26 交通安全・防犯対策の推進 ▶ P104～P105
		27 安全で快適な道路・河川の整備 ▶ P106～P107
		28 安全で安心な上下水道の整備 ▶ P108～P109
		29 安全で快適な居住環境の整備 ▶ P110～P111
		30 地域特性を活かした土地利用の推進 ▶ P112～P113
		31 情報通信技術等を活用したデジタル化の推進 ▶ P116～P117
		32 財政健全化と行財政改革の推進 ▶ P118～P119
		33 広報広聴の充実 ▶ P120～P121
		34 効果的で効率的な行政経営の推進 ▶ P122～P123

第5次
吉野町総合計画
後期基本計画

The 5th Yoshino Town Comprehensive Plan:
Latter Half Basic Plan

第1章 | 基本計画の概要

1 後期基本計画策定の趣旨と計画期間

後期基本計画は、基本構想に定めた将来像や政策の実現のため、本町における現状と課題を踏まえ、計画期間中に取り組みべき施策推進の方向や施策の体系を明らかにするものです。

計画の期間は、2026(令和8)年度を初年度とし、2030(令和12)年度を目標年次とする5年間とします。

2 後期基本計画の構成

後期基本計画は、本町の施策の進捗状況や諸課題及び人口見通しや財政見通しを踏まえ、34の行政分野別の計画(以下、「分野別計画」という)と行政分野横断的な視点で取り組むべき4つの重点プロジェクトを示しています。

分野別計画は、4政策、34施策から構成され、政策は「政策1 人を育む吉野町」「政策2 循環と発展をめざす吉野町」「政策3 安心できる吉野町」「政策4 持続可能な吉野町」の4つに区分しています。「政策4 持続可能な吉野町」は、その他の政策の取組を進めていくため、安定的に維持していく必要がある“基盤”として位置づけています。

また、施策は「子育て支援の充実」「学校教育の充実」等の34の行政分野ごとに、目指す方向性や目標値のほか具体的な取組方針等を記載しています。

さらに、分野別計画の枠組みだけではなく、この計画の計画期間内で特に力を入れる必要があり、施策分野横断的に取り組むべき課題である「人口減少対策」「少子高齢化対策」に関する横断的な方針を重点プロジェクトとして掲げています。

3 4つの重点プロジェクト(基本目標)の設定

2024(令和6)年度に国において、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置されました。また、2025(令和7)年度には、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けた方向性として「地方創生2.0基本構想」が示されました。

本町においては、2021(令和3)年に「吉野町人口ビジョン」及び「第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町の最大の課題である人口減少・少子高齢社会に対応するため、具体的な取組を進めてきました。

また、第5次吉野町総合計画前期基本計画では、人口減少・少子高齢社会への対応は、1つの施策分野で解決できる課題ではなく、施策横断的・全庁的な取組が必要であることから、「第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた「多様な連携や民間活力の利活用により、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する」「地域のなかで安心して暮らしていることができるまちづくり」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「新しいひとの流れをつくり、ひとが集う、魅力的な地域をつくる」の4つを重点プロジェクトとして、施策横断的な取組を進めてきました。

第5次吉野町総合計画後期基本計画でも引き続き、本計画の政策方針・施策方針と足並みを揃え、「第3期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている4つの基本目標を「重点プロジェクト」として位置づけ、人口減少・少子高齢社会への対策を施策横断的に推進します。

重点プロジェクト1「安心な暮らしPJ」

～地域で安心して暮らすことができ、結婚・出産・子育てに希望を持てるまちをつくる～

利便性の高い公共交通の形成や地域医療体制の維持・充実を図り、生活インフラの基盤を充実させることで、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。また、災害に強い「まち・ひとづくり」を中心とした地域課題の解決を推進し、地域防災力の向上につなげます。本町で暮らすすべての人が自分らしく生きることができる地域づくりや地域資源の継承を進めることで、地元に対して郷土愛・愛着心を抱き、持続的な地域コミュニティの構築に取り組めます。子育てと仕事の両立を支援することにより、女性が希望するキャリアを実現し、地域で輝ける体制を築きます。

成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	デマンドバス乗合率	%	33.9	44.4
2	かかりつけ医を持っている町民の割合	%	49.9	56.9
3	自主防災組織連携組織の数(地区防災計画の策定数)	組織	3	6
4	0～4歳人口*	人	73	70

※出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

重点プロジェクト2「地域経済活性化PJ」

～多様な連携や民間活力の利活用により、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する～

町民誰もがいきいきと生活できる賑わいを創出するため、民間活力を積極的に導入し、地域経済の好循環を促進します。また、町内の7つの区域を中心とした地域拠点を形成することで、地域の特色を活かしたまちづくりを推進し、町民が誇りと希望を持てる地域社会の実現を図ります。主要産業である林業や製造業を中心とした魅力ある地域産業の発展・振興により、産業を持続的に継承します。起業・創業の意欲を高める支援体制を構築することに加え、安定した雇用の創出と若者が働きたいと感じる魅力的な職場環境を整備します。

成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	活用方針が定まっていない公共施設数	数	7	0
2	創業支援者数	人	11	17
3	町内合同面接会及び出張相談の開催数	回	33	40

重点プロジェクト3「地域の魅力づくりPJ」

～新しいひとの流れをつくり、ひとが集う、魅力的な地域をつくる～

通年型の観光地化を図り、地域の自然や文化、歴史を活かした観光コンテンツを充実させることで、国内外からの観光客を誘致します。特に、インバウンド客のニーズに応える施策を積極的に展開し、地域の国際的な認知度を向上させます。また、吉野の魅力を発信する仕組みを構築し、移住・定住を促進することで、地域コミュニティの活性化を図ります。二地域居住を促進し、地域の多様な担い手として「関係人口」^{※5}を創出することで、地域の自然環境、文化などの持続的な維持・発展を推進します。

成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	観光客入込客数	千人	720	1,100
2	延べ宿泊者数	千人	32	70
3	移住世帯(空き家バンク経由)	世帯	3	10
4	二地域居住者世帯(空き家バンク経由)	世帯	0	6

重点プロジェクト4「デジタル利活用推進PJ」

～デジタルで便利かつ快適な地域社会をつくる～

行政サービスにおけるデジタル技術の導入を推進し、庁内業務のデジタル化、住民サービスのオンライン化など、行政サービスの変革を推進することで、町民の利便性向上、職員の業務効率化に取り組めます。また、デジタルの専門的知識を有する人材の確保と養成、事業者及び職員との連携を通じて、デジタル社会を支える人材基盤を強化し、各種業務のデジタル化を強力に推進することで、デジタル技術を活用した新しい価値を創出し、より豊かで快適な地域社会を実現します。

成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	住民票コンビニ交付率	%	25.1	28.5
2	オンライン会議回数	回	740	786

●用語説明

※5 関係人口
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。なお、交流人口はその地域を訪れる人々のこと。

4 今後の財政見通し

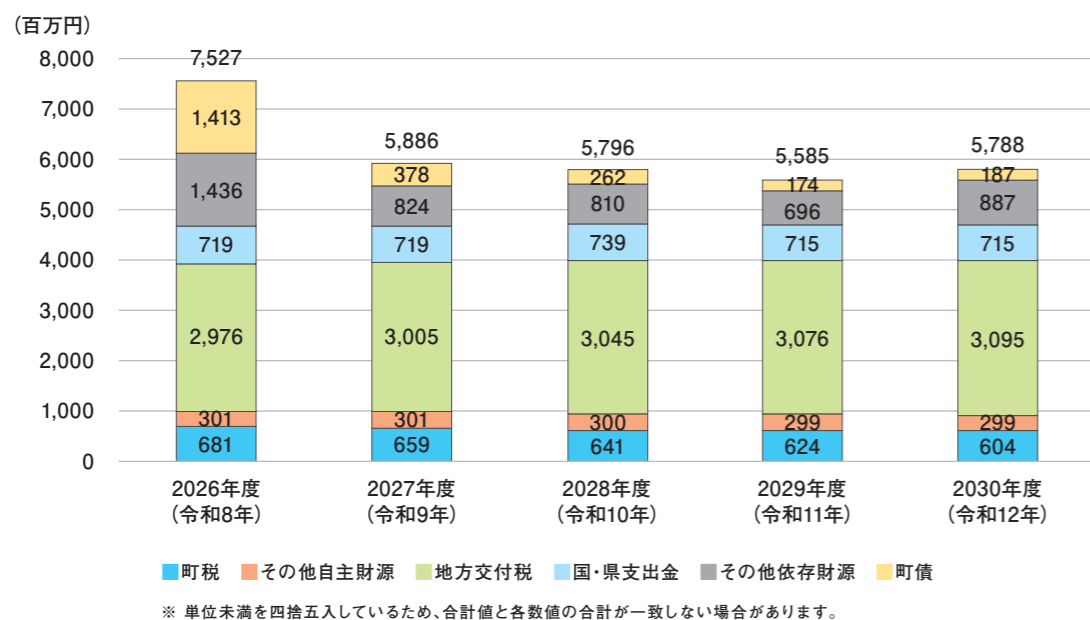
国の税制度や財政対策がめまぐるしく変化している今日において、今後の財政状況を見通すことは大変難しく、また、昨今の経済情勢からも大幅な歳入の伸びを見込むことは難しい状況にあります。このような中でも、本町が今後も真に必要な町民サービスの水準を確保しながら、将来にわたって持続可能な行政経営を進めるために、後期基本計画の5年間に合わせ、中期的な財政見通しを示しました。この財政見通しは、基本計画に示した政策方針・施策方針を基礎とし、策定時点において見込むことができる様々な要素を検討に加え、増減比率など経年の推移を踏まえて作成しています。

なお、本計画に掲載した歳入・歳出の見通し及び詳細の内容は、「中期財政計画」に基づいています。「中期財政計画」は、社会情勢や国の制度改正などに大きく影響を受けるため、これらの変化に応じて見直しを行っていきます。

歳入

- 町税については現行制度を前提として、2024(令和6)年度決算見込を基に過去の減少率を勘案し推計しています。今後の人口規模については後述する「人口見通しと目標人口の設定」の数値を踏まえて推計しています。
- 地方交付税は、町税等の動向や過去の実績を踏まえ算定しています。
- 国庫支出金・県支出金は、現行制度を基本に、過去の実績を踏まえ算定しています。
- 町債は、各施策における主要な事業及びその他の投資的事業の財源として発行額を推計し、さらに臨時財政対策債を見込んで推計しています。

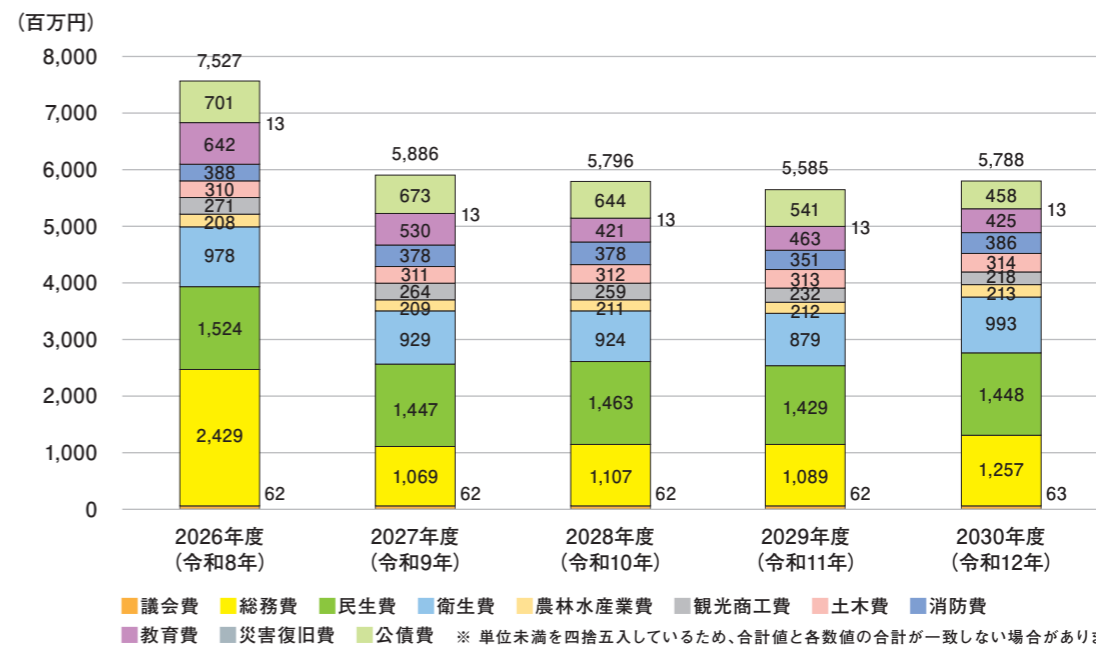
歳入の見通し



歳出

- 各費目の人件費は、今後5か年の定年退職者数と組織の持続性を堅持するための必要最低限の新規採用者数を見込み、普通会計に属する職員の積み上げにより推計しています。物件費及び維持補修費については、行財政改革による業務の効率化を図り、計画期間を通じて継続的な削減を見込んでいます。
- 民生費・教育費等は、子育て支援や高齢者対策等の国、県、町の制度及び後述する「人口見通しと目標人口の設定」の数値等を基本に過去の実績を勘案し推計しています。
- 土木費・教育費等の投資的経費は、各施策における主要な事業を行うことを想定しています。
- 災害復旧費は、過去の実績等を参考に推計しています。
- 公債費は、元利償還予定に基づいて推計しています。

歳出の見通し



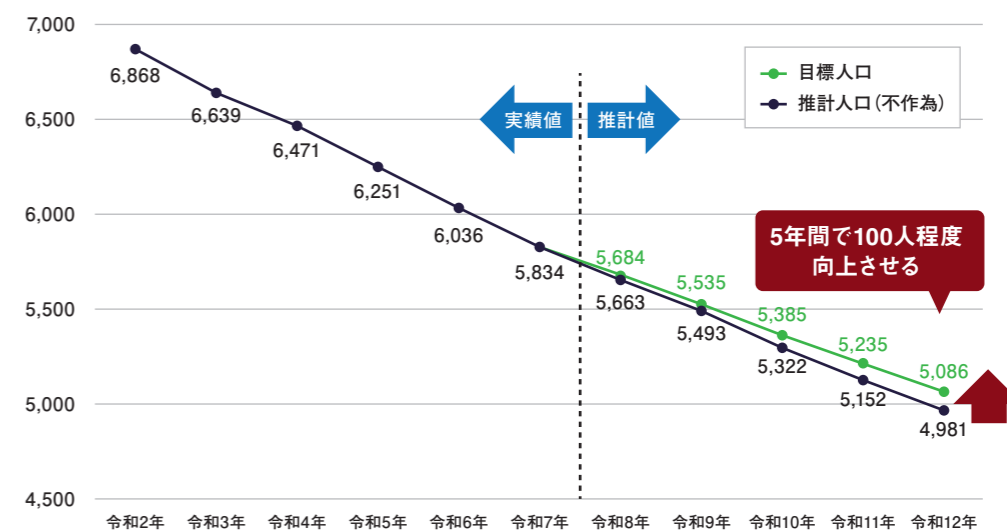
5 人口見通しと目標人口の設定

本町では、2021(令和3)年度を初年度として策定した「第5次吉野町総合計画前期基本計画」において、2025(令和7)年度の将来人口を5,900人程度、2030(令和12)年度の将来人口を5,000人程度と推計しまちづくりを進めてきました。しかしながら、直近5年間の人口の社会増減や自然増減を見ると、2025(令和7)年度の目標値を下回る5,834人(住民基本台帳人口：2025(令和7)年1月1日時点)となっています。

2021(令和3)年度の目標人口の設定時から人口の減少速度は改善傾向にあります。しかし、このままの人口動態が続くと以下の「推計(不作為)人口」のように、2030(令和12)年では5,000人を下回ることから、直近5年間の人口動態を踏まえつつ、中長期的な視点で少子高齢化の脱却に向けた取組を強化し、目標人口の達成を目指します。

目標人口の考え方

- 転入者を増加させるとともに、転出を抑制します。また、1年当たり5世帯程度のファミリー世帯の転入を目標とします。
- 若年層(特に4歳以下の人口を概ね70人程度を目標とする)の人口を維持することで、中長期的な視点から年少人口や生産年齢人口比率を維持します。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
住基人口	6,868	6,639	6,471	6,251	6,036	5,834					
推計人口(不作為)							5,663	5,493	5,322	5,152	4,981
目標人口							5,684	5,535	5,385	5,235	5,086

分野別計画の構成

施策の方向性と各施策の現状と課題、各施策の成果指標、役割分担について掲載しています。後期基本計画では、施策ごとに5年後に実現したい姿を目標として掲げ、目標に対する「個人でできること」「地域等でできること」に区分し、それぞれの役割分担を示しています。加えて、今後5年間の主な取組、当該施策に係る個別計画、SDGs^{※6}との関連を掲載しています。

● 施策の方向性

町民、地域、行政がともに実現を目指すまちの姿、行動など、施策の目指す方向性を示しています。

● 施策の現状と課題

本町において、後期基本計画期間における各施策の取組などを踏まえた現況と今後取り組んでいかなければならない課題を示しています。

● 施策の成果指標

施策の達成度を計測するための指標、指標の現状値と目標値を示しています。

● 関連する個別計画

施策に関連する個別計画を示しています。また、参考情報として計画期間も示しています。

● 主な取組

後期基本計画期間中で行政が自らの役割として主体的に実施する主な取組を示しています。

● 役割分担

「個人でできること」「地域等でできること」のそれぞれの役割を示しています。「地域等でできること」は、自治協議会や自治会、隣近所など共助として期待される役割を記載しています。

● 関連するSDGsの目標

施策に関連するSDGsを示しています。17のターゲットを基にアイコンを示しています。

● 用語説明

※6 SDGs
2015(平成27)年に国連で採択され、経済・社会・環境にかかわる諸課題の解決に総合的に取り組むことで持続的な発展を目指す国際目標のこと。

政策 1

ひと

人を育む吉野町

1 | 子育て支援の充実

施策の方向性

子どもと親がともに笑顔で成長していけるよう、
地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するまちを目指します。

施策の現状と課題

近年、学童保育の利用者数が増加し、支援を要する児童の割合も多くなっています。本町では小中一貫教育校開校に伴い、2つの学童保育所を統合し、新たに吉野さくら学童クラブを令和4年4月に開所し、取組を進めています。今後は、職員の体制を整えるとともに職員のスキルを向上させ、児童の多様な価値観や背景を理解し、すべての児童が安心して過ごせる環境を整えることが必要です。

就園前乳幼児と保護者の交流や情報交換の場として、育児サークル・にこにこランド・にこにこルームを開催していますが、少子化の影響で対象児が減少し、参加者が少数となっており、地域で情報交換等ができる場として継続的に実施し、地域全体で子育てを支える社会を作っていく必要があります。

また、教育振興審議会や専門部会で子ども園の1園化の在り方を検討し、15歳までの学校教育との一貫性を見据えた2園での園諸活動の精選をし、令和6年4月に「よしのこども園」としてスタートしました。新たな本町の幼児教育・保育の目標に向けて教職員の資質能力を高めるとともに、多様な保育ニーズや国等の新たな施策にも柔軟に対応していく園の運営が必要となっています。

子育て世帯包括支援センターにて健診を実施し、健診未受診家庭にそれぞれのニーズに合わせて個別に訪問をしています。また、母子保健と児童福祉が連携し、相談支援を行う、子ども家庭センターを設置していますが、家庭を取り巻く環境の変化や多様化に伴い、子どもと家庭への支援の充実を図る必要があります。

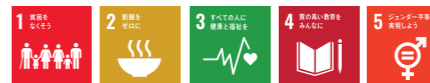
施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	子育て支援への満足度	%	98.0	100.0
2	子育て講座受講者の満足度	%	—	85
3	待機児童数	人	0	0
4	4か月・1歳6か月・3歳6か月児健診受診率	%	100.0	100.0
5	この地域で子育てをしたいと思う保護者の割合	%	88.0	95.0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 教育・保育サービスを充実します

- 多様な保育ニーズ(外国に関わりを持つ子どもや特別な配慮を要する子ども等)を踏まえ、柔軟な対応ができるよう教育・保育内容の充実を図るとともに、人材の確保など子どもにとって良好な保育環境づくりを推進します。また、安心して子育てと仕事が両立できる教育・保育の安定的な提供を図りつつ、国の「こども未来戦略」に基づく新たな子育て支援施策など、本町の地域特性に合わせて柔軟に対応し取り組みます。

2 子育てに関する交流や情報提供、相談・指導を充実します

- 子育てサポーター等支援者の専門的知識や技能を向上させ、就学前の乳幼児と保護者の交流や情報交換の場として、育児サークル・にこにこランド・にこにこルームなどを継続します。
- 子育てに役立つ「子育て情報メール」や「母子健康手帳アプリ」など様々なツールを活用し情報提供をします。

3 子育て環境を整備します

- 子育てに伴う経済的支援を継続し、ニーズに合わせて拡充します。
- 子どもと子育てに関わる人が、安心して過ごし集える居場所づくりをします。
- 学童保育において児童個々の特性に応じて、健全な保育を図れるよう、保育内容や職員体制を整えます。
- 子ども家庭センターにて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行い、切れ目のない包括的な支援を行います。

4 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を実施します

- 不妊治療・妊婦健康診査・新生児聴覚検査・妊婦タクシーなどの各種助成制度や乳幼児健康診査事業等の保健事業を実施し、支援を充実させます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者は、地域と関わり子育て等について学びます。 ● 個々の立場で子育て家庭に関わり支援します。 ● 保護者は、一人で悩むことなく子育てについて家庭等で解決が難しい場合は、解決に向けての情報収集を行ったり、相談窓口に行ったりするようにします。 ● 地域でのイベントがあることを知り、参加できるイベントがあれば参加します。 ● 健診の大切さを知り、妊娠期～乳幼児期において健診を適切に受けられ、安全・安心に生活を送ることができるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での活動を通じて世代間交流と子育ての知恵など引き継ぐべきものを伝えます。 ● 地域全体で子どもを守り育てる機運を高め、多様な人材による地域の教育力をもって支援します。 ● 身近な子育て家庭への情報提供や見守り、子育ての大変さ、楽しさを共有できる地域づくりをします。

施策の方向性

未来を担う子どもたちの郷土愛を醸成し、確かな学力と主体的な行動力・判断力、豊かな人間性を育む教育を実践します。

施策の現状と課題

本町では、令和4年4月に小・中学校施設一体型の「吉野町立小中一貫教育校 吉野さくら学園」を開校しました。吉野さくら学園では、これまでの小学校の教育課程と中学校の教育課程を基本に置きながら、9年間の一貫した教育を進めています。また、こども園は令和6年4月に「よしのこども園」に一園化し、0歳児から15歳まで一貫性のある、幼児教育・保育と学校教育の接続・連携を深めています。

今後は、子どもたちの学びに向き合う力を育み、これからの社会に対応する資質・能力を身につけさせる新しい教育観が保護者・学校園に求められています。また、多様な教育・保育活動の展開に教職員の負担が増している傾向があり、校務の効率化など働き方改革の取組も必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組める割合	%	72.4	85.0
2	いじめはどんな理由があってもいけないと思う生徒の割合	%	95.0	100.0
3	教職員の情報活用指導力(できる・ややできると回答した教員の割合)	%	96.2	100.0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和8年度～令和12年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
3	吉野町学校施設等長寿命化計画	令和3年度～令和12年度

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ふるさと教育をはじめとした、学校の様々な教育活動に関心を持ち、子どもたちを育む活動に参加・参画します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の宝である子どもたちを日々見守り、子どもや保護者にとって安心で親しみのある地域環境づくりを進めます。 保護者・地域・学校と情報共有しながら教育環境・学校環境の整備を行います。



関連するSDGsの目標

主な取組

1 連続した学びのある教育の推進のため、教育内容の精選と充実を図ります

- 幼児教育・保育では、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期に、すべての子どもたちが愛されることを基盤に「心豊かに未来に向かってたくましく生き抜く力」の基礎を育みます。また、幼児期の学びから児童期の学びへとつなげていくために、こども園と小学校の接続の充実を図ります。
- 学校教育では、本町で育つ児童生徒が、これからの社会で生きていくために求められる確かな学力と自ら学んでいく力、自ら考え判断して行動していく力、豊かな人間性やたくましい心身を育むため、小中一貫教育の特性を活かした連続した学びのある教育カリキュラムを構築し、実践します。

2 ふるさと教育を推進します

- ふるさと教育を通して、幼児児童生徒が日々の学びの中で、精選された本町の自然や人の営みとその歴史などとふれあう機会を充実させ、そこで得た感動体験や知的好奇心を育むことによって、ふるさとの良さの発見や、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲を引き出すことに取り組みます。成長段階に応じて、ふるさと吉野への理解や愛着を深め、将来にわたって地域を大切に、支えていく気運を高め郷土に誇りを持ってふるさとを語ることができる人づくりを目指します。
- 園小中の教職員は、地域とのふれあいやつながりを大切にしながら、本町のふるさと教育への理解と認識を深め、本町の豊かな地域教育資源を活かした特色のある保育や教育課程の継承と創造に努めます。

3 教育目的の実現のためにICTを活用した教育を推進します

- 自らの考えや意見を伝えていく力を育み、各教科等の深い学びのために、全学年でICT環境を最大限活用し、情報技術を活用する能力や、情報化社会と正しく向き合い、適切に情報技術を扱い、その特性を理解する基礎的な力を育みます。
- GIGAスクール構想^{※7}に基づき、常に進化していくICT教育^{※8}に対応できるように、子どもたちにとって最適なICT環境を構築します。

4 誰一人取り残さない教育を推進します

- 不登校やいじめなどの抱えている悩み、人権の問題・心の問題・発達の問題など早期に解消するため、子どもたちが楽しく充実した学校生活を過ごせるよう、カウンセラーを配置し学校内における相談体制を整えるとともに、学校外にも相談窓口を設置するなど、支援体制を整備します。
- 特別な支援を要する子どもなど、多様なニーズに対応する切れ目のない支援体制を整備します。

5 安全・安心で地域に開かれた学校園づくりを推進します

- 子どもたちが安全・安心に通学できるよう通学・通園バス運行体制を充実させるとともに、通学路安全対策会議により関係機関と連携した安全対策を推進します。
- 地域避難所でもある学校・園施設について、長寿命化計画を基に施設の更新を計画的に実施します。
- 「社会に開かれた教育課程(社会の担い手となる人材育成を共通目標とし、学校と地域が連携・協力して教育を進める)」の実現に向け、地域が、学校園を支え、子どもたちを育むことに参画・参加する「吉野町学校園運営協議会(コミュニティスクール)」と地域学校園協働活動を推進します。
- 部活動の地域連携・地域展開により、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動等に親しむことができる環境を支えています。また教職員の働き方改革にもつなげます。

用語説明

※7 GIGAスクール構想
学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する構想のこと。
※8 ICT教育
デジタル機器整備やプログラミング教育、電子図書館・デジタル新聞の活用など、デジタルを活用した教育のこと。



施策の方向性

夢や希望を持った子ども・若者が育つまちづくりを目指します。

施策の現状と課題

インターネット等依存・SNSによる誹謗中傷・犯罪被害・犯罪加害者への危険など、情報メディアの急速な普及に伴う青少年の有害環境への対策が急務となっており、学校と連携し、インターネット依存対策に取り組んでいます。一方で、ネット社会で生きていくため、メディア・リテラシー^{※9}や有益な活用方法について青少年自ら習得していくための取組も必要です。

本町では、「青少年健全育成の集い」開催や地域学校協働活動等を通じて、青少年をめぐる現状と課題を共有し、学校園・家庭・地域が連携した取組や町民主体の活動も展開しています。今後は、個々多様な困難に直面している青少年などに、手を差し伸べるべき当事者としての意識を持つ活動への支援と活動の社会的広がりが期待されており、青少年の生活実態の現状と課題を様々な関係者が把握・共有し、実践行動に結びつけていくことが必要です。

また、少子化により、地域行事等への参加・参画の機会が減少しており、社会との関わりを体験する職場体験・地域行事(吉野山での年中地域行事・上市灯籠流し等)等、限定された参加・参画等の機会が持続されています。今後は、各領域の専門家等と連携した効果的な体験機会の提供を通して、青少年が主体的に参加し、多様な人との交流により、人間関係能力や豊かな感性を育む機会づくりが必要となっています。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	地域における見守り活動など、子どもの成長を見守ることに参加していると意識する町民の割合	%	14.6	60.0
2	青少年が意見表明する機会や職場体験・社会体験・地域活動に参加することができる取組の件数	件	5	15
3	青少年をめぐる現状と課題をテーマとした「青少年健全育成の集い」等、学校園・家庭・地域が連携した取組に参加した人数	人	80	300
4	青少年教育施設等を活用し課外の自然体験活動等を青少年への機会提供を通して、現代的な教育課題の解決に向き合う取組への参加人数(29歳以下)	人	90	200

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和8年度～令和12年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新

主な取組

1 青少年の有害環境への対策を推進します

- 青少年の成長過程の中で、情報メディアの急速な普及に伴う現代的教育課題(インターネット等依存・SNSの有効な活用策の手立て等)を社会課題と捉え、学校園・家庭・地域が現状を共有し、自立した社会の構成員として青少年自らが考え、成長していく支援施策に取り組めます。

2 家庭・地域と連携し、教育力を向上します

- 多様な関係者が、現状と課題を学び合い共有された課題の解決に向けて、家庭・地域の参画と協働のもと青少年一人ひとりに寄り添い、その成長を支える教育力を高める活動に取り組めます。

3 青少年の体験活動等を活性化します

- 地域の大人との関わり、異なる年齢集団の中で交流する体験、直接体験(自然体験やスポーツ等の体を動かす体験)、青少年の意見表明等の機会提供を行い、青少年が社会との関係の中で自己実現を図れるように導く活動に取り組めます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭で青少年の自立への基盤を培います。 ● 青少年を取り巻く現状と課題に意識的に関心を寄せます。また、日頃から青少年を見守り、気づいたことがあれば学校園、家庭、地域等へ共有するための情報提供、提案を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年を取り巻く現状と課題や学校園・家庭が抱えている課題を共有し、参画と協働による課題解決に向けて、青少年の成長を支える当事者として活動します。 ● 青少年が活躍する機会づくりを意識した地域活動や地域行事を展開します。 ● 事業所等において、積極的に青少年への社会体験、社会参画の機会提供や支援を行います。

用語説明

※9 メディア・リテラシー
メディアの意味と特性を理解した上で、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのあり方を考え、行動していくことができる能力のこと。

4 | 社会教育と生涯学習の推進

施策の方向性

まなびを通して、つながり支え合い、誰もが活躍できる学習機会があるまちを目指します。

施策の現状と課題

新型コロナウイルスの感染拡大後、地域日本語教室や高齢者のスマホ教室・相談会の開催により、吉野町中央公民館の利用者数は回復傾向となっています。今後は、社会的包摂に向けた社会実現につながる学習機会保障の視点から、誰一人取り残されない社会の実現の基盤となる社会教育・生涯学習の施策をさらに進める必要があります。

また、現在、ライフスタイルの変化や多様な学びの機会が一般化しており、対面とオンラインの双方の良さを活かした新たな講座等の学習機会を提供するため、吉野町中央公民館内にWEB会議システム等のデジタル設備を整備しましたが、今後は公民館のデジタル設備をさらに充実させることが必要です。

中央公民館の公民館自主サークル活動は徐々に世代交代が進み、各サークルとも今なお活発な活動を継続されていますが、世代交代ではなく、学習成果の継承の観点から、多世代・多地域・多様な人々がつながる学び合いの活動へと広がりをもたらす生涯学習の展開が必要です。また、町内に移住された芸術家など、多彩な地域人材が主体となって舞台公演等を実施するなど、町民文化の裾野が広がり、中央公民館大ホールの活用などこれまでにないジャンルの催事が増えていますが、多様で新たな町民文化芸術の振興のため、既存活動の支援とともにこれら新たな芸術文化活動への支援が必要となっています。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	社会教育と生涯学習の推進における町民の満足度	%	6.5	15.0
2	吉野町中央公民館(図書室・こどもライブラリー含)のべ利用者数*	人/年	14,744	13,500
3	社会的包摂に向けた社会実現に関する学習機会の開催数	回	50	50
4	教育委員会が主催する講座等のオンライン手法での講座開催数	回	0	10
5	地域の大人と青少年がともに学ぶ多様な学習機会(体験活動含)の開催数	回	2	10
6	官民等協働して町の文化芸術の振興に係るイベント開催数	回	10	15

※現在の利用状況と今後の人口減少を鑑みて目標値を設定しています

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和8年度～令和12年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新



関連するSDGsの目標

主な取組

1 社会的包摂に向けた社会教育を推進します

- 生活者としての外国人のための地域日本語教室の運営、「やさしい日本語」普及などの多文化共生社会基盤につながる学習や、進展するDX^{※10}社会におけるデジタルディバイド^{※11}是正に向けた学習など、社会の構造の変化等に即したテーマによる学習機会の提供を進め、「学び」の実践を核とした地域づくりのための社会教育を進めます。

2 デジタル技術を活用した社会教育環境を充実します

- 時間的・空間的な制約を受けないオンライン等を活用した教育委員会が主催する講座・研修等の開催・町民のデジタル配信等のニーズに応える必要設備の充実を進めます。

3 学び合いにつながる生涯学習を支援します

- 多世代・他地域・多様な人々が学び合い、自らの生きがいや地域社会で活躍できる生涯学習につながる学習機会・環境の充実を進めます。

4 生涯学習につながる学校教育・学校と地域の連携を推進します

- 青少年が主体性を持って多様な人々と学習機会を通じてつながり、学びの成果を地域社会の一員として地域づくりに活かし活躍できる取組を進めます。

5 町民文化芸術を振興します

- 先人が築き継承されてきた町民文化芸術を基盤に、多様な人々がともに創造する新たな文化芸術を振興します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ●個人の積極性・自発性・意思に基づき、生涯にわたり学びを積み重ね、その成果を自らの成長や生きがいづくりはもとより、学びを支えるつながりを意識します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが安心して暮らせる地域社会のために互いの学びを深めあいます。 ●互いの価値観を認め合い、学びと対話を通して新たな価値観を生み出し、持続できる地域社会とともに行動します。 ●地域の大人や青少年が主体性を持って地域社会の一員として地域づくりに参画・参加できる学習機会(体験活動含)を意識し、互いに学び合いを深めます。

用語説明

※10 DX(デジタルトランスフォーメーション)

進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革させるという概念のこと。

※11 デジタルディバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

施策の方向性

健康維持や体力増進の機会や場所が充実し、誰もが気軽に参加できる環境が整備されたまちを目指します。

施策の現状と課題

吉野運動公園や津風呂湖カヌー競技場では町民憩いの場、生涯スポーツ活動の拠点として、様々なスポーツ活動が行われています。しかし、施設の老朽化が進んでいるため、運動施設の修繕や周辺整備、定期的な備品の入替を実施し、安全・安心にスポーツができる環境を整備することが必要です。

気軽にスポーツ活動ができる環境づくりを進めるため、スポーツ教室の実施や生きがいがづくりの創出に取り組んでいます。スポーツ教室の参加者数は以前と比べて微増にとどまっています。今後は、すべての年代の方が参加しやすい講座内容に見直し、広報・周知に取り組むことでスポーツ教室の認知度向上を図り、町民の運動習慣を定着させるための契機にする必要があります。また、吉野町スポーツ推進委員を軸にウォーキング活動を実施していますが、従来の取組に加え、モルックを中心とした軽スポーツを普及することで、すべての年代が気軽にスポーツに取り組むことができる環境の整備が必要です。

津風呂湖カヌー競技場で開催しているカヌー教室・カヌー大会参加者数は以前と比べて微増していますが、特にワールドマスターズゲームズ*122027 関西カヌースプリント大会を契機として、町外・県外在住者の利用割合を増やすため、誰もが利用しやすい会場(休憩所・道路・平地)を整備し、他県の活動団体への広報・周知を図ることで、カヌー競技場の認知度を向上させ、施設の利用促進を図ることが必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	運動公園利用者数*	人	48,164	45,000
2	スポーツ教室参加者数	人	822	1,500
3	吉野健康ウォーキング参加者数	人	966	1,000
4	津風呂湖カヌー競技場利用者数	人	1,096	2,000
5	カヌー教室・大会参加者数	人	192	500

*平日の夜間及び土・日曜日の貸館は飽和状態であり、現状維持に努めることとします

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和8年度～令和12年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新
4	吉野運動公園施設長寿命化計画	令和6年度～令和15年度



関連するSDGsの目標

主な取組

1 軽スポーツを推進します

- 吉野町スポーツ推進委員を中心に、従来のウォーキング活動に加え、軽スポーツのモルックの普及を図ります。
- お住まいの地域での軽スポーツ教室の開催、モルックを中心とした軽スポーツ道具の活動場所へのお届けなど、軽スポーツ活動に参加しやすい環境を整備します。

2 吉野運動公園の健全な管理運営を行います

- 吉野運動公園はスポーツ活動の拠点となっているため、誰もが安全にスポーツができるように施設整備を行っていきます。老朽化した設備や備品などの更新を進め、安全で快適なスポーツ活動の環境整備に努めます。

3 吉野運動公園の計画的な整備をします

- 吉野運動公園長寿命化計画を基に計画的に整備します。
- 老朽化した水道管の布設替工事など、緊急性の高いところから計画的に整備を行います。

4 カヌーの普及活動を促進します

- 利用者を増やすためカヌーの魅力発信の方法を検討します。
- 安全対策を充実させ、艇等の備品を充実させます。
- カヌー指導者の養成や登録制度を行い、利用者に対する質の高いサービス提供と安全対策を行います。
- ワールドマスターズゲームズ2027の開催を契機に、他県の活動団体へのPRや受入体制を充実させます。
- ホームページやSNSなどを利用するだけでなく、他県のカヌー関係団体と連携し、大会の開催周知や参加者への募集など積極的に情報発信を行います。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ教室への参加を促します。また、家族や知人・友人への声かけも行います。 ● 自らも地域で開催されるウォーキングイベントやラジオ体操などに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内で誘い合って催し等に参加し、地域住民同士が交流できる環境を整えます。 ● 地域での自発的な社会体育への取組に参加します。 ● 総合型地域スポーツクラブ吉野スポーツクラブの活動への参加など、健康体力づくりへの意識を高め、活動機会の提供と取組の充実を行います。

用語説明

*12 ワールドマスターズゲームズ
国際マスターズゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば、誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会のこと。



施策の方向性

町民一人一人が互いの多様性を認め合い、支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちを目指します。

施策の現状と課題

近年、LGBTQ*13の権利など人権課題の多様化への対応が不足しており、これまでの同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の取組に加え、LGBTQ、感染症、介護や認知症に係る課題等を人権啓発(施策)活動の中で位置づけ、取組を進め、多様な人権課題を包括的に捉えた啓発活動の展開が必要です。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、「社会的弱者」と言われる人たちがともに暮らしていますが、これらの人々が直面している具体的な課題やニーズが十分に把握できておらず、すべての人が安心して暮らせる環境の実現には課題があります。地域社会への人権教育・多文化共生の地域づくりにアプローチし、すべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現が必要です。

学校(園)教育において、様々な環境や境遇、立場を踏まえた人権課題に即した人権教育を推進していますが、教職員の人権課題に関する専門性や対応力の向上を図ることが求められています。また、児童自身が知識偏重の理解にとどまるのではなく「自分ごと」として捉え、ともに尊重し認め合う意識とともに自尊感情を高められるような学習計画を立て、その機会の充実を図るなどの取組を進め、自らの価値を実感しながら成長できる学びの場を実現することが必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	差別をなくす町民集会参加者数*	人	197	180
2	在住外国人と日本語を母語とする地域住民との交流人口(「やさしい日本語」を共通の言語として)	人	80	300
3	人権問題研究集会の参加者数*	人	205	180
4	人権啓発号の発行	回	2	2
5	自分の人権が「守られている」と考える町民の割合	%	62.5	70.0

※「町民集会」「研究集会」については、関係機関と調整のうえ、目標値を設定しています

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和8年度～令和12年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新

主な取組

1 インターネット社会に対する人権啓発に取り組みます

● インターネットやSNSを悪用し、差別を扇動、助長する書き込みや動画の投稿等が後をたたく、本町の特定の地域や公共施設についても、不当な投稿がされているため、定期的なチェック作業を行います。また、町民が悪質な詐欺の被害に遭わないよう啓発活動を強化します。

2 町民集会、研究集会を開催します

● 町ぐるみで一人一人が大切にされ、安心して暮らしていける人権のまちづくりに向けて、町民が人権を考える契機とすべく、町民集会、研究集会を開催します。町民集会で実施しているアンケート調査を基に、集会のテーマや内容を企画し開催します。
● 近年、LGBTQ、感染症、介護や認知症に係る課題等、人権問題が多岐にわたっていることから、こうした人権問題についても集会や研修会のテーマとして取組を進めます。

3 DV・虐待に対するネットワークを強化します

● 奈良県内の人権侵害の多くがDV・虐待であるとの調査結果が出ており、本町においても関係課及び関係機関と連携して対応します。

4 人権ポスター、人権標語に取り組みます

● 児童・生徒の人権ポスター、人権標語作成の取組を継続し、作品の展示や広報誌への掲載等を通して、家族ぐるみ、地域ぐるみで人権を考える契機とします。また、広報誌(人権啓発号)の発行や啓発物品・ポスターの配布を行うなど、あらゆる媒体を活用して人権意識の向上を図るための情報発信を積極的に行い、今後も継続して人権啓発活動に取り組みます。

5 多文化共生の地域づくりに取り組みます

● 生活者としての外国人のための地域日本語教室・学習支援者のための研修講座・やさしい日本語講座・多文化理解のための研修講座を開催します。行政情報の多言語対応(やさしい日本語表記も含)の推進・行政職員の在住外国人のための生活オリエンテーションコンテンツ*15を開発・実践します。また、在住外国人の活躍の場を創出します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 「差別をなくす町民集会」「人権問題研究集会」「人権教育の取組」「地域日本語教室等の多文化理解の機会」に参加し、人権意識を高めます。 ● 地域を構成する一員として自覚をもち、近所や職場において、人と人の良好な関係を構築します。 ● 差別や人権侵害、DV*14、虐待などについて、一人で悩まず役場相談窓口にご相談します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「差別をなくす町民集会」「人権問題研究集会」「人権教育さわやかセミナー」に地域ぐるみで誘い合って参加します。 ● 少子高齢化、過疎化が進む中で、お互いに人権の「ものさし」を持って良好な人間関係を構築し、国籍等に関わらず誰もが安心して暮らせる人権のまちづくりを地域ぐるみで進めます。 ● 早期の段階で町や関係機関に報告するなど、虐待やDV等を未然に防ぐ「地域ネットワーク」を構築します。 ● 地域の課題やトラブルを自分たちで解決できる「自浄能力」を持った地域づくりを目指します。 ● 多様な人々が地域社会で活躍できる場(地域行事・住民自治活動・防災訓練・自主防災組織への参加等)の創出と多様な人々の住民自治活動への参画意識を高めます。

用語説明

*13 LGBTQ/性的指向(誰を好きになるか)や性自認(自分をどの性と認識するか)に関する多様性を表し、性的少数者を包括的に示すもの。
*14 DV(ドメスティック・バイオレンス)/配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から、身体的、精神的、性的、経済的に受ける暴力のこと。
*15 生活オリエンテーションコンテンツ/日本(地域)での生活を考えている外国人の方や日本(地域)に住んでいる外国人の方がより、円滑に日本(地域)で生活できるよう、日本(地域)の行政サービスや生活する中でのルール等の事柄を紹介する内容のこと。

施策の方向性

地域の自主性や個性を活かした町民主体の地域づくりが進み、多様な主体と行政が協働したまちづくりを目指します。

施策の現状と課題

高齢化や人口減少に伴うコミュニティの担い手不足により、コミュニティ全体の維持が困難になることが予想されています。そのため、多様な町民が地域活動に参加するための仕組みを整備し、安心して活動できる環境を整え、持続可能な基礎的コミュニティの形成が必要です。

自治協議会がそれぞれの地域の中で協力し合いながら、イベント企画・部会活動等を実施していますが、集落支援員^{※16}は地域課題の解決や町民支援といった本来の役割に時間を割けていないのが現状です。今後は、集落支援員の業務負担を軽減することで、自治協議会と集落支援員が地域の維持活性化に効果的に貢献できる環境を整えることが必要です。また、地域担当職員を配置して各担当エリアで活動していますが、地域によって活動内容や頻度の差が大きいことや、地域担当職員の活動が人事評価に反映できていないことなど、運用面に課題があります。今後は、活動の進捗状況を定期的に確認し、地域担当職員制度がより効果的に機能し、町民と行政が協力して課題解決を図る仕組みが必要です。

協働のまちづくり推進交付金制度の新規申請は増加傾向です。しかし、交付終了後に自走し継続して活動することに課題があります。そのため、交付金提供期間中から団体の自立に向けた支援を強化することで、交付金制度を効果的に運用し、町民主体の公益活動を持続可能な形で推進することが必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	自治協議会活動回数(会議・イベント等)	回	362	370
2	町民公益事業実施団体数	団体	36	47
3	大学等との連携事業数	事業	3	5

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

関連するSDGsの目標



主な取組

1 区や自治会等基礎的コミュニティの活動支援を行います

- 基礎的コミュニティの活動の継続・維持ができるよう運営に対する補助金の交付などの財政支援を行います。また、区長連合会が主催で実施する研修やセミナー等の企画をサポートし、地域活動の充実を図ります。

2 自治協議会活動の適正化を図り内容の充実につなげます

- 自治協議会における集落支援員の配置を継続することで、集落の現状把握、課題解決策の提案等、地域の必要課題に応じた行事開発等の支援を行います。また、包括交付金の執行については、その使途が交付金の趣旨・目的に合致したものとなるよう、交付金制度を見直し、適正化を図ります。

3 地域担当職員制度を見直します

- 地域担当職員が地域と行政のパイプ役となるよう、地域との関係構築を図ります。また、地域担当職員制度を進めるに当たっては、制度の趣旨や活動方針を職員だけでなく地域に対しても明確にします。
- 運用に当たっては、定期的な進捗確認と、庁内での連携体制の強化を図り、制度の効果的な活用と改善サイクルの確立を進めます。

4 協働のまちづくり推進交付金を継続します

- 協働のまちづくり推進交付金制度を継続し、立ち上げ期の町民主体団体の公益活動を支援します。また、交付金の交付終了後も、情報発信等で団体の活動が継続して行えるよう支援します。また、交付金交付団体間でも交流し、連携できるような仕組みを構築します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的コミュニティに加入し、積極的にまちの担い手として地域活動(自治会活動、ボランティア活動への参加・参画、自治協議会での活動・支援、生活環境の維持活動への参加等)に参加します。 ● 将来の担い手との関わりを大切につないでいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが安心して利用できるユニバーサル^{※17}な地域の居場所づくりを行います。また、地域に関わる人を増やします。 ● 将来を担う地域のリーダーなどの育成をします。次世代の地域人材の発見や発掘、地域社会へのデビュー支援も行います。

用語説明

※16 集落支援員
地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材のこと。

※17 ユニバーサル
年齢や性別等の個人の属性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。

施策の方向性

職員一人一人の成長を促し、職員が持つ知識やスキルを活かし、地域で活躍しているまちを目指します。

施策の現状と課題

行政改革を推進するため、専門能力を有した人材を確保することは重要です。しかし、現在は十分に人材が確保できておらず、必要分野での改革が遅れている可能性があります。また、既存職員の専門性を育成する仕組みが整備されていないのが現状です。そのため、既存職員の専門性向上を支援する研修を充実させ、外部人材が行政組織で活躍できる環境を整備し、行政改革を持続的かつ効果的に進めることが必要です。

また、職員の能力や適性を活かした人材配置が不十分であり、職員の生産性や満足度が低下している可能性があります。ワークライフバランス^{※18}を踏まえた柔軟な働き方の導入も進んでおらず、職員の働きやすさやモチベーションの向上に影響しています。そのため、適材適所の人事配置を実現し、ワークライフバランスを考慮した柔軟な働き方を導入するなど、持続可能な組織運営を実現することが必要です。

現在、管理職の約82%が男性職員であり、女性職員の管理職登用が進んでいないのが現状です。女性の活躍だけでなく、すべての職員が活躍できる職場環境づくりが必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	研修機関が実施する研修をそれぞれ1回以上受講した職員の割合	%	24.5	50.0
2	長時間勤務の上限時間数を超えた職員の数	人	12	0
3	年次有給休暇の取得日数が年5日以上職員割合 [*]	%	68.8	80.0
4	管理職等に占める女性の割合	%	18.0	30.0

※年5日以上有給休暇取得が「努力義務」として求められている

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町人材育成基本方針	随時見直し
2	吉野町人事評価マニュアル	随時見直し



関連するSDGsの目標

主な取組

1 職場環境を整備します

- ワークライフバランスの充実化を図り、職員一人一人の能力を最大限に発揮できる職場環境を実現します。
- 職員一人一人が個人として能力を発揮する機会を確保することを基本とし、管理職割合におけるジェンダー間の格差を改善します。

2 労務管理の適正化を行います

- 時間外勤務の縮減、年次休暇の適正取得、育児休暇の取得推奨等、労務管理の適正化を図ります。

3 人事評価制度の充実化を図ります

- 評価基準やレベル設定基準の均衡化を図り、職員の尽力が正しく評価される制度づくりを目指します。
- 能力や実績、適性を重視し、年功にとらわれない昇任管理を行います。

4 職員の知識・スキル向上のため機会や環境を整備します

- 業務に必要な研修や町民サービスの向上につながる研修など、職階や役割に応じた研修体系を整理し、外部の研修も活用しながら、計画的に研修を受講できる環境を整えます。
- 職員が短時間でもスキルアップを実感できるような充実した研修内容を提供します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動や行事などを通じて職員との交流を深め、地域課題の解決に向けて協働して活動します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域担当職員を地域のパートナーであると認識します。 ● 職員とともに地域課題の解決に向けて協働して活動します。

用語説明

※18 ワークライフバランス
仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のこと。

政策 2

循環

循環と発展をめざす吉野町



施策の方向性

町民一人一人が環境意識を強くもち、人と自然が調和した快適なまちを目指します。

施策の現状と課題

美しい自然環境・快適な生活環境を保つために、町民の自然を大切に育む意識を高めるとともに環境衛生デーなどを通して環境美化の取組を継続していく必要があります。人口減少と高齢化を踏まえ、環境美化活動の担い手の確保と育成に取り組む必要がありますが、地域に過度な負担とならないよう必要な支援を検討していくことが重要です。

また、生活排水による公共用水域の水質保全の観点から、下水道供用地域には早期接続の協力を促すとともに、合併浄化槽の設置や、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するといった、町民一人一人の意識を変えていくような啓発活動に取り組むことが必要です。また、下水道への接続及び合併浄化槽の設置を行うには多額の個人負担が必要となることから、世帯数の減少や高齢化といった地域の実情に即した周知啓発が必要です。

悪臭・騒音や振動などの、日常生活を脅かす公害に対し、まちの環境を清潔に保つため、地域と連携しながら環境パトロールを継続しています。また、不法投棄に関しては、事後対応となる場合が多いため、抜本的な対応方法の確立が必要です。

5月の大型連休から夏期にかけて、多くの方が自然を求め本町を訪れます。川に遊びに来られる方々を対象にバーベキュー許可区域を設けていますが、繁忙期には許可区域だけでは対応できず、区域外でもバーベキュー等が行われるため、目の行き届かない場所に放置ごみが散乱しています。引き続き定期的なパトロールの実施及び適正な管理を目的とした、バーベキュー許可区域数の増加が必要となります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	環境衛生デー・吉野川河川美化活動参加者数*	人	3,387	3,061
2	環境衛生デー・吉野川河川美化活動のごみ収集量	kg	22,050	20,380
3	環境パトロールごみ収集量	kg	47,560	39,800
4	バーベキュー許可区域の数	箇所	9	11
5	生活排水処理率	%	52.7	54.3

※今後の人口減少を鑑みて目標値を設定しています。

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

主な取組

1 自然環境及び生活環境の保全並びに美化の推進を図ります

- 環境衛生デーや河川美化活動を継続する方法を検討します。
- 河川利用者のマナー向上への取組及びごみ持ち帰り運動への転換を推進します。
- 散乱ごみの多い地区に対して、地元関係団体と連携してパトロールの強化を図り、ごみ搬出者に向けた環境啓発を実施します。
- 地域における生物の多様性を増進するための活動を促進するため、生物の多様性の保全に資する地域(自然共生サイト等)の拡大に取り組みます。

2 生活排水による環境汚濁を防ぎます

- 汲み取り・単独浄化槽家庭に対して、合併浄化槽への転換の推進を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理を行うよう啓発の推進を行います。

3 公害の早期発見・早期対策に努めます

- 悪臭・騒音や振動及び水質汚濁に対して、公害の早期発見・早期対応、早期解決に努めます。

4 不法投棄のないまちを推進します

- 県や町のイベントを通じて広く町民等の環境美化への意識を高めます。
- 不法投棄防止のためのパトロールの強化及び看板や監視カメラを設置し、不法投棄しにくい環境づくりに努めます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道供用地域では下水道への接続を行います。下水道供用地域以外では、合併浄化槽の導入や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めます。 ● 生活排水による水質汚濁を防ぐために発生源対策を行います。特に浄化槽の維持管理を適正に行います。 ● 自分が出したごみは、観光客など来町者も含め必ず持ち帰るようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共の場所を清潔に保つように、地域全体で取り組みます。

■ 施策の方向性

一般廃棄物の排出抑制・再資源化に取り組み、環境負荷の少ないまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

令和5年10月より、本町単独でのごみ処理業務となり、「可燃物ごみ」の処理は御所市のやまと広域環境衛生事務組合に委託し、安全で継続可能なごみ処理ができています。「可燃物以外のごみ」処理は、吉野広域行政組合から施設を引き継ぎ「吉野町クリーンセンター」として「粗大ごみ施設・リサイクルセンター」で処理をしています。

しかし、引き継いだ施設の老朽化が著しく、定期的な保守整備が必要な状況にあり、それに伴って計画的な車両等の入替も考慮しなければなりません。

また、吉野広域行政組合が管理する最終処分場の延命化のためには、「可燃物以外のごみ」の再資源化率の向上が必要となります。リサイクル施設では、手作業によって細かく分別し再資源化に取り組んでいますが、再資源化率の向上のため、新たな分別区分の検討が必要と考えています。

また、町内のこども園園児・小学4年生を対象に、ごみの減量やリサイクルの大切さを伝える「ごみ分別教室」を実施しており、子どもたちが分別の必要性を知ることでルールを守らなければならないといった社会常識を学び、子どもと大人双方に対しての意識改革が期待されます。また、地域の方々を対象としたごみ分別出前講座を実施することに加え、教育委員会が主催する吉野つながる日本語教室を介し、外国人を対象としてごみの出し方や分別方法などをやさしい日本語による冊子や資料を作成・配布し、周知していますが、解釈の正確さや理解度の確認ができていないため、今後、実態を把握し、冊子の見直しや情報発信等の工夫をすることが必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	ごみの総排出量	t	1,907	1,503
2	一人当たり1日ごみ排出量	g/人日	906	875
3	再資源化率	%	15.9	17.9
4	粗大ごみのやすらぎ収集件数	件	125	120
5	分別が不備により回収不能となった数	個	303	246

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～令和12年度



■ 関連するSDGsの目標

■ 主な取組

1 安定的で持続可能なごみ処理に向けた取組を推進します

- ごみ処理業務が町単独となったことにより、吉野町クリーンセンターでは粗大ごみ処理、リサイクルセンターで可燃物以外のごみの処理を行っています。また、可燃物は御所市のやまと広域環境衛生事務組合に委託し、御所市の焼却施設で可燃物処理を行えるようになり、今まで以上に安全で持続可能なごみ処理に努めていきます。

2 ごみの適正な処理と減量化を推進します

- ごみの分別方法・ごみの減量化などの出前講座を実施することで、処理費用の削減に努めていきます。クリーンセンターでは、有価物として引き取ってもらえるよう、細かく再資源化に努めていきます。また、生ごみの減量に向けた処理機購入の補助金交付など町民の方々にごみの減量化の推進・啓発を行っています。

3 きめ細やかな収集の充実を図ります

- ごみの出し方や分別方法などが理解しにくい外国人などを対象に個別説明を実施します。また、普段のごみ出しが困難な方々を対象にした戸別収集や、予約による粗大ごみの収集(やすらぎ収集)など更なる収集業務の充実を図ります。ごみの搬出状況によっては、支援者に連絡するなどの安否確認を行い、地域のコミュニティを大切にしながら、安全で安心な暮らしを支援します。

4 家電リサイクル法等、法令遵守の周知を図ります

- リサイクル家電・パソコン・消火器等の処理方法をホームページ・広報誌等で分かりやすく説明することに努め、町民意識の向上につなげていきます。

5 安定したし尿処理の継続に取り組みます

- 受託業者による適正な収集や五條市クリーン・オアシスへの搬入に努めていきます。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ分別の徹底を行います。 ● 普段から3K運動:「使い」Kiri・「食べ」Kiri・「水」Kiriを心がけ、環境面だけでなく家計面にとってもプラスになるような取組に努めます。 ● 二酸化炭素削減を目的に、廃食用油の再利用に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体でごみの排出量抑制、再資源化の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

施策の方向性

生産性の向上や付加価値の創出により、
農林漁業が持続的かつ健全に発展しているまちを目指します。

施策の現状と課題

近年、農林漁業への被害が継続し、有害獣の出没も増加しています。駆除数を増加させるために実施隊員の増員など、駆除体制の拡充や農地を守る防護柵の強化の取組が必要です。また、地域の各団体が、様々な事業を活用しながら、農地景観及び農地の維持・管理の活動に取り組んでいますが、農業者の高齢化、後継者不足に伴い荒廃農地(遊休農地)が増加しており、対応策の検討が必要になっています。

林業従事者の減少や木材価格の低迷により、森林所有者の施業意欲の低下などにより、施業放置森林が増加しているため、早急に放置森林対策が必要です。また、林業従事者の減少や高齢化が進んでおり、担い手の確保や育成が必要になっています。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	間伐実績	ha	74	100
2	伐採木搬出実績	m ³	2,212	2,500
3	認定農業者数	経営体	7	8
4	遊休農地面積(利用状況調査)	m ²	54,369	52,000
5	水稲の作付面積(水田台帳システム)	ha	33	33
6	有害獣駆除実績	頭	297	350

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町市町村森林整備計画	令和6年度～令和16年度
2	吉野町農業振興地域整備計画	随時見直し
3	吉野町特定間伐等促進計画	令和3年度～令和12年度
4	吉野町鳥獣被害防止計画	令和6年度～令和8年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 林業の持続的な発展と森林の多面的機能の発揮を図ります

- 施業の集約化を推進し、現場に応じた作業システムの導入等により生産性の向上を図ります。
- 間伐や混交林※19化等により森林の多面的機能が発揮される状態の検討を進めます。
- 森林の土地・所有者情報を収集・整理し、森林の適正管理を図ります。
- 奈良県フォレスターアカデミー※20との連携により林業関係人材の確保・育成に取り組めます。

2 農業生産活動の維持、地域農業の活性化を図ります

- 中山間地域等直接支払制度等を活用し、農業生産活動や農地機能の維持活動と併せて生活支援等、地域コミュニティを維持していくための取組を進めます。
- 代々受け継がれてきた農地景観を保全するための取組を進めます。
- 地域単位での農業生産活動の維持・活性化を図り、やりがいのある農業の検討を進めます。

3 生産意欲の向上につながる施策を推進します

- 担い手となる新規就農者・認定農業者等の維持、増加の検討を進めます。
- 酒米プロジェクト等を推し進め、吉野ブランド化を図ります。
- 景観作物や本町に適した農産物の作付け等を通じて、遊休農地の解消に取り組めます。
- 漁業組合と連携し、アユ・ワカサギなどを活用した吉野ブランド化、地域活性化に取り組めます。
- 森林整備の推進、生産コストの低減を図り、町産材の安定供給に取り組めます。

4 有害鳥獣による被害軽減に向けて個体数管理(駆除)及び被害管理(防護柵)を推進します

- 狩猟免許取得支援の拡充等により、鳥獣被害対策実施隊を増員し、個体数削減に取り組めます。
- 個人への防護柵設置支援により、農地への侵入を防ぎ、被害軽減に取り組めます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 所有森林の適正な管理に努めます。 ● 農村環境の維持保全に努めます。 ● 耕作技術力向上に取り組めます。 ● 鳥獣被害対策として放任果樹、農産物残さを放置しないなど、適切に処理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害対策の防護施設の設置や捕獲に取り組み、鳥獣の出没・被害状況を把握し、関係機関への情報提供を行います。 ● 農村環境を守るため、集落単位で耕作放棄地解消に取り組めます。 ● 適正な森林環境の保全に取り組めます。 ● 水路や里道の管理など協力しながら農業生産活動の維持に取り組めます。

用語説明

※19 混交林/2種以上の木からなる森林のこと。

※20 奈良県フォレスターアカデミー

森林環境の維持向上に関する専門的な知識や技能を身につけ、森林のもつ4つの機能を総合的にマネジメントし、地域の特性に応じた多様で持続可能な森林管理を実践できる人材を養成する学校のこと。

施策の方向性

町内事業者が人材確保や事業承継を進めながら、安定して発展し続けられる活発なまちを目指します。

施策の現状と課題

人材不足や高齢化等により、町内事業所や各産業組合等への支援が必要になっています。これまで経営発達や事業承継の支援の取組を進めていますが、今後も引き続き、町内事業所等への支援が必要です。

具体的には、町内産業従事者の年齢が引き上がっており、後継者不足が大きな問題となっています。町内にある製材・和紙・製箸といった伝統産業を守るためにも、事業承継を進めることが必要です。

また、人口減少に伴う雇用人材不足と町内出生の若者の都市部への流出が課題です。そのため、関係機関と連携して雇用促進を図る必要があります。さらに、現在、創業者への支援方法が限られているため、創業者や創業希望者のニーズを把握し、適切な支援を検討していくことが必要です。

本町の都市計画制度による土地利用規制等の観点から大規模工場等の誘致が進みづらい現状にあります。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に地方でのテレワークやサテライトオフィス^{※21}活用などが進んできたことを背景に、本町にも「YOSHINO GATEWAY」^{※22}が整備され、町外企業を誘致できる環境が整っています。また、空き工場や空き家等を活用した小規模事業者の創業や誘致が進んでおり、町内に新たな宿泊施設や飲食店もできてきています。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	創業支援者数	人	11	17
2	町内合同面接会及び出張相談の開催数	回	33	40

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

関連するSDGsの目標



主な取組

1 町内事業所等への継続的な支援を行います

- 町内事業者や各産業組合へ継続的に支援を行います。支援方法は補助金だけでなく、情報提供や相談受付など、幅広い支援を行っていきます。

2 事業承継を促進します

- 町内の伝統産業を中心として、後継者不足が解消されるように事業承継に関する支援を行います。補助金制度の案内や関連機関の紹介など、積極的な情報発信を行います。
- 事業承継支援機関や県内市町村と連携し、事業承継の定期的な出張相談やセミナーを開催します。

3 町内雇用を促進します

- 町内雇用の促進に向けて関連機関と連携を行い、合同面接会の開催や定期的な出張相談を実施します。
- 町内事業者の経営状況や事業の維持・拡大の意向、それに伴う担い手の確保などの把握を行った上で、必要に応じて特定地域づくり事業協同組合制度等をはじめ、国等の支援策の活用について検討します。
- 移住施策とも連携を行い、移住者の雇用の相談窓口として、情報提供や関連機関の紹介等を行います。

4 創業者への支援を行います

- 創業支援事業者(商工会、奈良県よろず支援拠点)と連携し、ワンストップ相談窓口の機能強化を行い、創業希望者及び創業者に対して、補助金の紹介や関連機関の情報提供など、幅広い情報提供を行います。また、関係機関等と連携し、創業者への支援を行っていきます。
- サテライトオフィスや既存の空き工場、空き家等を活用して、町内での新たな新規創業等を支援します。

5 企業誘致を推進します

- 本町は、過疎地域であることから割増償却等の税制措置が適用されるため、これらの情報発信を強化することで、町内への新たな企業誘致を推進します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人は、積極的に地域の店舗を利用します。 ● 個人は、同じような商品、サービスが町内で調達できないか意識します。 ● 個人は、町内での就労を視野に入れます。 ● 企業は、事業計画を策定するなど、事業の継続・発展に向けて努力します。 ● 企業は、地域内循環を意識し、原材料などをできるだけ町内企業で調達します。 ● 企業は、町内雇用を増やすように努めます。 ● 個人・企業は、積極的にセミナー等に参加します。 ● 個人・企業は、行政、団体等が発信する情報を意識して取得します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の店舗を紹介・利用する機運を醸成します。 ● 積極的に地域の店舗を利用します。

用語説明

※21 サテライトオフィス/企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
 ※22 YOSHINO GATEWAY/町内のコワーキングスペース(作業空間を共有する場所)兼サテライトオフィス施設のこと。



施策の方向性

吉野材の魅力発信を行うとともに、木材関連産業の次世代を担う人材が確保・育成され、産業が維持・継承・発展していくまちを目指します。

施策の現状と課題

一層吉野材の魅力を広げていくため、これまでの取組に加えて、イベント等の開催や出展など吉野材をPRする新たなイベントや取組が必要です。

また、平成28年の「木のまち吉野未来宣言」以来、吉野材の歴史や魅力を実際に体感してもらうために推進している「産業ツーリズム」※23の取組は、見学や視察の受入者数も増加し、満足度の高いコンテンツとして順調に推移しています。また、「ファーストイブプレゼント」は、本町で生まれた0歳児の赤ちゃんに吉野材で製作した木のおもちゃを贈り、子どもたちだけでなく、子どもを通して大人にも木のぬくもりや魅力を伝えています。この取組は、豊かな感性を木で育むことを目的としており、今後も継続した取組が必要です。

人口減少及び少子高齢化に伴い、後継者不足や担い手不足が加速しており、事業承継ができない可能性もあります。そのため、本町の歴史的背景や木材の魅力を情報発信し、新たな利用方法の提案・コーディネート等を行い、需要の拡大・創出に努め、創業者支援や移住者支援等の他施策と連携しながら、産業の下支えをしていく必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	吉野杉の家宿泊者数	人	343	400
2	吉野材PRイベントの開催及び出展数	回	4	5

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

主な取組

1 吉野材の魅力発信を推進します

- 吉野野木や吉野杉の家を中心拠点として、主に見学者や宿泊者に対して、「木のまち吉野」の歴史や文化を伝え、吉野材の魅力を発信します。
- 吉野ビクターズビューロー※24と連携し、企業や学校等の視察研修の受け入れを積極的に行い、吉野杉の家や製材所の見学や交流、木との触れ合いや木のまち吉野の取組を広く周知することで、吉野材の活用促進と販路拡大を支援します。また、企業や学生と次代を担う木材関係者との交流機会を積極的に確保し、若者の視点や企業の商品開発等のアイデアなどを地域に還元します。
- 設計士や工務店などの建築関係者の視察やツアーの受入及び実施を支援するとともに、著名な建築家等との連携や、WEBやSNSを活用した情報発信を行います。

2 イベントの開催や出展を通じて吉野材をPRします

- 関係団体と連携し、イベント等での吉野材PRを行います。主に町内関連団体や県、県内市町村などと連携し、イベントでの吉野材PRブースの出展や町内木材関連イベントの開催支援等を行います。
- 子どもから大人まで吉野材に触れて感じて学ぶ「よしのウッドフェス」の開催を支援し、吉野材の歴史背景や木材の魅力を伝え、新たな活用方法の提案や木材コーディネート等による木材需要の拡大や創出に努めます。

3 木育を推進します

- ふるさと教育の一環として、ファーストイブプレゼントやこども園・小中学校での木育の取組、愛学習机プロジェクト等を通じて、地域の子どもたちが継続して木と触れ合う機会を創出し、吉野材の魅力を伝えます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活の中に町内産の木製品を取り入れ、「木のある暮らし」を表現します。 ● 住宅の建築やリフォームでの木材利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、研修視察等を積極的に受け入れるとともに時代のニーズに合った製品づくりに努めます。 ● 「木のある暮らし」を表現し、吉野材の魅力を発信します。

用語説明

※23 産業ツーリズム
歴史的・文化的価値のある工場、鉱山やその遺構、今も続く伝統産業などのものづくりの現場、最先端の技術を備えた工場などを対象とした学びや体験を伴う観光のこと。

※24 吉野ビクターズビューロー
本町の観光振興を推進する一般社団法人のこと。

施策の方向性

吉野の自然美、歴史、文化を最大限に活かし、国内のみならず世界中の人々が訪れたい魅力あふれる観光地「吉野」を目指します。観光地域づくりを推進することで、観光による経済効果を地域経済の活性化、観光資源の維持・発展、次世代を担う人材育成、ひいては地域社会の持続可能な発展につなげていきます。

施策の現状と課題

本町の観光は、新型コロナウイルスの感染拡大で一時期、旅行者数も宿泊者数も落ち込みましたが、現在は回復傾向にあります。

本町を訪れる目的は、自然景観(風景)や名所・旧跡(史跡、神社仏閣)が多くなっており、繁忙期は春の桜と秋の紅葉の見ごろのシーズンとなっています。

本町の観光振興は、閑散期の観光だけでなく、二次交通やインバウンド対応、道路などのインフラ整備も課題です。2次交通については、鉄道等の公共交通を利用して来訪した観光客が地域内を移動する手段が少ないため、地域内の移動手段の確保について、検討・実装を進める必要があります。また、インバウンド需要が高まる中で、多言語化など外国人観光客が快適に過ごせる受入環境整備が必要です。

今後は、先人が築き上げた歴史や文化を大切にしつつ、世界遺産や日本遺産などの歴史的な文化財や美しい景観を、デジタル等を活用して積極的に発信していくことで新たな年齢層の誘客を図るなど、新しい観光スタイルに挑戦していくことが必要です。また、観光客の受入体制の強化のため、事業者や人材の不足が課題となっています。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	観光客入込客数	千人	720	1,100
2	延べ宿泊者数	千人	32	70
3	来訪者満足度	%	92.4	95.0
4	外国人延べ宿泊者数	人	3,349	5,000
5	吉野町観光案内所(吉野駅前)来訪者(外国人)	人	4,173	10,000

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次吉野町観光振興計画	令和7年度～令和11年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 年間を通じた誘客に取り組みます

- 吉野ビジターズビューローを核として、春・秋の繁忙期以外にターゲットを絞った誘客を図るため、吉野ならではの歴史・文化、産業、食などの地域資源を活用した教育旅行や企業研修等の誘致を含めたコンテンツの磨き上げ、何度も吉野を訪れる関係人口の構築を進めるとともに、伝統文化や産業に深く触れることができるインバウンド向けの高付加価値で特別な体験コンテンツを造成し、誘客を図ります。

2 インバウンド誘客に向けての取組に注力します

- インバウンド観光客が快適に吉野観光を楽しむことができるように、観光案内板の外国語表記を改善するとともに、観光事業者による事業者情報の登録サービスや旅行情報サイト等への登録、DXツール等の導入などの積極的な取組を促進します。

3 世界遺産、日本遺産を活用した広域観光を推進します

- 世界遺産や日本遺産など、共通の地域資源を持つ関係町村と連携し、体験コンテンツの充実や周遊性の向上、滞在時間や宿泊客の増加による観光消費の拡大を目的として、世界遺産や日本遺産を活用した広域観光を推進します。

4 移動手段の確保を検討します

- 町内の観光周遊に必要な移動手段を確保するために、町が運行するデマンドバスの観光客利用を引き続き推進するとともに、移動そのものがコンテンツとなるレンタサイクル^{※25}やシェアサイクル^{※26}についても積極的に導入を進めます。
- 運用が弾力化している地域住民や宿泊施設、ツアーガイド等が提供する無償送迎サービスの導入について検討を進めるとともに、ライドシェア^{※27}等の実証実験の結果を踏まえ、既存の公共交通の課題と合わせ、持続可能な地域内移動手段の確保について検討を進めます。

5 公民連携での観光推進に取り組みます

- 地域事業者や行政だけでは解決が難しい地域活性化や事業承継、二次交通の整備などの課題について、民間企業との連携を強化し、民間活力を活かした課題解決に向けて取組を進めます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 明るく元気に観光客を迎えるため、町全体でおもてなしの精神を心がけます。 ● インバウンド対応のため、店舗の情報や表示などについて積極的に多言語対応に努めます。 ● 街並みの維持のため通年で店舗を開ける努力をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体でインバウンドの受入を意識し、明るく元気に観光客を迎えるなど、町全体でおもてなしの精神を心がけます。 ● 稼ぐ観光地として経営を行います。 ● 時代の変化に対応し、都市とのニーズをマッチさせるなど通年型観光を意識した新たな観光スタイルに挑戦します。 ● 吉野のファンやリピーターを増やすため、来訪者に気持ちよく過ごしてもらおう取組(おもてなし、環境美化等)を行っていきます。 ● 通年型観光を意識した営業を行います。

用語説明

- ※25 レンタサイクル
観光案内所や宿泊施設等で自転車を借り、借りた場所に自転車を返すサービスのこと。
- ※26 シェアサイクル
相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された、面的な都市交通に供されるシステムのこと。
- ※27 ライドシェア
タクシー不足を解消するため、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用する運送サービスのこと。

施策の方向性

町内にある文化財や関連情報の発信を促進し、町内外の方々を対象に、本町の文化財への関心度を高め、よりよい文化財の保全と利活用が行えるまちを目指します。

施策の現状と課題

世界遺産を含む文化財の保護のため、現在の文化財所有者と良好な関係を維持しています。しかし、所有者等の代替わりがある中、その権利に抵触しない範囲で文化財の状況把握をし、適切な保護・保全体制(所有者・関係機関等)の構築に努め、有事の際には速やかな対応を行える体制を維持する必要があります。また、未指定文化財を把握し、必要に応じて適切な調査を実施しています。未指定文化財も、町の歴史を語り、文化財の価値を高めるものもあるため、戦前までの資料を対象に、可能な範囲で調査を継続することが求められます。

また、宮滝遺跡をはじめとする文化財や、その背景にある歴史の情報発信をしています。資料館での常設展示・特別陳列、講演会や整備事業などに取り組んでいます。今後も、文化財保護に対する町民の理解や町の魅力発信が必要です。

吉野山の桜の保護・保全を適切に支援していますが、老木の増加などの問題も増えています。人件費の高騰や桜の維持管理・植え替えなど、桜の保護・保全にかかる地域の負担が増えており、適切な支援を継続する必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	資料館の利用者数(入館者数+主催事業参加者数)	人	1,466	2,000
2	講演会(資料館主催)の満足度(5段階中4以上の割合)	%	92.0	92.0
3	資料館の満足度(5段階中4以上の割合)	%	82.0	85.0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野万葉整備活用計画	令和2年度～令和13年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 関係機関との連絡体制を維持・継続し、文化財所有者等に適切な支援を実施します

●文化財所有者が文化財に関する不安等を覚えたとき、町担当者と連絡がとりやすい関係の維持に努めます。また、所有者が変更になった際などは、速やかに良好な関係が構築できるように努めます。文化財に毀損や修復などの諸問題が発生したときには、関係機関との速やかな情報共有をはかり、文化財所有者に対して、必要な手続や補助金などの支援を行えるよう努めます。

2 情報や資料の把握・整理をします

●文化財の価値を広く理解してもらえるよう、文化財やその背景(歴史などの関連情報)の把握を行います。また、文化財でない資料も、文化財に関連して把握等が必要な情報や資料の整理収集、資料館収蔵資料の適切な管理などに努めます。

3 様々な形での歴史情報の整備・発信を行います

●資料館での特別陳列、関連する配付資料の作成、講演会の実施などを通じて、文化財に関する情報発信を広く行います。また、資料や講演会の内容を、適宜リポジトリ※28やYouTubeなどで公開します。同時に、宮滝遺跡の整備事業などを促進していきます。

4 適切な調査を実施します

●本町で把握できていない未調査の資料などは、町の歴史や文化、伝統などをより詳しく把握するきっかけになる場合があります。そのため、資料の情報や所在の有無などの把握に努めます。また、特に調査や記録の実施が重要であると判断できる資料については、所有者の権利に十分配慮した上で、調査や記録作成を行います。このことを通じて、町の歴史や文化に関する知見の蓄積を図ります。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ●住んでいる地域や本町にまつわる歴史や文化財に関心を持ち、歴史などに関わるイベントや講演会への参加や、動画視聴を通して理解が深まるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史や文化財に関心を持ち、地域の歴史や文化の保存・継承に努めます。 ●住んでいる地域の歴史や文化財について関心を持ち、理解を深めます。また、有事の際には町や関係機関に情報共有ができるように努めます。

用語説明

※28 リポジトリ
文化財等の情報を蓄積・公開できるシステムのこと。

16 | 関係人口の創出と移住定住の促進

施策の方向性

多様な関係人口の創出を行うとともに、
移住者及び二地域居住者の増加を目指します。

施策の現状と課題

町内には、移住体験をできる施設がないため、仕事や子育てなど本町で生活するイメージや生活環境などを知る機会が提供できていません。また、移住希望者がいても、移住してすぐに住める空き家がないのが現状です。状態の良い空き家は、空き家バンクに登録後、すぐに成約につながっており、大幅な改修が必要な空き家のみが残ることになるため、移住希望者が移住を断念することがあります。

また、関係人口の観点では、ふるさと納税や吉野町公式サポーター※29など本町と様々な関わり方をしている方も多く、一定数の関係人口の獲得はできているといえます。また、関係人口登録制度としてつながり住民吉野登録制度を実施していますが、制度が浸透しておらず、活用できていない状況です。今後は、これまで本町の自然や歴史などに魅力を感じ、町のファンになってくれた方々だけでなく、新たな関係人口創出のため、まちの魅力をより多くの方々に情報発信するための工夫や仕組みの検討が必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	空き家バンク物件登録数(新規)	件	31	25
2	空き家バンク成約件数	件	13	20
3	つながり住民吉野登録数(累計)	人	2,767	3,650
4	移住体験施設稼働率	%	—	50.0
5	移住世帯(空き家バンク経由)	世帯	3	10
6	二地域居住者世帯(空き家バンク経由)	世帯	0	6

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町空家等対策計画	令和8年度～令和12年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 移住体験施設の運営を行います

- 移住体験施設を整備し、運営することにより、町内での仕事・農業体験・子育て環境などの生活環境を実体験してもらうことができるようになります。移住に向けて踏み出す機会を設けることで、関係人口及び移住者、二地域居住者の増加につなげます。

2 都市部で開催される移住イベント等で町の情報をお伝えします

- 移住を検討している方との接点をつくり、移住先として検討してもらえるよう都市部で開催される移住イベント等に積極的に参加し、PRを行います。また、相談に来た方と継続してつながりを持てるような体制を整えます。
- HP・SNS・パンフレット等を活用し、移住希望者向けに本町の情報発信を行います。

3 本町に関心がある層に情報発信を行います

- 関係人口創出の促進、二地域居住や移住への関心を高めるため、つながり住民吉野に登録された方へメール等で地域のトピックスや移住関連情報等の本町の情報を発信し、関係性の維持、構築を図ります。

4 空き家バンクを運営します

- 新規物件及び新規利用者の登録を行い、空き家情報を発信することで、空き家所有者と移住希望者のマッチングを行います。また、空き家改修補助金(改修が必要な物件向け)や空き家流動化補助金(荷物の片付けが必要な物件向け)を交付します。

5 地域交流を推進します

- 地域や企業と連携し、二地域居住者及び移住者が地域と交流を深められるよう支援体制を整備することで、地域の担い手不足の解消や地域経済の活性化となるよう地域交流の推進に取り組みます。

6 関係人口の量的拡大・質的向上を図ります

- 既存事業の効果検証、今後の事業展開を整理するとともに、国の動向や先行自治体の事例を参考にしながら、ふるさと住民登録制度や新たな関係人口創出事業を整備するなど、地域の担い手確保や地域経済の活性化につなげます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 移住者と積極的な交流をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住希望者や移住者を受け入れるための体制を整えます。 ● 空き家所有者に空き家バンクへの登録を促します。

用語説明

※29 吉野町公式サポーター
地域振興や関係人口増加に向けて、地域活動の支援を行う町外在住者のこと。

17 | 利便性の高い公共交通システムの構築

施策の方向性

町民にとって日常生活に必要な買い物や通院、通学などの移動について、利便性の高い公共交通サービスを形成し、持続可能な運用を構築します。

施策の現状と課題

デマンド型乗合バスへと運行形態を変更したことにより、利便性が向上し、町内の移動手段の確保ができています。また、利用者のニーズに対応し、乗降場所の追加や移動をしていますが、家の近くで乗降したいという要望が増加しており、乗合率が低く効率的な運行ができていません。またデマンドバスは電話とWebから予約できますが、現状約8割が電話での予約です。デマンドバスを利用登録された際やスマホ教室などでWeb予約の普及に努めていますが、予約数全体の2割も満たしていません。

また、南奈良総合医療センターへの移動手段として、電車や広域で運行しているコミュニティバスがありますが、町が運行している交通手段はなかったため、新たな交通手段の実証実験を行いました。今後は実証実験の結果を踏まえ、南奈良総合医療センターへの移動手段の確保について検討が必要です。さらに、近鉄電車の利用促進及び駅舎利活用は、近畿日本鉄道(株)でプロジェクトチームが立ち上がり活性化施策の検討をはじめています。

今後は、持続可能で利便性の高い公共交通を実現するため、ライドシェアの導入を検討しており、どのような運行形態が利用者のニーズに合うか調査等により確認する必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	デマンドバス利用者数(延べ利用者数)	人	22,553	25,398
2	デマンドバスインターネット予約率	%	21.3	27.0
3	デマンドバス乗合率	%	33.9	44.4

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域公共交通計画	令和8年度～令和12年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 コミュニティバス「スマイルバス」を運行します

- デマンド型乗合バスの運行を行い、利用者のニーズに対応しながら効率的で利便性の高い地域公共交通システムの継続を目指します。また、デマンド型乗合バスの運行開始前の時間帯や公共交通の需要が多い時間帯には路線定期型の運行を残し、公共交通サービスを補完します。

2 近鉄電車の利用を促進します

- 町にとって非常に重要な公共交通である近鉄吉野線の維持・存続を図るため、近畿日本鉄道(株)及び県や関係市町村、地域等と連携し、鉄道の利用促進、駅舎の利活用等の施策を推進します。

3 周辺市町村との広域連携を行います

- 南奈良総合医療センターなどへの移動手段として、近隣町村で運行しているコミュニティバスと連携・維持することで、医療を受ける体制や日常生活での交通手段を確保します。

4 デマンドバスインターネット予約を推進します

- デマンドバスのインターネット予約率を向上させるため、広報誌への掲載、スマホ教室の実施などによりインターネット予約のメリットなどについて丁寧に説明し、インターネット予約の更なる普及を推進します。

5 ライドシェア等の導入を検討します

- 交通空白地、交通空白時間の解消に向け、他自治体の事例を参考にし、本町の実情に合ったライドシェア等の導入を推進します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に公共交通機関を利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動手段に困っている方がいたら、解決手段を検討し、地域でできることを実践します。

政策 3

安心

安心できる吉野町

■ 施策の方向性

誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らすことができ、
町民が元気で健康なまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

健康づくり・介護予防サポーターのメンバーが、地域で健康づくりに関する様々な活動に取り組んでいます。今後は、地域で取り組まれている身近な健康づくりや介護予防の活動と、町が進める専門的な保健活動が、互いに健康課題を共有し合い、連携を深めることで、より効果的な健康づくりに取り組む必要があります。

病気の予防に関連した取組として、予防接種法に基づく定期接種に加えて、小児の任意予防接種費用を助成していますが、予防接種に対して不安を感じる方もいます。正しい情報に基づき、よく内容を理解した上で予防接種を受けることを判断できるようにするため、情報提供や不安や疑問がある方への相談に対応する必要があります。また、健康増進法に基づき、がん検診等、各種健診・検診を実施しており、がん検診の受診率は徐々に上昇していますが、全国的には依然として低い状況にあるため、その重要性や正しい情報について、より一層の周知・啓発が必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	国保加入者の大腸がん検診受診率(40～60歳)	%	13.5	14.3
2	国保加入者の子宮頸がん検診受診率(20～69歳)	%	13.5	15.5
3	定期予防接種の麻疹風しん第1期・第2期接種率	%	95.0	95.0
4	定期予防接種BCG接種率	%	95.0	95.0
5	本町の健康寿命(平均自立期間)	年	男17.44/ 女19.53 ※R4(R3-R5)	男17.76/ 女20.01

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第3次健康増進計画及び食育推進計画	令和8年度～令和17年度
2	新型インフルエンザ等対策行動計画	平成27年度～随時更新

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 地域の健康づくり支援を行います

- 地域で健康づくりや介護予防に関する活動などに取り組んでいる方や団体などつながり、健康課題を共有したり、専門的な助言を行ったりすることで地域の健康づくりを支援します。

2 感染症予防に努めます

- 平常時は予防接種法に基づいた定期予防接種による感染症予防や結核検診等での早期発見・治療による重症化予防に取り組めます。
- 定期予防接種について正しく分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談に丁寧に対応します。
- 新型インフルエンザ等対策行動計画を整備し、パンデミックによる影響を最小限にできるよう備えるとともに発生時の対応を迅速にします。

3 疾病予防に努めます

- がん検診の重要性を効果的に周知するために、啓発内容を充実させます。また、情報が幅広い年代に届くよう、文書での通知だけでなく、SNSを活用した受診勧奨も行います。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 自身や家族のライフステージに応じた正しい情報に基づき、健康づくりに取り組みます。 ● 感染症を防ぐため、基本的な感染予防に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でできる健康づくりに取り組みます。 ● (町、保健師は)個人や地域に感染症予防や健康を維持増進するための専門的な情報提供を行います。

施策の方向性

広域的な連携が図られ、一次救急から二次救急、在宅医療や訪問看護までの体制が充実し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

施策の現状と課題

これまで「かかりつけ医」の重要性を周知してきましたが、高齢化の進展により継続的な医療の必要性が高まる一方で、若年層を中心に「かかりつけ医」の定着が進んでいない現状があります。「かかりつけ医」を持たない町民の増加は、日常的な健康管理の遅れや病気の重症化を招く可能性があります。そのため、年代ごとの特性やニーズを踏まえた効果的な周知・案内を行い、町民一人一人が継続的に医療を受けられるよう、「かかりつけ医」の必要性に対する理解と行動の促進が必要です。

また、公立3病院の再編により医療体制は整備され、救急搬送応需率も90%以上を確保しています。一方で、診療拠点の集約化により一部地域では医療機関へのアクセスが悪化しており、地域住民の医療に対する満足度は低下傾向にあります。特に、高齢者は通院のための移動が困難となっているため、医療機関を利用しやすいよう地域特性に応じた柔軟な移動支援を充実させることが必要です。また、町の取組や支援内容の情報発信が十分でないことも医療に対する満足度の低下の一因と考えられます。今後は、町民が必要ときに適切な医療を受けられるよう、近隣医療機関や救急医療体制に関する情報を、分かりやすく、確実に周知・広報する必要があります。

救急医療体制は、奈良県救急告示病院が南和周辺地区病院とともに輪番制での運営に協力し、救急患者への対応の充実を図っています。奈良県救急告示病院のひとつである南奈良総合医療センターの運営に本町も参加しており、今後も医療体制が持続的に確保されるよう、県や他市町村と連携しながら、地域医療体制の維持・充実を継続していく必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	かかりつけ医を持っている町民の割合	%	49.9	56.9
2	南奈良総合医療センター救急搬送応需率*	%	92.4	90.0

※可能な限りの応需体制を維持・強化していくことを前提に、南和広域医療企業団で設定されている数値となります。

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	南和広域医療企業団第2期中期計画 (公立病院経営強化ガイドラインに基づく経営強化プラン)	令和4年度～令和8年度



関連するSDGsの目標

主な取組

1 医療に関する情報提供と普及啓発強化に取り組みます

- かかりつけ医を持つことは、個人や家族の健康を維持・管理する上で非常に重要です。特に高齢者や慢性疾患を抱える方々に対しては、かかりつけ医の重要性を踏まえた積極的な働きかけを強化していきます。また、医療機関や地域との連携のもとで、かかりつけ医の意義や役割について広く周知を図り、町民の健康管理の意識向上と、円滑な医療連携の推進を目指します。

2 医療連携体制を強化・継続します

- 妊娠期から子育て期において安心して適切な医療受診ができるように、近隣医療機関の情報提供や#8000(小児救急電話相談)等の相談窓口の周知を一層強化します。
- 橿原市休日夜間応急診療所(小児深夜診療)や産婦人科一次救急、南和周辺地区病院の輪番制による診療体制の運営に協力し、県及び構成市町村、医療機関と連携の上、地域における一次救急体制の継続を図ります。
- 本町は、南奈良総合医療センターの運営に参画しています。同センターは、南和地域で唯一の奈良県救急告示病院(二次救急指定医療機関)として、年間3,500件を超える救急車やドクターヘリによる搬送を受け入れ、南和地域の救急搬送応需率90%以上を確保するなど、「断らない病院」として、地域の救急医療の中心的役割を担います。また、全国的に産科医療機関が減少する中においても、妊婦健診を同センターで受診し、出産は高度医療を有する奈良県立医科大学附属病院で行っており、妊産婦が安心して出産できる連携体制を今後も整備します。さらに、小児科では夕方診療を実施されており、特に少子化が進行する南和地域において、子育て世帯が安心して医療を受けられる環境を今後も構築します。今後の少子高齢化による同センターの収益減や医療機器更新に伴う費用増加も見込まれますが、これらの医療体制が持続的に確保されるよう、構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、病院運営への継続的な参画と支援を通じて、地域医療体制の維持・充実に努めていきます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医を持ち、適切に医療機関を利用します。 ● 自身の健康に関心を持ち、健康診断やがん検診を受けます。 ● 地域で開催されている健康講座や相談会を積極的に活用し、健康づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステム^{※30}について理解し、地域で安心して暮らし続けられるよう支えます。 ● 誰もが支え合う社会を目指し、地域におけるコミュニケーションを深めます。

用語説明

※30 地域包括ケアシステム
住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域が整備されている状態のこと。



■ 施策の方向性

介護が必要な方も認知症の方も、すべての高齢者の思いが尊重され、住み慣れた地域で役割を発揮し、主体的に生活を営むことができるまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

居宅(介護予防)サービス受給率は奈良県及び全国平均と比べて低い水準で推移しています。今後は、医療機関と地域が連携して、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる仕組みを構築することで、病院から地域へのシームレスな在宅移行を実現し、介護が必要な方が安心して病院への入退院や在宅療養を行える環境づくりが必要です。また、週に1回以上、3名以上が集まり、介護予防に資する活動(体操)を行っている通いの場は、令和7年3月末時点で17箇所登録されており、参加者数は200名前後ですが、参加者の高齢化が課題です。一部の地域では、デマンドバスなどを利用して会場に参加している方もいるため、地域の集会所や民家の空きスペースなど、歩いて通える距離に会場を設置することが重要です。

認知症への正しい理解と支援を行い、認知症になってもいつまでも通い続けられる場づくりを目的に、本町では通いの場を中心に「チームオレンジ」※31を設置しており、現在11箇所で開催しています。今後さらに高齢化が進み、認知症の高齢者が増加することが予想されるため、認知症の相談窓口の周知や、正しい知識と理解を深めるための普及啓発の機会を増やすことが課題となっています。また、介護予防サービス利用者の支援終了・認定改善率は2%程度となっており、介護認定率は23.0%で国及び県内平均より高い状況です。高齢化が進み、要介護・要支援認定者が増える可能性があるため、自立した生活を送る高齢者を増やす取組が必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	町民主体の通いの場数(チームオレンジ拠点設置数)	箇所	17	23
2	介護予防サービスの支援終了・認定改善率	%	2.0	6.0
3	主観的健康観(高齢者本人が評価する自身の健康度)	%	79.9 (2023調査)	80.0 (2029調査)
4	退院連絡の実施割合	%	87.0	100.0
5	要介護・要支援認定者割合	%	23.2	23.2

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次吉野町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
2	吉野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度

■ 主な取組

1 地域包括ケアシステムを推進します

- 地域包括支援センターを拠点として地域や他市町村、医療機関、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、個人に応じた支援を推進します。

2 介護予防・生活支援事業における新たな活動の創出を支援します

- 町民主体の通いの場の設立と町民の方がお互いに声を掛け、自助・互助・共助機能を活用した新たな町民サービスを提供するほか、専門職が通いの場に積極的に関与し、「自立」への支援や介護予防のための講座を行うことで、高齢になっても主体的な活動や参加の機会を増やします。
- 老人福祉センターを拠点として高齢者の方が生きがいを持ち、主体的な介護予防活動の取組を行います。

3 認知症に関する正しい理解の推進と認知症初期からの継続的な支援体制を整備します

- 認知症の疑いから発症、その後の進行とともに変化していく本人の様子や気持ち、利用できる支援について積極的に啓発します。また、認知症の方や家族を行政やサービス事業者だけでなく、地域全体で支援する体制を整えます。

4 要介護・要支援認定と必要な支援を提供します

- 高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことを支援するために、要介護・要支援認定と個人に合った自立を促すための各種介護(予防)サービスを提供します。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの経験や知識を活かし、自主的に介護予防や生活支援等の地域活動に参加し、高齢者やその家族を見守り、支援します。 ● 病気や症状に関わらず、こう暮らしたいという「素直な思い」を言葉にし、それに近づくよう考えたり工夫したりします。 ● 自分の状態や病気について正しく理解し、正しい付き合い方を知るようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で高齢者やその家族の生活を見守り、支え合い、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性を活かした活動に取り組みます。 ● 本人のできること・できないことを周囲が一方的に決めつけず、地域等で活動や役割への参加を受け入れ、見守ります。

● 用語説明

※31 チームオレンジ
地域で把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの活動のこと。

施策の方向性

障がいの種類や程度に関わりなく、障がいのある人すべてが必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現、障がいの有無に関わらず、地域の一員として生活を営むことができるまちを目指します。

施策の現状と課題

障がい者の相談支援体制として、地域づくり定期連携会議^{※32}やこども支援会議^{※33}等で庁内連携が進められており、相談業務を委託している事業所との連携もできています。一方で、複合的課題を抱えるケースが増加しているため、今後は更なる連携強化が必要です。また、町内に相談支援事業所が少ないため、町外の社会資源のつながりを増やす必要があります。

障がい者・障がい児福祉サービス利用及び自立支援医療は、更新及び新規ともに滞りなく支給決定を実施しており、医療的ケアが必要な方に対しては、関係機関が協力して支援をしています。一方で、対応可能な相談支援員や居宅介護サービス事業所を見つけるまでに時間を要することが課題です。近隣市町村でも人材不足が深刻化しており、特に医療的ケアが必要な方の緊急時の支援体制の充実が必要です。

移動支援事業・日中一時支援事業は継続して希望者に提供できています。移動支援は余暇活動に利用するものであり、原則として事業所への移動のための利用はできません。しかし、地域特性から事業所に行くことが困難なケースも多く、事業所への移動に支援を希望する方が多いですが、外出支援のタクシーチケットの申請者は少ないのが現状です。

障がいの周知・理解の一環として、地域活動支援センター^{※34}がほっとはーと南和^{※35}でイベントを開催しているほか、窓口での案内も行っています。また、にじいろサロン^{※36}の運営も継続されています。しかし、町内には3つの障がい者団体がありますが、いずれも新規加入者が少なく、活動も縮小しているのが現状です。これまで行政や相談支援事業所等が地域課題を協議してきた「五條・吉野地域自立支援協議会」が令和5年度末で解散になったため、現在は町単独での協議会の設置に向けて、相談支援事業所等と協議を進めています。障がいのある人をより理解してもらうことが重要であり、障がいに対する周知啓発を図り、官民が連携して地域課題に向き合うための協議の場を再構築していくことが、今後の課題となっています。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	マルシェ等の集いの場の開催回数(小規模:年2回、大規模:年1回)	回	1	3
2	障がい者就労施設等からの物品等の調達金額(間接的支援を除く)	円	640,000	700,000
3	障がい福祉サービス利用を希望される障がい(児)者における計画相談支援の利用率	%	99.0	100.0
4	地域生活支援事業(買い物等の移動支援、事業所の延長利用、社会参加のための集いの場の利用等)を希望される障がい(児)者の利用率	%	88.0	100.0
5	障がい者外出支援タクシー券交付対象者(身体障害者手帳1.2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)全体における申請率	%	25.0	50.0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町第3次障がい者基本計画	令和5年度～令和14年度
2	吉野町第7期障がい福祉計画/吉野町第3期障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 障がいに対する理解の促進を図ります

- 自立支援協議会の立ちあげを行い、官民連携のもとで地域課題の解消、交流の場(居場所)を創出し、広く障がいについての理解の促進に取り組みます。関係各課及び町内外企業等と連携しながら、障がいの理解を推進し、障がいのある方の雇用促進に取り組みます。町内における福祉関係団体に対して、相談・交流の場の継続のために支援を行います。

2 障がい福祉サービスの提供を推進します

- 障がいのある人が、安心して暮らすことができるように、相談支援員と連携しつつ、サービス等利用計画書を基に必要な障がい福祉サービスの利用につなげます。社会参加をしながら自立した生活を継続できるよう、就労支援に取り組みます。また、関係機関及び他市町村と協力しながら、医療的ケアが必要な方の支援の充実に取り組みます。

3 相談支援体制を充実します

- 個々の相談に対し、委託相談事業所、地域包括支援センター、地域福祉担当、介護保険担当、社会福祉協議会等と連携しながら支援を行い、必要なサービスにつなげます。障がいのある児童に対し、保健センター、教育委員会、医療機関等と連携を図りながら支援を行い、早期療育の取組を進めます。

4 外出と社会参加を促進します

- 外出支援のために初乗り運賃を助成するタクシー券を交付します。余暇活動を充実させるために、地域生活支援事業において移動支援のサービスを提供します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人や障がいのある人のご家族及び障がいのない人が、障がいの状態や特性について理解を深めます。 ● 障がいのある人や障がいのある人のご家族の不安や悩みを聞き、支援したり役場担当課につなげます。 ● 障がいのある人や障がいのある人の家族が障がいについて理解を進め、関係機関に相談します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人または障がいのある人のご家族に対し、周囲が本人の気持ちや状態を決めつけず、障がいの状態や特性について理解を深めます。 ● 障がいのある人が地域で安心して生活ができるような地域での助け合い・見守り・支え合いの体制を整えます。 ● 障がいのある人または障がいのある人のご家族に対し、地域でできるサポートについて役場に相談します。

用語説明

※32 地域づくり定期連携会議/介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野が定期的に集まり、現状の取組や課題を共有し、既存の取組を活かしつつ、交流の場や居場所の整備及び包括的な支援の充実などについての協議を行う場のこと。

※33 こども支援会議/保健センター・教育委員会・障がい福祉担当等が子育て世帯の個別ケースについて共有・検討し、個別性のある支援の実現を目指すための場であり、地域の子育て支援の現状と課題を見出し、今後の子育て支援のあり方についても協議を行う場のこと。

※34 地域活動支援センター/障害者総合支援法にもとづき、障がいのある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関のこと。障がいのある人の地域生活を支える、「地域生活支援事業」のひとつとして位置づけられている。

※35 ほっとはーと南和/地域にある事業所・地域住民が連携して障がいに関する周知啓発活動を行い、障がいに対する関心を高め、正しい知識の普及等を目的として、奈良県南和地域の医療・福祉の関係機関で組織された団体のこと。

※36 にじいろサロン/発達障がいについて情報共有を行う交流会のこと。

22 | 包括的で重層的な支援体制の構築

施策の方向性

すべての町民が心配事や困り事を抱え込まずに相談することができ、安心して暮らすことができるまちを目指します。

施策の現状と課題

令和6年度から重層的支援体制整備事業が実施され、複合的な困りごとに対して効果的に支援を提供する仕組みが整いました。一方で、支援会議^{※37}や重層的支援会議^{※38}において検討されるケース数が少ない現状があるため、該当ケースが本当に少ないのか、それとも必要なケースを把握できていないのかの評価・検討が必要です。

また、従来の介護・障がい・子ども・困窮の4分野における「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する体制が整備されましたが、重層的支援体制整備事業として既存事業やヤングケアラーの支援などの新規事業の運営が優先されており、包括的な支援体制の構築に向けた更なる取組が課題となっています。

高齢者・児童・障がい者虐待や成年後見制度、終活などの権利擁護^{※39}に関する普及啓発活動は、十分に実施されておらず、啓発活動の実施回数も増加していない状況です。今後は、各分野で個別の啓発活動を実施し、分野を横断した連携・協働の可能性を検討することで、包括的な権利擁護体制を強化することが求められています。

地域における多世代交流は、少子高齢化の進展に伴い交流の機会が減少していることが地域福祉計画策定時の関係団体調査で把握できたため、地域住民の属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所を整備することが必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	属性を問わず参加し、相談ができる居場所の開催数	回	8	24
2	多機関で個別ケースや地域づくりについて共有や支援方法の検討を行った回数	回	22	24
3	権利擁護にかかる普及啓発実施回数	回	7	25

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次吉野町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
2	吉野町第7期障がい福祉計画／吉野町第3期障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度
3	吉野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度
4	吉野町重層的支援体制整備事業実施計画	単年度更新

関連するSDGsの目標



主な取組

1 重層的支援体制整備事業の支援会議及び重層的支援会議を開催します

- 複雑化・複合化したものや、制度の狭間であるケースについて、事例共有を行う支援会議を月に1回開催、状況に応じて追加の支援会議や、支援検討を実施する重層的支援会議を開催し、福祉担当部署だけでなく、医療機関や教育機関、地域団体などが参加し、それぞれの専門性や資源を活用して総合的なサポート体制を構築します。

2 重層的支援体制整備事業で実施する各分野の事業間連動を行います

- 介護・障がい・子ども・困窮で実施している各既存事業と、制度の狭間や支援困難ケースに対応していく新規事業については、各分野の支援機関との情報共有と事業間連携ができる場の設定を行い、すべての人々が生活を送る中で直面する困難・生きづらさの解消に向け一体的に支援していきます。

3 町民の権利擁護に即した普及啓発活動を実施します

- 高齢・児童・障がい分野についての啓発活動に加え、身寄りのない方を含む終活に関する内容の啓発等も実施します。

4 地域コミュニティを形成する居場所づくりを実施します

- 高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいを持つ人たち、認知症の人たちなど、属性を問わず、あらゆる世代が気軽に交流し、情報共有や交換が行え、お互いに支えあう場となる居場所づくりや、買い物等による外出への不安を抱える方への支援を通じ、悩みごとや困りごとの相談の場づくりに取り組みます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に地域と関わり、問題点や課題に向き合います。 ● 個々の立場で地域支援に関わりサポートします。 ● 自分や家族、地域での困り事が生じた場合は相談し、窓口が不明な場合は役場に相談します。 ● 緊急連絡先や、相談できる相手を平常時から備えておきます。 ● 地域や国の制度、町の事業など、身近なところから得られる情報を日頃から収集します。 ● 本人の困難さや課題に対して、まずは本人と家族でどのような生活をしたいのか話し合います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域間での交流を促進し、課題等に包括的な支援を意識して取り組みます。 ● 高齢者単身世帯などの情報を共有し、安心して生活できる地域づくりに努めます。 ● 地域を支える活動や地域の問題解決の取組などを通して、地域が地域のために考え課題に取り組めるよう、専門職にサポートを求めます。 ● 地域や家族の困り事が生じた場合は、身近な人に相談し、相談先が不明な場合でも抱え込まずに役場に相談します。

用語説明

- ※37 支援会議／会議構成員に守秘義務を設け、ケースについての必要な支援体制の検討と、庁内での支援体制の強化を目指す協議の場のこと。
- ※38 重層的支援会議／本人同意が得られたケースに関して、関係機関と共に支援プランの内容を検討し、社会資源の把握と開発に向けた協議を行う場のこと。
- ※39 権利擁護／社会的弱者の人権や権利を守り、自己決定を支援する福祉の取組のこと。

■ 施策の方向性

国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度、国民年金制度、各種福祉医療制度などのあらゆる社会保障制度を安定的に運営することで、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

国民健康保険財政の健全な運営には収納率の向上が不可欠ですが、近年の収納率は約96%と横ばい状態が続いています。今後は収納率の向上のため、口座振替の利用促進に向けた啓発活動の強化が必要です。また、滞納者に対しては、電話勧奨や適切な収納対策を徹底し、着実に収納率を改善することが必要です。

特定健康診査・後期高齢者健康診査とも県内において、受診率が低い状態です。奈良県国民健康保険団体連合会、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携し、健診未受診者に対し、受診率向上のための取組が必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	国民健康保険税の収納率	%	95.2	97.5
2	特定健康診査受診率	%	24.9	60.0
3	後期高齢者健康診査受診率	%	14	30.0

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 収納率向上のための対策を強化します

- 収納率向上のためにコンビニでの納付を周知し、口座振替も推進します。また、未納者に対し電話や個別面談を実施することにより収納強化を図ります。

2 受診率向上のため未受診者への受診を勧奨します

- 奈良県国民健康保険団体連合会と連携し、特定健診未受診者に対して、年2回の受診勧奨通知を発送します。また、保険手続等での来庁者に対し、健診の案内チラシで受診勧奨を行います。
- 保健指導用教材等を活用し、健診受診や重症化予防の重要性の理解促進を図ります。

3 後期高齢者医療制度及び国民年金制度、各種福祉医療制度の周知・啓発を進めます

- 町民の身近な窓口として、各制度の周知・啓発を進め、正しい情報を発信し安定した財政運営に努めます。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 年に一度の健診や各がん検診等を受診し、できるだけ早期に病気を見つけて健康に備えます。 ● 各社会保障制度の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● お互いが誘い合い、地域全体で健診等の受診のきっかけづくりを進めます。

■ 施策の方向性

自助・共助・公助の役割分担を再確認し、防災意識を高め、災害からまちと人を守ることを目指します。

■ 施策の現状と課題

災害等への日頃の備えについて、広報誌等で周知を行っており、防災訓練を自治協議会や大字単位で実施していただいておりますが、地域ごとの課題の抽出や対策について十分検討がなされていないケースが見られるので、特性に応じた研修や訓練の実施が必要です。また、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)内に所在する指定緊急避難所の一部には、災害リスクを抱える施設が含まれていることから、避難方法の確認が必要です。

各地区・地域においては、防災士が十分に機能していない現状もあり、今後は地域防災リーダーを確保することで防災意識の向上及び地域防災力の強化が重要です。また、主に広域避難所用の防災備蓄品については、毎年更新し、女性・乳幼児向け用品及びアレルギー用食品等の品目についても確保していますが、各避難所や各家庭での備蓄品についての周知が不十分であることから、備蓄品の内容や目安となる容量等について広報する必要があります。加えて、本町の防災マップは、令和2年4月に作成されており、一部の情報が現状と異なっている可能性があるため、最新の情報への更新が必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	防災士取得者数(累計)	人	56	180
2	自主防災組織連携組織の数(地区防災計画の策定数)	組織	3	6
3	人口当たりの避難時持ち出し袋所持率	%	70.0	100.0
4	自主防災組織の防災訓練実施率(実施団体/設立数)	%	80.0	100.0
5	お住まいの地域の避難所を知っている町民の割合	%	85.4	100.0

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域防災計画	令和3年度～

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 地域防災リーダーを養成します

- 防災リーダーを各大字に複数名養成することにより、各区・自治会・自主防災組織の責任者の役割軽減や短任期での交代に対応し、少子高齢化が進む地域コミュニティでの自主防災活動の安定化を図ります。

2 防災学習会等を通じた防災意識醸成を進めます

- 少子高齢化に伴う地域コミュニティの低下が進んでいますが、災害の特性や危険性を日頃から共有し、災害発生時に円滑かつ的確に対応できるよう、タイムライン防災※40を意識するなど、災害への対応力を高め、地域が連携し、コミュニティ防災活動の取組を図ります。

3 災害発生時等の対応体制を整備します

- 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定更新に伴い、ハザードマップの更新を進め、町民への周知を図ります。
- 土砂災害、洪水、地震等、災害に応じた避難所、避難場所の指定の見直しや南海トラフ地震等への対策を含めた、地域防災計画の見直しを進めます。

4 情報伝達手段の整備と適切な伝達を行います

- 災害に関する情報を防災行政無線、有線戸別端末、CVY放送、メール配信といった情報手段を用いて、安定的な情報伝達を図ります。
- 町民に提供する情報については、適切かつ迅速な伝達を行います。

■ 役割分担

個人でできること

- 学習会・訓練などに参加し、防災に関する正しい知識を身につけます。
- 備蓄品や持出袋を準備するとともに、災害時の行動計画を作成します。
- 身の回りの危険箇所を把握し、難を避ける取組を進めます(家具の転倒防止・防災マップの確認等)。

地域等でできること

- 家族間や区内・地域内でも助け合える協力体制を整えます。
- 自主防災訓練の実施や備蓄品の確認を行います。
- 要援護者支援の体制整備を行います。
- 各大字で防災リーダーを養成するとともに、災害に備えた行動計画を策定します。
- 小学校・中学校で防災(災害)学習に関する時間を創設します。

● 用語説明

※40 タイムライン防災
災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。

■ 施策の方向性

消防救急体制の充実により、安全・安心なまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

人口減少や高齢化等により消防団の運営・継続が難しく、地域の消防力が低下につながる可能性があります。そのため、今後も引き続き、団員の確保、機動力のある組織体制の検討とともに、老朽化した車輛の更新が必要です。

また、常備消防である奈良県広域消防組合の再編が進んでいるため、今後も連携し、火災や災害への対応を進めていくことが求められています。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	年間出火件数	件	4	0
2	消防団員数*	人	331	295
3	火災予防に関する広報回数	回	1	4
4	救急車両の現場到達時間(平均)*入電から到着まで	分	14	12

*今後の人口減少を鑑み、現状の消防団員数を維持することを目標として設定しています。

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域防災計画	令和3年度～
2	吉野町国民保護計画	令和3年度～
3	吉野町国土強靱化地域計画	令和2年度～



■ 関連するSDGsの目標

■ 主な取組

1 消防力の向上(非常備消防)に努めます

- 少子高齢化、人口減少による消防団員の減少に伴う消防力の低下を防ぐため、組織再編等を図り、機動性のある消防力の維持に努めます。
- 組織の再編とともに、消防車輛等の計画的な更新を進め、消防力の向上に取り組みます。
- 地域の区、自治会等と連携を進め、消防・防災力の向上を図ります。

2 消防力の向上(常備消防)に努めます

- 本町の常備消防は、県下37市町村で構成する奈良県広域消防組合が組織されており、旧消防本部の管轄区域を越えて災害発生現場や救急・救助現場に一番近い消防署または車両が現場に向かう体制が整備されています。組合への負担金も増加傾向にあり、現状の体制を維持しつつ、負担を抑えていく方策を検討していきます。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 火気の取り扱いには十分注意し、消防・救急の出動要請を的確に行うために各種訓練や研修に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団の必要性を理解し、地域での団員確保に努めます。 ● 消防団と地域での連携協力を努めます。 ● 地域の消防施設(消火栓、防火水槽、消防道など)の位置の確認や点検を地域等で実施し、地域間の協力体制を確立します。

■ 施策の方向性

町民一人一人の交通安全や防犯に対する意識が高まり、安全な地域で安心して暮らせるまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

全国的及び奈良県内においても、交通事故発生件数は減少していますが、奈良県内の交通事故発生件数のうち高齢者(65歳以上)の占める割合は4割弱となっています。今後も高齢化が進むことが見込まれるため、関係機関と連携し、高齢者を対象とした安全運転講習会の実施や運転免許証の自主返納の促進、免許返納後の生活をサポートできる体制づくりが求められています。

特殊詐欺の認知件数も被害額も増加の一途をたどり、被害者全体に占める高齢者(65歳以上)の割合は65%を超えており、町内でも被害が発生しています。このような被害を未然に防ぐために、関係機関と連携しながら適切な防犯体制を構築していく必要があります。

町内の犯罪認知件数は減少傾向にあります。空き巣や、車上ねらいといった窃盗犯罪が主なものとなっています。空き巣は、無施錠率が6割を超えているため、窓やドアの施錠を確実にを行うなど、犯罪を未然に防ぐ重要性を町民に周知することが必要です。また、各地区の集会所等への防犯カメラ設置の要望が増加しており、犯罪を未然に防ぐため、設置費用の助成などの対応が必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	安全安心街頭啓発回数	回	48	50
2	交通事故件数(人身)	件	6	0
3	交通安全施設の年間整備箇所数	箇所	7	10
4	犯罪認知件数	件	19	10

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 各種関係機関と連携し、街頭交通安全指導をします

- 警察や各種関係組織が実施する会議等に参加し、連携を強め、街頭指導の回数や場所、内容(物品配布やのぼり旗)を考慮し、効果的な交通安全指導を行います。

2 交通安全の意識醸成のため啓発活動を強化します

- 警察や各種関係組織と連携し、児童の交通事故防止、高齢者による交通操作誤りを減らすため、交通安全教室を開催し、交通安全ルールの再認識を促します。

3 交通安全施設を計画的に整備します

- 自治会・PTAと連携し、通学路や各地区の危険箇所を把握するとともに、優先度の高い箇所から、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。

4 防犯意識の醸成のための取組を強化します

- 警察や関係組織と連携し、防犯パトロールの実施回数、経路、広報車の活用・のぼり旗などの設置といった防犯意識の醸成に効果がある広報活動を行い、地域ぐるみで高齢者や子どもを犯罪から守るため、交通安全、防犯、防災といった身の周りの安全・安心につながる研修を実施します。
- 防犯意識の高まりを受け、地域が行う防犯カメラ等の設置に対し、費用負担を含め取組を支援します。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全教室などに参加し、交通ルールの理解を深め、交通事故の防止に取り組みます。 ● 防犯教室などに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族・地域ぐるみで周辺の危険箇所を洗い出し、安全施設などの要望を行います。 ● 子ども・高齢者といった狙われやすい弱者を地域コミュニティで見守る活動を行います。 ● 犯罪抑止の観点から防犯カメラの設置に向けて検討を行います。

■ 施策の方向性

道路や河川が適切に維持・管理され、日常生活だけでなく災害発生時も安心して暮らせるまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

道路法施行規則に基づき、道路構造物(道路橋・トンネル・大型構造物)の点検が法的に義務付けられており、道路構造物の長寿命化を目的に、定期的な点検・点検結果による予防保全型維持管理を進めています。一方で、老朽化が進んでいるため、道路インフラの修繕のための財源確保が課題です。また、土木系技術職員の退職等で技術職の経験者が減少しており、技術継承も課題となっています。

道路・河川の整備は、県・地域と連携しながら地域特性や利用状況を考慮して整備を実施していますが、高齢化や地域の後継者不足により地域活動の減少が進んでいることに加え、各地区からの要望件数は増加しているため、維持管理コストが増加していることが課題です。また、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害のリスクもあるため、町管理河川の修繕・排水路の改修のほか、県管理河川である一級河川の護岸整備・河川浚渫工事を県に要望しており、河川護岸の整備が急務となっています。

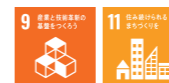
■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	橋梁点検割合	%	100	100
2	トンネル等施設点検割合	%	100	100

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町国土強靱化地域計画	令和7年度～令和11年度
2	橋梁長寿命化修繕計画	令和2年度～令和11年度
3	トンネル長寿命化修繕計画	令和1年度～令和10年度
4	大型カルバート ^{※42} 長寿命化修繕計画	令和2年度～令和10年度
5	吉野町地域防災計画	令和3年度～
6	吉野町公共施設等総合管理計画	令和6年度～令和45年度

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 橋梁の長寿命化を図ります

- 橋梁・トンネル等においては奈良モデル^{※41}を活用し、県と連携して橋梁等の点検を計画的に進めます。
- 橋梁点検結果を基に、橋梁長寿命化修繕計画により、緊急度の高い箇所から修繕を行い、道路インフラの長寿命化を図ります。

2 町道を改良及び維持管理します

- 各地区からの要望を基に、緊急性や必要性を総合的に判断し、地域と連携して整備を進めます。
- 道路パトロールにより、修繕が必要な箇所の予防保全を図り、維持修繕コストの軽減を図ります。

3 国道及び県道の整備を促進します

- 地区からの要望を基に道路管理者である県と協議し、整備促進を図ります。

4 浸水対策の強化及び流域治水対策を推進します

- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川インフラ等の整備をさらに加速させるとともに、流域に関わるあらゆる関係者で協働して水災害対策を推進します。

■ 役割分担

個人でできること

- 整備事業が円滑に推進するよう協力を行います。
- 道路(歩道を含む)に隣接する個人所有地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行います。

地域等でできること

- 地域活動として草刈り等を行い、維持管理に努めます。
- 近隣の道路について、危険箇所があれば道路管理者に情報提供します。

■ 用語説明

※41 奈良モデル

地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行政運営を目指す、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働の仕組みのこと。

※42 大型カルバート

道路の下に、水路、道路などの空間を得るため、盛土あるいは地盤内に設けられる構造物のうち、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のもののこと。

■ 施策の方向性

健全な経営と町民の生活環境を守り、安心して利用できる上下水道を推進します。

■ 施策の現状と課題

市街化区域全体を対象とした面的整備は完了しており、水洗化率の向上に向けて、広報活動や戸別訪問等を実施しています。水洗化率については、管路整備が完了した区域では一定の接続率が確保されていますが、高齢化世帯や空き家の増加等により、接続が進みにくい地域もあります。

下水道ポンプ設備及び機械設備の劣化が進んでいるため、現在、設備の更新を行っており、今後は施設が更新時期を迎えるため、適切な維持管理と計画的な更新が必要となります。また、集落排水施設は劣化が進んでいるため、部分的な更新をしていますが、引き続き計画的な更新が必要です。さらに、高齢化や過疎化の影響で使用料金の収入が減少しているため、経営基盤の強化が課題です。

本町は広域で水道施設の老朽化対策や整備、財政基盤の強化などに取り組むため、奈良県と県内26市町村で構成された奈良県広域水道企業団に参画し、令和7年4月から事業を開始しました。今後は、小名・殿川地区が水道未普及地区であることから、水道施設整備の検討が必要となっています。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	公共下水道水洗化率	%	87.2	90.0
2	農業集落排水水洗化率	%	100	100

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町下水道事業経営戦略	令和8年度～令和17年度

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 下水道施設の接続を促進します

- 広報活動並びに訪問等により、水洗化を促進し、衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全を図ります。

2 下水道施設の維持管理を推進します

- 下水道施設の経年劣化状態の確認を行い、下水道施設管理計画を策定し、健全度に応じて必要な補修並びに更新を行います。
- 民間を活用して、施設の適正な維持管理を行います。
- 重要施設に接続する管路等の耐震化を検討します。

3 集落排水に関する財政面を改善します

- 社会情勢の変化に伴い、経営の基本となる「経営戦略」を策定し、効率的な経営に努めます。

4 安定的・持続的な水道事業を推進します

- 奈良県広域水道企業団の構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、安全で安心な水道水を利用できる環境を整備するため、企業団運営の積極的な参画を通じて、安定的・持続的な水道事業を推進します。
- 飲料水供給施設整備箇所においては、施設管理等の支援を行います。また、飲料水供給施設の普及や新たな施設整備について、検討を進めます。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道区域内は、早期に公共下水道に接続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道区域内は、公共下水道への接続を啓発します。

■ 施策の方向性

安全で快適な居住環境が整い、安心して暮らすことができるまちを目指します。

■ 施策の現状と課題

本町では、住宅の耐震化を促進するために情報発信や現地確認なども実施しています。しかし、耐震改修には多額の費用が必要となるため、実際に改修まで進むケースは少ないのが実態です。今後は、耐震改修に伴う補助制度の周知並びに新たな制度の検討が必要です。

町営住宅は、吉野町営住宅長寿命化計画に基づき、吉野駅前町営住宅A・B・C棟屋根改修工事や河原屋町営住宅解体工事を実施しており、町営住宅の健全な維持管理に向けて順次整備に取り組んでいますが、町の住環境整備施策枠組みの中で、公営住宅のあり方について検討する必要があります。また、地元自治会や民生委員と情報共有し、町営住宅入居者の安否確認も実施していますが、本町は高齢者の単身世帯が多いため、入居者の安否確認は増加傾向にあり、今後も関係機関と連携して対応していく必要があります。

空き家の関連では、空き家実態調査の結果から、利活用可能な空き家が多く存在していることが把握できましたが、様々な事情により所有者が積極的に活用を希望しないケースも見受けられます。所有者が遠方にいるなどの理由から、老朽化が進んでいる空き家もあり、これらは将来的に危険空き家となる可能性もあるため、早期の対応が必要です。

■ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	耐震改修に伴う補助制度の広報等	回	1	3
2	長寿命化に基づく改修等	棟	1	1
3	特定危険空き家	戸	1	0

■ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町国土強靱化地域計画	令和7年度～令和11年度
2	吉野町営住宅長寿命化計画	令和3年度～令和12年度
3	吉野町空家等対策計画	令和8年度～令和12年度
4	吉野町耐震改修促進計画	令和8年度～令和17年度

■ 関連するSDGsの目標



■ 主な取組

1 建築物の耐震化を促進します

- 広報誌等で耐震助成制度の情報を提供するとともに、相談等を受け現地確認を実施します。
- 地震からのリスクを低減するための方策を検討します。

2 町営住宅の環境を整備します

- 施設の老朽化に伴う修繕については、修繕費用負担区分に基づき、入居者と協議をしながら修繕を行い、住みやすい環境づくりを進めます。また、各住宅で組織されている自治会、区長、民生委員と連携し、高齢入居者の見守り、声かけを強化し、安全で安心して暮らせる環境を構築します。

3 空き家利活用の促進を図ります

- 利活用が可能な空き家の所有者に働きかけ、空き家の利活用に取り組みます。また、自治協議会や自治会等と連携して地域の空き家情報を収集し、空き家バンクへの登録につなげる取組を推進します。

4 空き家の適正な管理を促進します

- 老朽化し、危険な状態にあると判断した空き家の所有者等に対して、吉野町空家等対策計画に基づき、関係部局と連携して適切に管理するよう指導します。また、国や県と連携しながら所有者が危機意識を持って適正な管理ができるよう周知、日頃からの啓発、また解体等の後押しができるよう補助制度の構築などを検討します。

■ 役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の適正な維持管理に努めます。 ● 住宅の耐震に関する理解を深め、診断・改修をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震の重要性を理解し、地域防災に努めます。 ● 周辺の空き家状況を把握し、地域の安全対策に努めるとともに、関係機関と情報を共有します。 ● 地元自治会や民生委員と情報共有し、入居者の安否確認を実施します。



施策の方向性

自然環境と歴史文化が調和する本町の地域特性を活かしつつ、安全で安心できる土地利用を進めます。

施策の現状と課題

本町では「吉野小学校・吉野北小学校学校跡地利活用方針」に基づき、跡地の利活用とともに地域のまちづくりについて検討を進めています。地域のまちづくりに関する調査では、「地域の特性を活かしていると思わない」「あまり思わない」「思わない」の合計)と回答した割合が全体の約4割となっています。今後は、関係機関や町民と協調しながら、地域の魅力や特色を具体的に反映したまちづくりを進めていく必要があります。

土地利用は、都市計画制度による土地利用規制を運用し、適正に管理していますが、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家や空き地、耕作放棄地が増加しています。本町のような山間部に位置する過疎地域では、都市計画制度による一律の基準や運用では、地域に必要な施設の立地が進みにくい状況です。

地域の各団体は、事業を活用しながら、農地景観及び農地の維持・管理の活動に努めていますが、農業者の高齢化や後継者不足が進む中で、荒廃農地の増加が課題となっています。また、公共施設については、保有する公共施設の延床面積は約6.9万㎡、築50年以上の施設は全体の約16%、新耐震基準の施設は全体の5割弱であり、直近5年間で施設整備に要した経費は9.0億円/年となっています。

今後は、厳しい財政状況を踏まえ、施設の統廃合を進めるとともに、更新時には複合化・多機能化を図り、民間や県との連携も視野に入れながら、公共施設の総量縮減に向けた取組が必要です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	本町の自然環境や歴史的な景観が保全されていると思う町民の割合	%	53.3	90.0
2	遊休農地面積(利用状況調査)再掲(施策11)	㎡	56,492	52,000
3	活用方針が定まっていない公共施設数	数	7	0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町公共施設等総合管理計画	令和6年度～令和45年度

主な取組

1 地域ごとの特色あるまちづくりを推進します

- 基本構想で定める土地利用に関する基本的な考え方に基づき、地域ごとの特色あるまちづくりを進めます。また、地域課題解決・地域力の向上のため、生活上のつながりの深い7つの地区を原則として基本的な生活の区域として位置づけるとともに、区域内における施設整備の要望等については、その利活用について地域住民が十分協議し、先を見据えた方針を整理することを基本とします。
- 町内の近鉄3駅舎の利活用や、鉄道駅を中心としたまちづくりを官民連携により推進します。

2 調和のとれた土地利用を推進します

- 景観作物や吉野に適した農産物作付け等を通じて、遊休農地の解消に取り組みます。(施策11:再掲)
- 森林の土地・所有者情報を収集・整理し、森林の適正管理を図ります。(施策11:再掲)
- 県内の市町村と情報共有を行い、県と合わせ市街化調整区域の開発規制緩和の検討を行います。

3 公園・緑地の有効活用を推進します

- 吉野熊野国立公園や県立津風呂自然公園の区域では、自然公園法に基づき良好な自然環境を維持するとともに、国や県と連携しながら利活用を推進します。

4 公有財産の有効活用を進めます

- 旧吉野小学校学校跡地利活用事業を推進するとともに、吉野町新庁舎整備基本構想に基づき、町民や職員の安全を確保するため、早急に庁舎の整備を進めます。
- 防災や地域の特性を活かしたまちづくりに必要な公共施設等の利用に取り組みます。
- 吉野町公共施設等総合管理計画を基に各施設の個別計画を策定していきます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用に関する規制や制限について理解し、土地の有効活用に努めます。 ● 住み慣れた街並み、景観の魅力や価値を再認識し、景観保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用に関する規制や制限について地域でも共有し、土地の有効活用に努めます。 ● 住み慣れた街並み、景観の魅力や価値を再認識し、景観保全に努めます。 ● 地区ごとでまちづくりの方向性を議論します。

政策 4

行財政

持続可能な吉野町



施策の方向性

新たなデジタル技術を活用し、町民サービスの向上・迅速化と行政運営コストの最小化を目指します。

施策の現状と課題

住民票のコンビニ交付率は、令和6年度末時点で25.1%と交付件数が着実に増加していますが、さらに町民の利便性の向上と職員の業務効率化を進めるため、コンビニ交付利用を促進していく必要があります。

近年、働き方の選択肢が広がっており、令和6年度にテレワークアプリの見直しを実施したことで、職員の利便性が向上し、オンライン会議回数も増加しています。ただし、紙に印鑑を押印して提出する従来型の決裁方法では、テレワークでの事務処理に限界があるため、今後はデジタルを活用した新たな手法を検討する必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	住民票コンビニ交付率	%	25.1	28.5
2	オンライン会議回数	回	740	786

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

主な取組

1 システム標準化※43に伴う各種窓口業務のオンライン化を図ります

● 令和7年度以降基幹系システム(対象20業務)が標準化されることから、各種窓口業務の手のBPR※44(見直し)を行い、町民の利便性向上と職員の業務効率化を図ります。

2 住民票等のコンビニ交付利用促進を図ります

● 今後、デジタル技術がさらに発展することが予想されることから、住民票や印鑑証明だけでなく、各手続について担当課と協力の上、コンビニ交付利用促進に取り組みます。

3 デジタル化推進体制を整備します

● デジタル化推進には、専門知識も要することから、専門的知識を有する人材確保と養成及び各事業者及び職員と連携し、各種業務のデジタル化を推進します。

4 AI技術を活用し業務の効率化を図ります

● 現在、様々な業務で事務の効率化を図っていますが、年々、制度は複雑化し、業務量も増える傾向にあります。今後、更なる事務の効率化を図るため、生成AI※45をはじめとするAI技術を活用し、業務の質の向上、コスト削減につなげていきます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 本町で開催しているスマホ教室等を活用し、各SNSアプリ等の基本操作方法を学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政からの各種情報(防災情報等も含む)について、確実に受け取ることができるように公式LINEや情報提供アプリに登録します。 ● 各地域単位でデジタル端末の操作方法等を学ぶ機会をつくり、発展するデジタル技術から誰一人取り残さない地域をつくります。

用語説明

※43 システム標準化
令和3年に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、20業務の情報システムを標準化基準に適合した標準準拠システムへ移行すること。

※44 BPR
既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、抜本的に業務全体の解決策を導き出すことにより、町民・事業者及び職員の双方の負担を軽減しつつ、迅速化や利便性の向上を図ること。

※45 生成AI
テキスト・画像・動画・音声といった、多様な形式のコンテンツを新たに生成する能力を持つ人工知能の一種のこと。



施策の方向性

行財政改革を進めるとともに、町税などの自主財源の確保に努め、健全な財政運営を実現するまちを目指します。

施策の現状と課題

本町では中期財政計画に基づいた予算編成を行っており、計画的な財政運営に取り組んでいます。各項目において概ね目標値を上回っており、適正な財政運営が維持できています。今後は、社会経済情勢の変化や財政需要の多様化などを踏まえ、柔軟かつ持続可能な財政運営ができるよう中期財政計画の精度を高めていく必要があります。

行財政改革に関しては、各課別重点目標に基づき評価に取り組んでいますが、行財政全般について多角的な視点で見直しを実施し、新たな行政需要にも対応した新しい実施計画の策定が求められます。

町税の収納率は、令和7年度は99.3%前後で推移していますが、コンビニ払いや電子マネーの利用で遠方の方の納付の勧奨がしやすくなったこともあり、滞納が減少傾向となっています。引き続き、令和7年度の収納率を維持・向上させるため、滞納者に対して丁寧な納付勧奨に取り組む必要があります。

また、ふるさと納税は、返礼品の充実やSNSによる情報発信など、寄附増加に向けた工夫を行っており、制度改正や社会情勢を踏まえて返礼品数を増やしましたが、「まちの特産品が分かりにくい」「数が多すぎて選びにくい」と言った声も寄せられています。SNSでの発信が不定期かつストーリー性に乏しい点も課題であり、今後は、寄附金の使途を明確に示し、進捗状況や成果を継続的に公表する仕組みづくりが必要です。また、企業版ふるさと納税は、企業ニーズとのマッチングが十分に機能していないため、事業の周知方法などを再検討する必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	将来負担比率	%	71.9	119.7
2	実質公債費比率	%	8.5	9.3
3	経常収支比率	%	88.4	98.7
4	町税の収納率(現年課税分)	%	99.0	100
5	ふるさと納税寄附額	千円	95,893	150,000

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町中期財政計画	令和8年度～令和12年度
2	吉野町第3次行財政改革大綱	令和3年度～令和12年度

主な取組

1 中期財政計画に基づいた財政運営を行います

- 中期財政計画に基づき将来の過度な負担とならないよう十分検討しながら予算編成を行います。また広報誌や町ホームページを活用し、予算や決算状況を町民に分かりやすく伝えます。併せて中期財政計画も社会情勢や財政状況にあった計画に更新します。

2 行財政改革を推進します

- 行財政改革大綱における効率的で質の高い行政サービスの提供と財政規模のスリム化及び行政サービスの効率化を推進し、限られた行政経営資源(財源・人材)を有効活用し、まちの将来像の実現に向けて行財政改革を続けます。また年度ごとに進捗管理を行い、項目ごとに達成度を確認し、結果を公表します。

3 町税の適正な賦課と収納率を向上します

- 法や条例に基づき適正に賦課し、自主財源の確保に努めるとともに、収納率向上のためにスマートフォンやコンビニでの納付を周知し、口座振替を推進します。また、税務相談窓口を強化し、自主的な納付を促し、税の公平性を欠くことがないように、奈良県税務所等関係機関との協力も仰ぎながら、担税能力の調査等を進め、町税の滞納解消に努めます。

4 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を推進します

- データ分析により寄附者のニーズを的確に把握し、デジタルマーケティングの手法なども取り入れながら町や返礼品の魅力を効果的に発信することで、ふるさと納税による安定的で継続的な財源の確保に努めます。
- ホームページや広報誌等でふるさと納税寄附金の使途や寄附金額の実績について説明及び報告することで、ふるさと納税の継続的な支援や協力につなげます。
- 新規事業を実施する場合は、企業版ふるさと納税のマッチングサイト等を活用しながら、財源の確保に努めます。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌や町ホームページで公開された予算・決算、行財政改革の進捗状況に関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べます。 ● 町税の納期内納付を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金に依存することなく、自分たちで解決できないか検討するとともに、自立できる財源の確保に努めます。

施策の方向性

町民にとって必要な情報(議会広報含む)や政策情報を適時適切に発信するなど広報広聴機能の充実を図り、町政運営の透明性を高め、町政への参画と協働のまちづくりを促進します。

施策の現状と課題

昨今、膨大な情報があふれる中、町民へ必要な情報を届けるため、広報誌・ケーブルテレビ(CVY)・ホームページ・SNS(Instagram・Facebook・X(旧Twitter)・LINE・YouTube)を通じて、本町に関する情報発信に取り組んでいます。しかし、広報誌やケーブルテレビ(CVY)は、若年層の閲覧や視聴頻度が少なく、発信している情報が届いていない可能性があるため、若年層が多く利用しているSNSを活用した情報発信をさらに強化し、幅広い年代に情報を届ける必要があります。

本町では令和2年に公式LINEを導入し、令和7年3月末時点での友だち登録者数は2,816人となっています。今後、若年層を中心としたLINE登録者の拡大を図ることで、町内の情報をより多くの人に確実に届ける体制を整える必要があります。

広報誌は、アンケート結果から、半数以上の町民が読んでいたことが明らかとなり、年齢別では60歳以上の割合が高く、若年層の読んでいた割合が低い傾向にあります。若年層が必要としている情報を精査し、広報誌へ掲載するとともに、これまでの紙媒体での発行に加え、若年層へのアプローチ強化のための媒体確保や、SNSなどを活用した発信方法の工夫を行い、いかに若年層に情報を届けるかが課題です。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	本町が発信している情報が届いていると思う町民の割合	%	53.0	65.0
2	吉野町公式LINE有効友だち数	人	2,816	4,000
3	広報誌を読んでいる町民の割合 (ホームページやアプリマチイロなどの電子媒体も含む)	%	62.0	75.0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

関連するSDGsの目標



主な取組

1 多様な媒体に対応したコンテンツと情報発信手法を高度化します

- ケーブルテレビ(CVY)・広報誌の視聴が少ない年代に対し、LINEを活用した情報発信を行うなど、多層の発信を積極的に行います。
- 各年代でよく利用する広報媒体別に、その特性を活かした町民目線で分かりやすく、興味や関心を持ってもらえる情報づくりに努めます。
- LINEを中心としてSNSへの登録を促し、町民一人一人に寄り添った情報入手経路を確保します。

2 町政への興味やまちづくりへの参加等につながる広報広聴活動を推進します

- 各部署との連携を深め連絡を密に取ることで、庁内横断的に情報を集約し、発信力の強化に努めます。
- LINEを活用したアンケート等により、町民ニーズの把握に努め、発信手法や内容を適宜見直します。
- 広報誌の「全戸配付」という強みを活かし、防災情報を始めとした地域活動に重要な情報から、シビックプライド^{※46}醸成につながる、町民のまちづくり活動や町の施策の展開などの情報を積極的に発信します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌・ケーブルテレビ(CVY)・ホームページ・SNSなどを通して町政に関心をもち、積極的に行事や町政に参加・参画します。 ● 町が実施するアンケート調査やパブリックコメント、ホームページのご意見・お問合せコーナーで、意見や要望を積極的に投稿します。 ● 町民自らまちの魅力などの情報を発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内で、正しい情報の共有化を図ります。 ● 誰でも気軽にまちづくりに参加できるよう、地域での取組を積極的に発信します。 ● 広報誌の町内全戸配布に伴い、地域での配布は隣組単位のコミュニケーションツール(見守り・防災等)として有効であることから、広報誌等の配布を通して、地域のつながり強化を図り、地域に暮らす一員として、思いやりと支え合いの気持ちを持って、必要な情報の共有に努めます。

用語説明

※46 シビックプライド
自分の住んでいる地域や働いている地域に対して誇りや愛着をもって、自らもこの地域を形成している1人であるという認識をもつこと。

施策の方向性

町民ニーズに応じた施策や事業を推進することで、効果的・効率的な行政経営を実現するまちを目指します。

施策の現状と課題

本町では、行政評価(事務事業評価・施策評価)を継続的に実施しており、特に、重点事業の取組は政策会議で協議し、進捗管理を毎月実施し、進捗状況等を全職員で共有しています。しかし、町民アンケートの結果は、行政への満足度が低く、町民の期待に応えられていない状況です。

毎年見直しをかけながら行政評価を実施していますが、今後はより実効性の高い仕組みにしていく必要があります。また、各担当課が事業内容を精査し、町民ニーズを的確に反映した取組の推進が求められます。前期基本計画では、生産性向上を目的とした働き方改革を推進してきましたが、現時点では目に見える大きな成果にはつながっていないため、事務の効率化や、働き方改革に対応した適正労務管理の構築を図る必要があります。

さらに本町では、多様化する町民ニーズや地域課題への対応、デジタル変革による業務の効率化などを見据え、今後の目指すべき方針を検討している段階です。定年延長職員の働き方や会計年度任用職員の位置づけ、アウトソーシング^{※47}することが適切な業務の整理など解決すべき課題が多く、対応していく必要があります。

施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値(2024)	目標値(2030)
1	目標を達成した施策の割合(各施策指標の進捗・達成度を評価し、80~100%達成している施策の割合)	%	64.1	100.0
2	本町が効率的で効果的な行政経営ができていると思う町民の割合	%	18.2	50.0

関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	定員管理計画	令和8年度~令和12年度

関連するSDGsの目標



主な取組

1 成果思考のマネジメントサイクルを充実させます

- 総合計画の各施策や目標、進捗状況などを分かりやすく町民等に情報発信します。
- 行政評価結果の予算等への反映プロセスをより強化します。また、より実効性のある評価制度となるよう、随時制度を見直します。
- 各施策の目標達成に向け、定期的な進捗確認を行い、目標未達の施策に対しては原因分析と改善策を実施します。また、達成度合いを組織全体で共有し、職員の意識向上を図ります。

2 生産性向上のための働き方改革を推進します

- 職場以外でも勤務できる環境整備(テレワーク・リモート会議の推進)、RPA^{※48}導入による単純作業等の効率化など、事務事業全般の改善に向けた取組を継続します。併せて、人事評価や研修等の精度を高め、適正な人事配置と人材育成を計画的に進めます。
- 吉野町組織管理基本方針に基づき、町民福祉の増進と町民から信頼される行政運営の確立を図り、業務の有効性及び効率性の向上のため、絶えず現状を検証し、持続可能かつ確実に業務を遂行できるよう内部統制を行います。
- 働き方改革を推進する中で、組織の適切な運営のため、職員のハラスメント、メンタルヘルス不調、長時間労働の防止を図ります。

3 職員の定員管理計画の策定と効果的な運用を進めます

- 計画的な職員採用、職員数の適正化、多種多様化する町民ニーズへの対応など、質の高い行政サービスを提供できる組織を構築できるよう本町の実状に応じた適切な定員管理計画を策定し、後期基本計画と同時に吉野町定員管理計画の運用を開始します。
- 適正な職員配置、組織機構改革、職員年齢構成の平準化、人材育成の推進等により、人件費の抑制及び組織の合理化に取り組み、具体的な施策と方針を示し、効果的な運用を目指します。

役割分担

個人でできること	地域等でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合計画の内容を知り、総合計画に掲げる将来の姿が実現できるように町民としてできることは何かを考え、その役割を担います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町政への関心を高め、地域内情報(事業)を行政と共有します。 ● 地域内で課題等を十分に協議・共有し、行政に伝え、行政経営に反映させるよう努めます。

用語説明

※47 アウトソーシング
職員が担う業務の一部を外部委託すること。

※48 RPA
Robotic Process Automationの略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替すること。

SDGs (持続可能な開発目標) とは?

SDGsとは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030(令和12)年までの国際目標です。

17の国際目標(ゴール)・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1</p> <p>貧困をなくそう</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10</p> <p>人の国の不平等をなくそう</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2</p> <p>飢餓をゼロに</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3</p> <p>すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12</p> <p>つくる責任 つかう責任</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4</p> <p>質の高い教育をみんなに</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13</p> <p>気候変動に具体的な対策を</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5</p> <p>ジェンダー平等を実現しよう</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14</p> <p>海の豊かさを守ろう</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6</p> <p>安全な水とトイレを世界中に</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15</p> <p>陸の豊かさを守ろう</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7</p> <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16</p> <p>平和と公正をすべての人に</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8</p> <p>働きがいも経済成長も</p>	 <p>17 パートナースHIPで目標を達成しよう</p>	<p>目標17</p> <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9</p> <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>		



資料編

1 第5次吉野町総合計画 後期基本計画策定の経緯

	総合計画策定審議会	庁内会議等	町議会	その他
令和6 (2024) 年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			中学生アンケート調査 (7/3~7/19)
	8月			住民アンケート調査 (8/1~8/26)
	9月			
	10月		第1回職員研修会 (10/18)	
	11月	第1回審議会 (11/25)	第1回庁内検討会議 (11/5)	
	12月		第2回職員研修会 (12/16)	
	1月			
令和7 (2025) 年度	2月	第2回審議会 (2/28)	第2回庁内検討会議 (2/3)	吉野町公式サポーター インタビュー (2月~3月)
	3月			
	4月			
	5月	第3回審議会 (5/30)	第3回庁内検討会議 (5/1)	
	6月			まちづくりアンケート調査 (6/3~6/16)
	7月	第4回審議会 (7/23)	第4回庁内検討会議 (7/1)	
	8月	第5回審議会 (8/19)	第5回庁内検討会議 (書面審議)	
	9月	第6回審議会 (9/16)	第6回庁内検討会議 (9/1)	後期基本計画 パブリックコメント (9/26~10/10)
	10月	第7回審議会 (10/27)		人口ビジョン・第3期まち・ ひと・しごと創生総合戦略 パブリックコメント (10/30~11/13)
	11月	第8回審議会 (11/27)		
	12月			総務文教厚生委員会 ●後期基本計画説明 ●まち・ひと・しごと 創生総合戦略説明 (12/4)
	1月		第3回職員研修会 (1/19・1/20・1/29)	
	2月			
3月				

2 吉野町総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 吉野町総合計画策定の円滑な運営をはかるため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、吉野町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 この条例は、吉野町における総合的かつ計画的な行政の運営をはかるための基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、吉野町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 町議会の議員
- 公共的団体等の代表者
- 関係行政機関の職員
- 識見を有する者
- その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年吉野町条例第3号)の規程を適用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、町長公室において処理する。

(雑則)

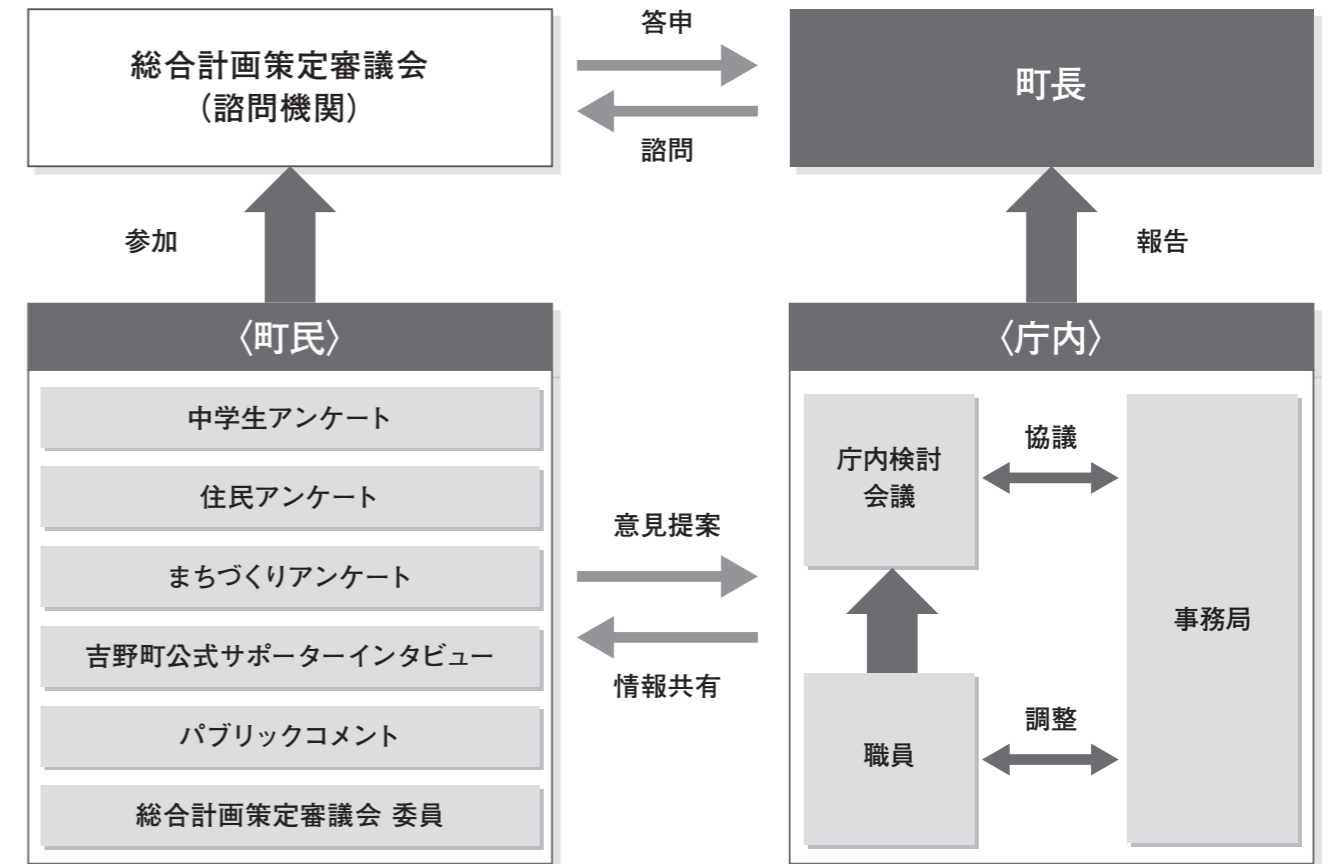
第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3 総合計画策定審議会 委員名簿

(役職は委員就任当時、敬称略)

	所属	役職	委員氏名	備考
1号委員	吉野町議会 副議長		藤本 昌義	～第2回
			下中 一平	第3回～
	吉野町議会 議員		上 麻里	～第2回
			辻内 正誠	第3回～
2号委員	吉野町区長連合会 会長	副会長	北岡 信夫	～第2回
			山本 春洋	第3回～
	吉野町商工会 会長		福西 正行	
	吉野ビジターズビューロー 専務理事兼事務局長		椿本 久志	～第2回
	吉野ビジターズビューロー 事務局長		山本 智登	第3回～
	吉野製材工業協同組合 理事長		中西 利彦	
	吉野中央森林組合 代表理事組合長		坂本 良平	
	吉野町農業委員会 会長		辻 良史	
	吉野町社会福祉協議会 副会長		上辻 美恵子	
	吉野町民生児童委員協議会 会長		木谷 千津子	
	吉野町老人クラブ連合会 会長		古澤 登	
	吉野町教育委員会 教育長職務代理		松谷 圭子	
	吉野町連合PTA 会長		大北 司	～第2回
			中島 大翔	第3回～
吉野町青少年問題協議会 会長		里田 徳幸		
吉野町スポーツ推進委員 委員長		東平 利次		
3号委員	奈良県美しい南部東部振興課 主幹		落合 信也	
4号委員	奈良女子大学 名誉教授		中山 徹	
5号委員	無作為抽出委員		高野 羊子	
	無作為抽出委員		榎谷 貴仁	
	無作為抽出委員		森口 皆里	

4 総合計画策定体制図



吉 政 第 7 4 号
令和6年11月25日

吉野町総合計画策定審議会議長 様

吉野町長 中井 章太

第5次吉野町総合計画後期基本計画について（諮問）

吉野町総合計画策定審議会条例第3条の規定に基づき、第5次吉野町総合計画（後期基本計画）の策定に関する事項について、貴審議会の調査及び審議を求めます。

令和7年11月27日

吉野町長 中井 章太 殿

吉野町総合計画策定審議会
会長 中山 徹

第5次吉野町総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和6年11月25日付け吉政第74号で諮問のありました第5次吉野町総合計画（後期基本計画）について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、適切であると認め、下記の意見を添えて答申致します。

- 1 第5次吉野町総合計画後期基本計画に目標人口（2030（令和12）年5,000人程度、2045（令和27）年3,000人程度）を定めている。この目標人口の達成に向けて、吉野町で暮らすすべての人が自分らしい暮らしを選択できる環境の整備、地域産業の持続的な発展と安定した雇用の創出、定住・関係・交流人口の増加による各地域の持続的な維持・発展、便利で快適な生活を実現するためのAI・デジタルなど新技術の活用促進策を中心に取組を進められたい。
- 2 昨今の人口減少や社会情勢の変化による影響も大きく、厳しい財政状況となることも見込まれるが、町民が夢や希望を抱き、生きがいを持って生活できるまちをつくるため、効果的な施策を展開しつつ、健全な財政運営を進められたい。
- 3 第5次吉野町総合計画後期基本計画には、34の施策の方向性、主な取組、指標などが定められている。まちの将来像の実現に向けて、町民、事業者、行政が連携・協力し、取組を進められたい。また、行政は各施策の目標の達成状況や進捗状況を毎年確認し、町民などへの説明責任を果たすことに努められたい。

以上

6 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

第5次吉野町総合計画後期基本計画

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
子育て支援の充実	学校教育の充実	地域ぐるみの健全育成	社会教育と生涯学習の推進	社会体育と生涯スポーツの推進		人権が尊重されるまちづくり	協働のまちづくりの推進	職員の人材育成	自然環境及び生活環境の保全・保護	一般廃棄物の適正な処理	農林漁業の振興	商工業の振興	木材関連産業の振興	魅力あふれる観光の振興	世界遺産等文化財の保全と活用	関係人口の創出と移住定住の促進	利便性の高い公共交通システムの構築	健康づくりの推進	地域医療の充実	高齢者の自立支援の推進	障がい者の自立支援の推進	包括的で重層的な支援体制の構築	社会保障制度の円滑な運営	地域防災力の向上	消防・救急体制の充実	交通安全・防犯対策の推進	安全で快適な道路・河川の整備	安全で安心な上下水道の整備	安全で快適な居住環境の整備	地域特性を活かした土地利用の推進	情報通信技術等を活用したデジタル化の推進	財政健全化と行財政改革の推進	広報広聴の充実	効果的で効率的な行政経営の推進

第3期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標Ⅰ 地域で安心して暮らすことができ、結婚・出産・子育てに希望を持てるまちをつくる		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34			
基本方針	①利便性高い公共交通の形成及び地域医療体制の維持・充実																	●	●																			
	②災害に強い「まち・ひとづくり」を中心とした地域課題の解決																								●	●	●											
	③高齢社会においても自分らしく生きる地域づくり				●	●														●	●	●	●															
	④子育て世代の集まるまちづくり	●	●	●																																		
	⑤女性が希望するキャリアを実現し、地域で輝ける体制の構築	●						●	●	●			●																									
	⑥外国人住民とともに築く多文化共生社会の推進				●			●			●																											
基本目標Ⅱ 多様な連携や民間活力の活用により、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する																																						
基本方針	①民間活力導入による賑わいづくりと経済環境の好循環											●	●	●																							●	
	②町内の7つの区域を中心とした地域拠点の形成																																				●	
	③魅力ある地域産業づくり及び安定した雇用の創出											●	●	●																								
	④起業・創業の意欲向上及び若者が働きたいと感じる職場環境の創出												●				●																					
基本目標Ⅲ 新しいひとの流れをつくり、ひとが集う、魅力的な地域をつくる																																						
基本方針	①通年型の観光地化及びインバウンド客の誘客															●																						
	②吉野のよさや魅力等の情報発信を通じた移住定住の促進																●																				●	
	③地域の多様な担い手としての「関係人口」の創出及び二地域居住の促進																●																					
基本目標Ⅳ デジタルで便利かつ快適な地域社会をつくる																																						
基本方針	①デジタル技術の導入による行政サービスの改革を通じた住民の利便性向上																																				●	
	②デジタル専門人材の確保と養成																																				●	

7 吉野町まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則及び基本理念、基本原則(第1条-第4条)

第2章 町民の権利と役割、責務(第5条-第8条)

第3章 情報の公開と共有(第9条-第11条)

第4章 参画と協働(第12条・第13条)

第5章 地域自治活動と町民公益活動(第14条-第20条)

第6章 町議会並びに町長及び町の職員の役割と責務(第21条-第24条)

第7章 町政運営[行政経営](第25条-第36条)

第8章 住民投票(第37条)

第9章 世界遺産等を活かしたまちづくり(第38条)

第10章 連携(第39条・第40条)

第11章 条例の位置付け、見直し(第41条-第43条)

附則

わたしたちのまち吉野町は、常緑の山々に囲まれ、清流吉野川が流れ、春には千有余年の歴史ある千本桜に彩られる美しいまちです。万葉集に「よき人のよしとよく見てよしと言ひし芳野よく見よよき人よく見」(巻一[二十七])と讃えられるなど、日本の歴史の表舞台に幾度となくその名が刻まれ、時と共に行き交った人々の足跡が残されてきました。吉野・大峯は、修験道の聖地として世界遺産に登録され、日本人のこころのふるさとを求めて訪れる人々を、今なお温かく迎えています。

わたしたちの先人は、恵まれた森と水を大切に守り、木の文化を育み、その恩恵に感謝の気持ちを忘れず、互いに喜びと苦勞を共にして生業を営み、このまちの繁栄を築いてきました。受け継がれてきた歴史、文化、自然環境は、わたしたちのくらしの礎を支える宝であり、誇りです。

しかし、吉野町も人口減少と少子高齢化が進むと同時に、時代とともにあった産業も大きな転換期を迎えています。

この素晴らしいふるさと吉野を次の世代に引き継ぐためにも、今こそ、町民、議会、行政が、協働でまちづくりに取り組み、前に進む時を迎えています。

わたしたちは、町民一人ひとりが、まちづくりの主役であるという自覚を持ち、寛容や共助のこころを育みながら、率先して地域社会の課題に取り組んでいきます。

参画と協働を基盤に多くの知恵や力を集めることで、誰もが生き生きと安心して暮らせるまちをつくり、いつまでも住み続けたい、また、あらたに人々を迎え、暮らしてみたい憧れのまちをつくっていく決意です。

そのためには、吉野町の行政運営も一層の努力や工夫が求められ、議会には、行政を監視し、時代の変化を見据えた政策を決める責任があります。

わたしたちは、ここに、町民、議会、行政、それぞれの役割と責務を定め、町政の基本理念や基本原則を明らかにした吉野町まちづくり基本条例を制定します。これは、吉野町の最高規範であり、未来に向けた約束でもあります。

第1章 総則及び基本理念、基本原則

(目的)

第1条 この条例は、吉野町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立と豊かな地域社会を創造することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

(1)町民 次に掲げる者をいいます。ただし、住民投票の対象等は別に定めます。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有するもの(以下「事業者」といいます。)及び町内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 町内の学校に在学する者

エ 町に対して納税義務を有するもの

オ 町の公益や発展のために活動するもの

(2)町 町議会及び執行機関によって構成される基礎自治体としての吉野町をいいます。

(3)行政 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びその補助機関をいいます。

(4)参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、町民が主体的にかかわることをいいます。

(5)協働 町民、町議会及び行政が、役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。

(6)まちづくり 住みよい豊かな吉野のまちをつくるための取組み及び活動をいいます。

(基本理念)

第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により自治の確立を目指したまちづくりを進めます。

(1)町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、障がいのあるなしその他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくります。

(2)町民、議会、行政がそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で開かれた町民主体の町政を行います。

(3)先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を次世代に引き継ぎ、世界遺産等を活かしたまちをつくります。

(4)町内外の交流を図り、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合うまちをつくります。

(基本原則)

第4条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治の確立を目指したまちづくりを進めます。

(1)参画と協働の原則 町民は、自治の主体として町政に参画するとともに、公共的課題の解決にあたっては、町民及び町が協働して取り組みます。

(2)情報の公開と共有の原則 町が持つ町政情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たします。

(3)健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進します。

(4)補完性の原則 町民と町は、課題の解決にあたり、より身近なところでの取組みを基本に、近隣、町、県及び国と順次、補完して取り組みます。

(5)環境との共生の原則 町民と町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図ります。

(6)多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めます。

第2章 町民の権利と役割、責務

(町民の権利)

第5条 町民は、吉野町における自治の主体であり、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず町政や地域の自治活動、まちづくりに参加、参画する権利を有します。

2 前項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当な扱いを受けません。

(町民の役割と責務)

第6条 町民は、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めます。

- 2 町民は、まちづくりへの参画にあたっては、公共の福祉、将来世代の利益、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。
- 3 町民は、町民同士並びに町と連携、協働しながら、安全かつ安心して暮らせるまちづくりに取り組むよう努めます。
- 4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。

(青少年及び子どもの権利)

- 第7条 青少年及び子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。
- 2 町民及び町は、青少年及び子どもが、まちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。
 - 3 町民及び町は、安心して子育てができ、将来の担い手である青少年及び子どもがふるさとを大切に思い、健やかに育ち、心豊かに学び、成長できる環境づくりに努めます。

(事業者の役割と責務)

- 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。
- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めなければなりません。
 - 3 事業者は、町民や町と連携、協働して地域課題の解決や災害時の支援等に取り組むよう努めるものとします。

第3章 情報の公開と共有

(情報の公開と共有)

- 第9条 町民は、法令等により制限される場合を除いて、町政に関して町が有している情報を共有する権利を有します。町は、町政に関する情報を積極的に公開し、町民に対して説明する責務を果たします。
- 2 町は、まちづくりに関する情報を町民が容易に得られるよう、体制を整備しなければなりません。
 - 3 町は、町民への情報の公開及び提供にあたっては、広報誌、ホームページその他多様な方法を活用し、町民に届くよう努めます。

(会議の公開)

- 第10条 町は、法令等に特別の定めがあるものを除き、行政の附属機関及び各種委員会、協議会等(以下「審議機関等」といいます。)の会議、会議録及び会議資料を原則として公開しなければなりません。
- 2 町は、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表しなければなりません。

(情報の収集、管理と個人情報の保護)

- 第11条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、保有する情報について適宜更新を行いながら、適正に管理しなければなりません
- 2 町長等は、別に定めるところにより、個人の権利や利益が侵害されることのないように、個人情報を保護するための措置を講じなければなりません。
 - 3 町は、保有する個人情報について、町民が自己に関する情報の開示や訂正等を求めたときには、適切に対応しなければなりません。
 - 4 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。

第4章 参画と協働

(参加、参画と協働のまちづくり)

- 第12条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っています。ただし、参加、不参加を理由として、不利益をこうむることはありません。
- 2 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、互いの意見や活動を尊重しながら、責任ある行動をとるよう努めます。
 - 3 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければなりません。
 - 4 町は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となるよう適切な措置を講じる

とともに、町民同士及び町と町民が協働して取り組む機会の拡充に努めなければなりません。

- 5 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければなりません。

(参加、参画と協働の仕組み)

- 第13条 町は、町政に関する重要な計画及び条例等(以下「計画等」といいます。)の制定、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとします。
- 2 町は、計画等の制定や見直しにあたっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとします。
 - 3 町は、前各項において、高齢者や障がいのある人、女性等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければなりません。
 - 4 町は、青少年及び子どもがまちづくりに関して意見を表明できる機会を設けるよう努めます。
 - 5 町長等は、町が設置する審議機関等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から公募した委員を加えるよう努めなければなりません。
 - 6 町民及び町は、まちづくりに関する自由な議論が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めます。

第5章 地域自治活動と町民公益活動

(住民自治の定義、あり方、原則)

第14条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が地域のさまざまな課題の解決に取り組み、より良い地域社会をつくらうとする自主的かつ主体的な営みをいいます。

- 2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区、町内会及び自治会)をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとします。
- 3 町民は、住民自治の重要性を認識し、自ら積極的にその活動に参加するとともに、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めます。
- 4 町は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して支援その他必要な措置を講じるものとします。

(基礎的コミュニティ)

- 第15条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動します。
- 2 基礎的コミュニティは、近隣の住民を構成員とする基礎的自治団体としての役割と責任を自覚し、地域自治団体の主たる担い手として参画するよう努めます。
 - 3 町は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、また自主性及び自律性を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じるものとします。

(地域自治団体)

- 第16条 町民は、地域が目指す将来像を自ら描きその実現に向け主体的に取り組むために、別に定める区域を単位とする地域内において、多様な主体で構成される地域自治団体(以下「自治協議会」といいます。)を、1つの区域において1に限り設置することができます。
- 2 自治協議会は、町及びその他の団体と連携しながら地域の諸課題の解決に向けた地域自治活動を行うものとします。自治協議会は、当該地域の全ての住民及び基礎的コミュニティ並びにその他の団体を構成員とします。
 - 3 町長は、自治協議会の役割を認識し尊重するとともに、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じなければなりません。
 - 4 町は、自治協議会との協議の上、事務事業の一部を自治協議会に委ねることができます。この場合において、町は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。
 - 5 自治協議会に関する必要な事項は、別に定めます。

第17条 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組みます。

- 2 自治協議会は、透明で民主的な運営を行うための規約や組織を構成しなければなりません。
- 3 自治協議会は、地域のまちづくりの目標、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画を策定します。
- 4 町民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めます。

(町民公益活動)

第18条 町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために自発的かつ自主的に行われる非営利の町民公益活動に関心を持ち、尊重します。

- 2 町民は、自ら町民公益活動を行う団体を形成し、又は参加することができます。
- 3 町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めます。
- 4 町は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、別に定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じるものとします。

第19条 前条に規定する「町民公益活動」とは、町民の自発的な参加によって行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

(生涯学習)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。

- 2 町及び町民は、町民の多様な学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動への参加、参画を促すよう努めなければなりません。

第6章 町議会並びに町長及び町の職員の役割と責務

(町議会の役割と責務)

第21条 町議会は、法令で定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される吉野町意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。

- 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視する役割を担います。
- 3 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開するなど、開かれた議会運営に努めます。
- 4 町議会は、町政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能及び立法機能の強化を図ります。
- 5 町議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。
- 6 町議会の組織、活動等に関しては、別に定めます。

(町議会議員の役割と責務、倫理)

第22条 町議会議員は、町民から選ばれた者として町民の信託に応え、常に公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の代表者としての品位と責務を念頭におき行動しなければなりません。

- 2 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、常に研鑽に努め、審議や行政監視及び政策立案の能力向上に努めます。
- 3 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に説明するとともに、広く町民の声を聴き、これを議会の審議に反映させるよう努めます。

(町長の役割と責務、倫理)

第23条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。

- 2 町長は、吉野町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。

- 3 町長は、施策の執行にあたっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければなりません。

- 4 町長は、前各項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町の職員の育成に努めなければなりません。

(町の職員の責務)

第24条 町の職員(以下「職員」という。)は、町民全体の奉仕者であるという自覚を持ち、法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、その職務を遂行するにあたって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければなりません。
- 3 職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修等に積極的に参加するなど研鑽に努めなければなりません。
- 4 職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めます。
- 5 職員は、職務上知り得た情報については、細心の注意を持って扱わなければなりません。

第7章 町政運営 [行政経営]

(町政運営<総合計画>)

第25条 町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町民参加のもと、最上位の計画として総合計画を策定します。

- 2 総合計画の基本構想については、議会の議決を得るものとします。
- 3 町長は、総合計画に掲載される施策については、政策目標をわかりやすくするために指標を掲げ、毎年度、適切な進行管理を行い、その結果を公表します。
- 4 町が進める政策等は、総合計画に依拠するものとし、各政策分野の計画の策定又は改定にあたっては、総合計画との整合を図ります。
- 5 町長は、総合計画について、社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図ります。見直しにあたっては、町民参加の審議会に諮るものとします。

(町政運営<行政組織>)

第26条 町長は、社会情勢や行政課題に的確に対応できるよう、効率的かつ機能的な行政組織を編成するとともに、責任を明確にして、組織間の連携を図らなければなりません。

- 2 町長は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

(町政運営<財政運営>)

第27条 町長は、予算の編成及び執行並びに決算にあたっては、総合計画を踏まえ、効率的かつ効果的な行政経営のもとで最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。

- 2 町長は、予算編成過程の透明性を図り、町民が予算及び決算を把握できるよう、情報の提供に努めなければなりません。
- 3 町長は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握し、公表しなければなりません。
- 4 町長は、社会経済情勢の動向を踏まえ中長期的な財政見通しを作成するよう努めます。

(町政運営<政策法務>)

第28条 町は、地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法と法令解釈に関する自治権を積極的に活用します。

- 2 町は、条例、規則等の整備や体系化に努めます。

(町政運営<法令遵守、公益通報>)

第29条 町は、町政運営の透明性の向上を図るとともに、町政を公正に運営するために、常に地方自治法(昭和22年法律第67号)等の法令等を遵守しなければなりません。

- 2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報について必要な措置を講じなければなりません。
- 3 職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実をすみやかに通報しなければなりません。
- 4 正当な公益通報を行った職員は、そのことを理由に不当な扱いをされることのないよう保障されなければなりません。
- 5 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。

(町政運営<説明責任、応答責任>)

第30条 町は、町政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明しなければなりません。

第31条 町長等は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。

- 2 町長等は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めます。

(町政運営<広報・広聴、パブリックコメント>)

第32条 町は、町政の方針や動向等の情報については町民に対して積極的に広報し、また、町民からの意見、提案等を求めるよう努めます。

- 2 町は、多様な手段で分かりやすい広報を行い、かつ多様な手法で広聴に努めます。

3 町長は、町行政に関する重要な条例や政策の策定及び改廃に際しては、町民等から広く意見を募るパブリックコメントを行うものとします。パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に定めます。

(町政運営<行政手続>)

第33条 町は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、法令等に基づく届出に関する手続について、透明性の向上を図り、公正かつ迅速に行わなければなりません。

- 2 前項に関することは、別に定めます。

(町政運営<行政評価>)

第34条 町長等は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等について行政評価を実施し、町民にわかりやすく公表しなければなりません。

2 町長等は、前項の評価結果について、総合計画の進行管理及び予算、事務事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。

3 町長等は、行政評価を行うにあたっては、必要に応じて町民、専門家等の意見を聴く機会を設けることができるものとします。

(町政運営<外部監査>)

第35条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

(町政運営<危機管理>)

第36条 町長等は、日頃から災害等の危険を予測し、災害時に被害を可能な限り減らすよう、事前の対策を講じるとともに、緊急事態に適切に対処できる総合的かつ機動的な危機管理体制の充実及び強化に努めなければなりません。

2 町長等は、町民及び関係機関と相互に連携、協力しながら、町民の安全と安心の推進に取り組みなければなりません。また、災害時においては、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければなりません。

3 町民は、一人ひとりが「自らの命は自ら守る(自助)」、「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」を基本に、平時から家庭、地域、職場等で防災への積極的な取組みに努めます。

第8章 住民投票

(住民投票)

第37条 町長は、町政にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認する必要があると認めたときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

2 町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。

3 住民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めます。

4 投票資格者を定めるにあたっては、定住外国人や未成年者に配慮するものとします。

5 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第9章 世界遺産等を活かしたまちづくり

(世界遺産等を活かしたまちづくり)

第38条 町民及び町は、私たちの誇りとする世界遺産等を有するまちとして、豊かな自然環境並びに歴史資源の保全と継承に努めるとともに、国際的な注目を集めていることに鑑み、国際観光地として、おもてなしの心あふれるまちづくりに努めます。

第10章 連携

(広域連携)

第39条 町は、国、県及び他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、自立した自治体運営を目指すとともに、共通の課題又は広域的課題を解決するため、これらと相互に連携し、協力するよう努めます。

2 町民及び町は、他の地方自治体の住民との交流や連携の取組みを通じ、互いに学び合い、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めます。

(国際交流・多文化共生)

第40条 町民及び町は、国際社会に果たす役割を自覚し、人権尊重や多文化共生、平和の維持の理念を掲げつつ、広く国際社会との交流及び連携に努めます。

2 町民及び町は、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、積極的に国際的な連携を図り、国際観光地としてのまちづくりを推進します。

3 町民及び町は、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進します。

第11章 条例の位置付け、見直し

(条例の位置付け)

第41条 この条例は、吉野町の最高規範であり、町民及び町はこれを遵守しなければなりません。

2 町は、他の条例等の制定改廃及び各種基本計画策定等にあたっては、この条例を尊重し、整合を図らなければなりません。

(条例の見直し)

第42条 町長は、この条例の基本理念を踏まえ、各条項が社会情勢に適合したものかどうかを、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証するものとします。

2 町長は、前項に規定する検証の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断した際には、必要な措置を講じるものとします。

3 町長は、本条第1項に規定する検証及び前項に規定する必要な措置を講じるにあたっては、町民の意見を聴取しなければなりません。

(運用<第三者機関>)

第43条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、吉野町まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。また、この条例の改正又は廃止に関する諮問に対して審議を行い、町長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとします。

3 前各項までに規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(吉野町まちづくり基本条例策定審議会条例の廃止)

2 吉野町まちづくり基本条例策定審議会条例(平成25年9月17日条例第13号)は、廃止する。

8 各政策に関連する主な施設等一覧(令和8年3月時点)

政策1 人を育む吉野町に関連する主な施設等



政策2 循環と発展をめざす吉野町に関連する主な施設等



	種類	文化財名	所有者	
①国指定文化財 (国宝)	建造物	金峯山寺本堂	金峯山寺	
		金峯山寺二王門	金峯山寺	
	彫刻	木造玉依姫命坐像	吉野水分神社	
	考古資料	大和国金峯山経塚出土品	金峯山寺	
		金銅藤原道長経筒	金峯神社	
	書籍典籍	金峯山経塚出土紺紙金字経	金峯山寺	
		金峯山経塚出土紺紙金字経	金峯神社	
	②国指定文化財 (重要文化財)	建造物	吉野水分神社	吉野水分神社
			吉水神社書院	吉水神社
			金峯山寺銅鳥居	金峯山寺
宝篋印塔			山口区	
吉野神宮			吉野神宮	
絹本着色千手千眼観音像			金峯山寺	
絵画		板絵著色廻船入港図額	金峯山寺	
		木造天万幡幡千々姫命坐像	吉野水分神社	
彫刻		木造童子立像(伝普成、普建)	金峯山寺	
		木造蔵王権現立像(蔵王堂安置)	金峯山寺	
	木造蔵王権現立像(安禪寺旧本尊)	金峯山寺		
	木造聖徳太子立像	金峯山寺		
	厨子入木造蔵王権現立像	如意輪寺		
	木造五智如来坐像	大日寺		
彫刻	木造地藏菩薩坐像	桜本坊		
	木造役小角像	桜本坊		
	銅造釈迦如来坐像	桜本坊		
	木造金剛力士立像	金峯山寺		
	金銅五鈴鈴	金峯山寺		
工芸	色々威腹巻	吉水神社		
	銅燈籠	金峯山寺		
	金銅装笈	金峯山寺		
	梵鐘	金峯山寺		
	鉄鐺卒塔婆透シ	金峯神社		
	御消息紙本墨書(伝後醍醐天皇宸翰)	吉水神社		
	紙本墨書慶長十九年五山衆試文稿	竹林院		
書籍典籍	花鳥餘情	阪本龍門文庫		
	日本感靈録抄	阪本龍門文庫		
	万代和歌集	阪本龍門文庫		
	平等院経蔵目録	阪本龍門文庫		
	線刻蔵王権現鏡像	金峯山寺		
考古資料	大和国金峯山経塚出土品	金峯神社		
	宮滝遺跡			
史跡	大峯奥駈道			
	吉野山			
史跡名勝	吉野山			
天然記念物	妹山樹叢			
無形民俗文化財	吉野の樽丸製作技術(吉野の樽丸製作技術保存会)			
③国指定文化財 (登録文化財)	建造物	本善寺本堂 以下11件	本善寺	
		吉野神宮表鳥居	吉野神宮	
		北岡本店酒蔵東棟 以下2件	北岡本店	
④県指定文化財	建造物	天満神社本殿	天満神社	
		阪本仙次別邸白雲荘	吉野山保勝会	
	彫刻	木造釈迦如来坐像	金峯山寺	
		木造釈迦如来立像	金峯山寺	
		木造大日如来坐像	東南院	
		木造阿弥陀如来立像	弘願寺	
		紙本着色吉野曼荼羅	如意輪寺	
	絵画	絹本着色吉野曼荼羅図	金峯山寺	
		絹本着色不動明王二童子像	桜本坊	
	工芸品	銅梵鐘	意運寺	
		黒漆金銅装神輿	吉野水分神社	
	古文書	大峯葛城入峯日記	阪本龍門文庫	
	考古資料	菅生寺五輪塔納置品	菅生寺	
		宮滝遺跡出土品	吉野町	
	史跡	龍門寺塔跡	国	
	名勝	大蔵神社庭園	大蔵神社	
	天然記念物	津風呂神社のサカキカズラ	津風呂神社	
		山口のツルマンリョウ	高鉾神社	
イワツバメの越冬地				
桜本坊のギンモクセイ		桜本坊		
無形民俗文化財	金峯山寺の蓮華会	蓮華講		
	国栖奏	国栖奏保存会		
	国栖の太鼓踊り	国栖区		
⑤町指定文化財	彫刻	木造役行者坐像	桜本坊	
		金峯山寺文書	金峯山寺	
	無形民俗	小名の花笠行事	小名区	
		吉野水分神社の御田植神事	吉野水分神社	

政策3 安心できる吉野町に関連する主な施設等



政策4 持続可能な吉野町に関連する主な施設等

